



資料乙第六十五號 B

(昭和十八年四月印刷)

内閣府庶務課

内閣書記官

重慶政權の政情

内閣府庶務課	圖書 番號 一一一	機密圖書(音場付)
--------	-----------------	-----------

241

極秘

東亞研究所

312

131

重慶政權の政情

東亞研究所

擔當者 第三部 中村治兵衛

内閣文庫
一冊
九七五〇号
和書

緒言

- 一、本稿は昭和十五年度業務「東亞新秩序と支那の政治的地位」の一部たる「東亞新秩序と抗日政權」の報告である。
南京に國民政府が成立し、我が國が承認した今日、こゝに謂ふ抗日政權とは主として重慶の蔣政權をさすものである。その内容より重慶政權の政情と題することとした。
- 一、當初抗日政權を對内、對外に分つて考察することとしたが、時日と人の關係上、遂に主として抗日政權の對内的政治的事情の考察に止まり、重慶政權と列強との關係は結論たる第六章「東亞新秩序と抗日政權」において究明するに止まつた。
- 一、本稿の材料は大體昭和十五年末までの資料に據つたが、二三のものについては其後のものにも及んだ。
- 一、本稿に取扱つた事項の中には頗る機密に屬することもあるため、明確に述べられなかつたところもあるが了承せられたい。
- 一、本稿の材料には坊間において入手し難い支那側の新聞、刊行物及び日本外務省、上海領事館、

滿鐵等の秘密資料があるから取扱ひに注意せられたい。猶一々明記しなかつたが、章節末に引用した文献中單行本及び雑誌論文以外は主として秘・極秘のものであることを了承せられたい。(二六〇一・二〇・二八)

一、本稿は大東亞戦争前に草したものであり、その後第一―三章には一部の補足を行つたが、第四―六章は全く舊稿のまゝであることを御承知願ひたい。(二六〇二・一〇・三〇)

目次

緒言

第一章 國民黨の性格と地盤

- 第一節 國民黨の歴史的性格……………一
- 第二節 國民黨の社會的基礎と地盤……………三
- 第三節 事變後の重慶國民黨……………九
- 第四節 各派の動向……………三

第二章 抗日政權の政治機構と施政

- 第一節 戦時政治機構……………三
- 第二節 戦時經濟機構……………七



目次

第三節 地方政治の概況…………… 四七

第四節 四川・雲南の地方政治と改革…………… 五

第五節 蔣經國の江西（第四區）建設三年計畫…………… 六〇

第六節 新縣政の實施と意義 附縣各級組織綱要…………… 七〇

第三章 民衆動員の狀況…………… 八九

第一節 國民黨の民衆運動…………… 八九

第二節 國民黨の民衆動員…………… 九四

第三節 中共の民衆動員——山東南部遊擊地區に於ける…………… 一〇三

第四章 軍事狀態…………… 一〇八

第一節 事變前の支那軍…………… 一〇八

第二節 事變後の軍事狀態…………… 一〇〇

第三節 支那軍の社會的構成…………… 一一三

第四節 軍事機構…………… 一二九

第五節 軍需狀況…………… 一三一

第六節 新軍の發生——山西新軍につきて…………… 一三四

第五章 國共關係…………… 一四三

第一節 第二次國共合作…………… 一四三

第二節 憲政問題と國共の對立…………… 一四八

第三節 國共の摩擦——特に新四軍事件につきて…………… 一七一

第六章 東亞新秩序と抗日政權…………… 一五九

附錄

一、概括年表……………

二、掲載圖表一覽表……………

三、事變直前に於ける國民黨々員總數表……………

第一章 國民黨の性格と地盤

第一節 國民黨の歴史的性格

今日支那に於ける抗日勢力とは、言ふまでもなく第三國の援助に依存する重慶の蔣介石を中心とする國民黨政權と重慶の政令下にあるとは云へ近時對立が激化しつつある延安を中心とする中國共產黨である。國共兩黨の關係については後述するが、重慶政權はあくまで抗戰の領導權が自己の掌中にあることを主張し、各黨各派の人材を網羅して對日抗戰の爲めの國民参政機關として國民参政會を設置し更に國民大會の召集を決意したにしろ、國民黨一黨の獨裁政治の意圖を放棄するものではなく、總裁制によつて唯生論を武器とする蔣介石の獨裁の傾向が深化しつつあるのである。故に抗日政權の抗戰體制を逃べるに先立つてその根幹をなす國民黨の社會的基礎と内部各派の動向を論ずることとする。

現在支那社會は半封建的、半植民地的であると規定されてゐる。國民黨はかゝる支那社會の地盤の上にたつて一應支那の近代的民主主義改革を達成せんとする支那の地主資産階級の政權であると云へようが、その近代化の本來の目標は歐米資本主義化の道でも、ソヴィエット化の道でもなく、五五憲法に「中華民國は三民主義共和國とす」とある如

く支那革命の父たる孫文の獨得の三民主義の實踐にある。處が三民主義は戴季陶・周佛海の民生問題を中心とする解釋論争より陳立夫の唯生論に發展するに及んで、訓政に名を借る蔣介石の獨裁に直接役立てるための國家主義の理論に逸脱し去つた。こゝにおいて現在毛澤東の新民主主義論にみられる如く三民主義の正當な實踐要求を通じて、中共側より國民黨の三民主義の解釋の批判と共に、國民黨獨裁政治打破が企てられるに至つたのである。

國民黨は當初中日留學生を中心とする滿清打倒の共和主義者の集團たる同盟會に發足し、華僑を經濟的基礎とし、新軍、秘密結社を通じて都市貧民農民を背景とし、民主主義者を加へて反清勢力の同盟として辛亥革命に参加して民族革命を成就した。が列強及清朝と共に亡びるのを欲しなかつた舊官人地主層は、北洋六軍と妥協して軍閥時代を形成せしめた。軍閥抗爭期間中、歐洲大戰を契機として買辦資本として出發した支那の民族資本に産業資本の發展をみ、近代的労働者がこれと共に輩出した。ロシア革命によるソヴェト聯邦の成立と共に黨首孫文は聯俄容共を決議して、従來の黨の基幹であつた學生知識層、商人、資産層の他に、労働者農民を自らの陣營に加へ、民族資本とも聯繫して北伐を完成した。がその間國民黨は左右兩派に分れて統一戦線は分裂し、右派のクーデタの勝利と共に左派は徹底的に彈壓せられ、資産層の民主主義の重大な要素をもつ土地改革は放棄され、農民、労働者の大部分をその陣營より失ふに至つた。これより後國民黨は列強資本と封建的地主階級との妥協抱合を餘儀なくせられ、中國共產黨の據頭に対抗するためこの連繫を更に強化したのである。實に國民黨は地主、民族資本買辦資本を含む、小資産層の聯合政黨である。

支那事變前國民黨軍閥の經濟的基礎をなしたものは、言ふまでもなく浙江財閥である。浙江財閥は、舊南京政權との抱合によつて銀行を通じて財政危機を切り抜けるための政府發行公債の引受を通じて肥つて行つたとは云へ、その指導権は宋子文、宋子良を中心とする新官僚資本間に移行した。南京政權は、かゝる産業資本との結合なしに國際的金融資本に孕育されつゝ増大するに至つた銀行資本といふ變態的金融資本の基礎の上にあつた。一九三二年（滿洲事變及び上海事變）以降、南京政府の經濟建設は、財政危機と遊休貨幣資本との膨脹の間に行はれて官營による産業の獨占化にすゝみ、支那に於ける銀行資本の買辦的機能は、地方政權を壓して原料市場に於ける商業的機能（農産販賣）の獨占にまで進展した。これは幣制改革によつて更に強化せられ、地方政權の中央化の促進をみた。が經濟建設幣制改革が英米の支援の下に行はれたことは、植民地化の一段の業化として把握せられるのである。しかもこれと併行して民族復興のための新生活運動が提唱せられた。こゝに注目しなければならぬことは、本來の國民黨的イデオロギ（三民主義）も民族資本も、かゝる植民地化へは強い反撥面を有してゐるのである。半植民地性、半封建性の支持者であり乍ら、これらを止揚せんとする面をもつこの矛盾が國民黨内部に介在してゐるのである。

第二節 國民黨の社會的基礎と地盤

事 變 前

かくの如く國民黨は、民族革命國民革命を通じて幾多の階級又は層と離合をかさねてきたため、その黨の社會的內

重慶政權の政情

容は、極めて複雑であつて各階層、多くの派閥が存在し、しかも派閥は純粹に或階級、又は層を代表するものでなく、縁故、同郷、同學關係等による私的間の傾向等をもつてゐる。黨の社會的要素として黨員の職業別を十五年の統計によつてみると左の如くである。¹⁰

表別業職員黨

工	農	學	商	軍	自
二九・〇	七・五	一〇・五	四・三	二三・〇	二五・七
人	界	界	界	山	業

民國廿三年の中國國民黨年鑑には全國統計がなく、軍隊黨部を別にして浙江(廿年)河北(廿一年)江西(廿二年)南京(廿一年)の省市黨部の統計がのつてゐる。¹¹

省市黨部職業別表 1 (民二〇—二二)

職業別	浙江	河北	江西	南京
工	一七・七九	二〇・九六	六・五二	一・八
農	二・六三	一・二三	三・三六	三・六
林				
漁				
牧				
礦				

(民廿三國民黨年鑑)

職業別	浙江	江西	河北	南京
商	一五・二一	五・二〇	一五・五〇	二・四九
交			八九	
通				
機	一七・〇六	一七七	二三・七二	五一・八八
關	三二・四一	三一・八三	二四・七九	
服	九一	三三四	二七四	
務				
教育、文化、藝術				
自由職業	八・二四	一七三	四七三	一七・六
その他職業	五・七五	五・九五	五・〇五	〇九
無業(學生包括)		四・三六	五・一〇	一七・四〇
失業		九・六三	七・六一	五・〇七
不明				二〇・五〇

これによつてわかる如く教育、文化、藝術、自由職業、無業(學生包括)等の知識層が黨の主要構成分子である。次に右表中の教育文化、藝術、自由職業、無業(學生)を知識層として一括すれば、左表の如くなる。¹²

省市黨部職業別表 2 (民二〇—二二)

職業別	浙江	江西	河北	南京
農	一七・七九	六・五二	二〇・九六	一・八
林				
漁				
牧				
礦				
工	二・六三	三・三六	一・二三	三・六
商	一五・二一	一六・三九	五・二〇	二・四九

(民廿三國民黨年鑑)

第一章 國民黨の性格と地盤

重慶政權の政情

機關	職務	一七・〇六	二三・七二	一・七七	五一・八八
知事	の	三九・〇七	三二・五八	四一・二二	一九・一六
共計	他	八・二四	一七・四四	一五・七二	二五・六六
總計		一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

これによつてもわかる如く、知識層が黨の第一位を占めてゐることは、半植民地における知識層の進歩的革新的役割を反映してゐるものとして注目しなければならぬ。

猶次に中共との闘争を通じて黨軍の擡頭をみ、蔣介石の獨裁の背景をなしてゐることは、その軍隊黨員の數からもうかがはれるのである。今民國廿二年（一九三三）と廿五年（一九三六）の申報年鑑によつて國民黨員の數をみると左表の如くである。

省市黨部と軍隊黨部との比較表

黨部別	廿二年（一九三三）	%	廿五年（一九三六）	%	増加數	%
省市黨部	三六二、八〇二	三三	四九六、三九六	三〇・八	一三三、五九四	二八
軍隊黨部	二九六、四七〇	九	三四七、二九九	六・二	五〇、八二九	一
海外黨部	六六、三三二	九	一四九、〇九七	六・二	八二、七六五	一
總計	九九、〇三八		九九、一七四		一三六	

（民廿二年並に廿五年）

總計	預備黨員	黨員	軍隊黨部	預備黨員	黨員	總計	預備黨員	黨員
八六、一二五	一一、九一三	六七〇、六二二	四三五、二一〇	二三五、四一一	一一、三二、四六二	八一九、八〇五	三一四、六五七	三、〇九〇
九、九五九	五九	一、〇一五、五八一	四九一、五九二	五三三、九八九	一、六一、一五一	九二八、一〇六	六九三、〇四五	二、九六四
三、〇九〇	二、九六四	三四四、九五九	五六、三八二	二九八、五七七	四七八、六八九	一〇八、三〇一	三七八、三八八	七二
七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二

（民廿二・廿五申報年鑑）

右表によつて知られる如く軍隊黨員はしからざる黨員より總數において、廿二年には四六、八四〇人、廿五年には五九五、五七〇人多く、純黨員においても廿二年には五二、六一五人、廿五年も六五、〇七八人多いのである。黨員の増加總數において軍隊黨部は七割を占め、省市黨部は三割弱であり、省市黨部の増加率は三六パーセントであるのに軍隊黨部の増加率は實に五〇パーセントに上つてゐるのである。

國民黨員の地理的分布の状態を、民國廿三年中國國民黨年鑑の黨員分佈の分區觀察表によつて考察すると左の如くであるが、更に詳しく各省別にみると黨員の數から云つて民國廿二年（一九三三）には、廣東、江蘇、河南、浙江、湖南、河北、湖北、江西、四川、安徽、山西、山東、雲南、貴州、福建の順位であり、大體廣東、江蘇、浙江の三省

(年二十廿民)表別城地の員黨

區分	十一年	十二年
蘇浙皖	五二,〇二〇	五九,六九五
閩粵桂	八八,一七四	一三一,九四八
湘鄂贛	六三,六八八	四七,八八三
黔川	一,九〇五	三〇,九〇二
豫魯	三六,〇一三	四七,八五七
晉陝甘	一三,七七六	一四,二五二
遼吉黑	二,九六二	六,五七一
熱察綏	二,七五〇	六,六四九
康海夏	—	二,〇三九
新蒙藏	—	四〇
合計	二六三,六二八	三四七,八三三

(續年黨民國年三廿民)

に黨員の半数は集中されてゐた。従つて今日重慶政權の據る西南各省の國民黨員の数は、十二年十一月の中央發出黨員黨證及豫備黨員證書份數統計表によると(民廿三年國民黨年鑑乙二一四)次表の如くであつて多年地方軍閥の地盤の四川省には、藍衣社系の國民黨員の比較的增加をみても未だ沿海諸省に遙かに及ばず實に西南地區の黨員は黨員總

西南地區黨員分布表(民廿二)

廣西	七,一九九	一,八九
雲南	九,二〇四	二,四二
貴州	八,七一六	二,二九
四川	一九,四四四	五,一一
西康	—	—
計	四四,五六三	一一,七二

(民廿三國民黨年鑑)

廿二年末黨員	%	(候補黨員を含む)	%
後方	三三,七三〇	一四,六一	五二,五二三
戰區	一〇七,六〇五	四七,七一	一七,〇
遊擊區	八六,七八四	三八,三	四三,八
計	二二八,一一九	一〇〇,〇	三九,二
		三〇〇,九五七	一〇〇,〇

數の一分五分にすぎず、事變當初多大の困難を感じ、中央軍といふ實力によつて制壓するの他なく、絶えず地方將領との地盤争奪による摩擦が傳へられた所以である。

第三節 事變後の重慶國民黨

黨組織

西遷と共に國民黨中央黨部も四川に移り、四川を根據として従來國民黨の勢力の及ばなかつた西南・西北地區の黨組織の強化を企てることとなり、後退した黨員は多く奥地において新黨員の獲得に努力しつゝある。奥地の黨組織、黨員獲得の對策として生れたのが、三民主義青年團である。三民主義青年團に就いて述べるに先立つて一般黨組織の

再建工作について一言することとする。

南京陥落後翌廿七年三四月にかけて國民黨は、漢口に臨全大會ついで四中全會を開催した。國民黨の再建工作案（黨務改進並に黨政關係調整案）はこの二つの全會に於てほぼ定まつた。即ち國民黨總裁制の設立を初めとして、國民黨總章の大修正が行はれ、中央執行委員會下の各委員會を部長制に改めると共に、新に黨務・訓練二委員會を設けた。こゝに中央黨部の組織は組織・宣傳・社會・（調査・統計・職業・文化・婦女）各部と黨務・訓練二委員會となつた。かくの如き中央黨部の集權制採用に併行して、地方黨部も再編成せられ、省黨部には主任委員制、縣黨部には書記長制、區黨部には書記制を施行することとなつた。黨の再建工作として新に三民主義青年團を組織する案を決定した。亦黨政關係調整の原則としては

- 1、中央に於ては黨を以て政治を司る形態
- 2、省及び特別市に於ては黨政聯繫の形態
- 3、縣に於ては黨政融和、即ち黨を政治に融化する形態

をとることとした。かくして四中全會に於ては、中央執行委員會常務委員を十五名に増員し、その顔ぶれは丁惟汾、戴季陶、閻錫山、鄒魯、李文範、居正、孔祥熙、馮玉祥、陳果夫、白崇禧、于右任、孫科、葉楚傖、陳公博であつた。同時中央黨部の役員も次の如く改選せられた。

組織部長 張勵生

副部長 谷正綱・吳開先

宣傳部長 顧孟余（周佛海代理）	副部長 蕭佛成・董顯光
社會部長 陳立夫	副部長 張道藩・馬超俊
僑務部長 陳樹人	〃 周啓剛・蕭吉珊
秘書長 朱家驊	〃 甘乃光

同四月には國民黨禁止別小組指令を發布し黨内各黨各派の政治運動の統制を計つた。六月には三民主義青年團々章を發布する一方蔣介石は「非常之大時代業已降臨之今日、欲完成抗戰建國之艱鉅事業、自必更有繫於全國青年之一致團結・共同努力」と「告全國青年書」を以て青年に呼びかけ、青年層の獲得に努力するに至つた。七月、C・C團と藍衣社は軍委會調査統計局に統合せられ、一應兩者の合作なると共に、三民主義青年團中央臨時幹事會が成立した。

越えて十月武漢・廣州が陥落するや、反共を呼號するC・C團は分裂し、汪精衛・周佛海は重慶を脱出し、國民黨は危機に見舞はれた。翌二八年一月、重慶に開かれた五中全會はこれが對策として、國防最高委員會の設置による各黨各派の聯繫の強化を初めとして、國民抗敵公約、國民精神總動員の提唱と共に、黨員訓練の強化・擴大を策し、三年調訓計畫を立案し、小組訓練綱領・黨政訓練班を制定し、三月には黨員訓練のための中央訓練所が設けられた。七月にはC・C團と藍衣社の統合が崩れ、八月には汪派へ黨籍開除、通輯命令が發せられ、九月には三民主義青年團が正式に成立し、青年層の大々的獲得に努める一方、十月公務員服務法を修正して地方行政官吏・黨員の綱紀肅正を要望した。十一月の六中全會に於ては、蔣介石が行政院長に就任すると共に、中央黨部役員の改選が行はれ、奧地農村

の組織化を真剣に考慮するに至り、新縣制に並行して農村に於ける黨組織網の確立、區分部小組の健全、新黨員の募集擴大（預備黨員制の廢止）民生主義の實踐等を決議した。改選後の中央黨部役員は左の如くである。

- 秘書長 葉楚傖 副秘書長 甘乃光
- 組織部々長 朱家驊 副部長 吳開先・馬超俊
- 宣傳部々長 王世杰 〃 潘公展・董顯光
- 社會部々長 谷正綱 〃 王秉鈞・洪蘭友
- 海外部々長 吳鐵城 〃 蕭吉珮・周啓剛

新國民政府成立、第二次歐洲大戰の佛の單獨媾和等を背景として、七中全會（二九年七月）は和戰問題の討論を行つたが、黨務政治機構の改革として、中央設計局、黨政工作改核委員會（婦女部）の設置が決議せられ、十月黨部の社會部を行政院に移管した。翌三〇年三月の八中全會には、黨務三年計畫を樹立し、特に黨政關係の融和調整を力説した。新縣制の實施に伴つて奥地農村の政治機構の再編成を企てると共に、黨組織網の鄉鎮（農村）への確立を企てるに至つた。（新縣制については第二章第六節参照）

右に述べたところを要約すると、黨の再建工作として、黨員訓練の擴大強化、黨政關係の調整、新縣制と併行しての黨組織網の確立、黨員の汪派への合流の防止等である。然らば國民黨の現勢力は如何なるものかと云ふと、資料の不足によつて明確にし難いが、六中全會の黨務報告によ

ると、次の如くである。

事變後國民黨の勢力表（民二八年）

二八年末	區分部（連隊黨部）	小組	黨員數
縣黨部	七、四〇七	一一、八八六	一、四〇〇、〇〇〇
市黨部	五、三五六	一五、四六六	
總計	一二、七六三	二七、三五二	

（六中全會黨務報告）

今この數字を比較する材料が乏しいため、事變前（廿一年末）の區分部の數と比較すると

黨部（區分部）の事變前との比較表

黨部別	廿八年末	廿一年末	増減數
縣黨部	七、四〇七	一一、一二七	(-) 三、七二〇
市黨部	五、三五六	三、二一六	(+) 二、一四〇
總計	一二、七六三	一四、三四三	(-) 一、五八〇

（區分部の黨員數は五乃至卅五人）

の如くである。縣市黨部の黨組織の復舊は二八年末には未だ進展してゐないことがわかる。

新黨員の獲得は五中全會後大々的に行はれることとなり、民廿八年上半年期、五中全會後半ケ年の成績は次の如くであるが、これは大部分が軍隊黨員と思はれるのである。

表員黨新募徴
(年八二民)

種別	黨員數	
	黨員	農村份子少數
國內	四四三、八八四	原定計畫ノ四分ノ一
海外	五、五九三	
合計	四四九、四七七	

(六中全會黨務報告)

猶黨政幹部の訓練養成は後述する地方行政、軍事幹部の訓練と共に甚だ熱心であり、中央黨部の訓練委員會が之にあたり、地方の黨員は交替で中央に送り、中央の中央訓練團(所)に於てその養成訓練に努め、三一年度に於ける政治・黨政關係の豫定訓練人數は、二萬一五〇〇人に上つてゐる。

各戰區には戰地黨政委員會があつて黨・政の聯繫を計つてゐることは前述したが、然らば各省の黨務の概況はどうかと云ふと、詳細なことはわからぬが、何れも省を數區に分ち黨務の指導に當つてゐる。即ち四川省に於ては九區に分ち、分區指導辦法を施行して居り、雲南に於ては内外互調服務實施辦法を行ひ、廣東では十八通訊站に分れ、每站は三乃至十縣を包括してゐる。貴州に於ては黨務幹部講習班があり、宣傳・教務・訓練・總務組に分れてゐる。山西では八區に分れ、區には黨部指導員が居り、江蘇も九區に分れ、時として黨政巡視團がこれを監察してゐる。

三民主義青年團は臨全大會の討議を経てC・C團の陳立夫が中共の進出に對抗すべく立案し、藍衣社の康澤も之に

協力し、反共運動として出發したが、その指導は陳誠、張治中、胡宗南、康澤等の黃埔系、藍衣社系の掌中にある。

三青は民國廿七年(昭十三)夏七月漢口において中央臨時幹事會が成立したが、正式成立をみたのは翌廿八年九月である。中央幹事會と監察委員會に分れ、夫々常務幹事、幹事、候補幹事が設けられ、當時中央幹事會は書記長(陳誠、辦公室主任柳克述、副主任謝然之)總務處(長は莊明遠、副は項定榮)組織處(長は胡宗南であるが康澤が代理し、副は程思遠、任覺伍)訓練處(長は王東源、戴之奇)宣傳處(長は葉湖中、副は高良佐)經濟處(長は何廉)社會服務處(長は盧作孚、副は張伯瑾)に分れてゐた。三青は革命青年を團結し、三民主義を力行し、民族を復興するを以て旨とするものであり、將來百萬人の青年の訓練を目標としてゐる。當初十八歳より卅五歳迄の青壯年三萬名の獲得をめざし、蔣介石は之に信仰・品格・體格・生活・服務の五つを訓話してゐる。がその後年齢は十八―二十五歳迄に引下げ、幹部は二〇―三〇歳の大學、專門學校出身の青年である。各省に支團部を設け、支團部は區團部、分團部區隊、分隊に分れる。

三民主義青年團は湖南が最も活潑であり、その他の各省及び邊疆の雲南、廣西、廣東、青海、甘肅等省にも廿八年秋頃より漸次設けられてゐる。大體基層幹部の訓練を重んじ、黨務においても三青を黨の生命とさへ云つてゐる。が三民主義青年團は黃埔系(藍衣社)、C・C團と共に蔣介石直系色が頗る濃厚であり、蔣の獨裁を支持する有力な一機關と化しつゝある。湖南では戰地服務隊(宣傳、服務二股)流動軍民服務隊が組織され、高初級中學校に團部、區隊を設け、青年の組訓を重要工作として居り、重慶では三青の勞働服務營があり、廣西でも服務團を組織し、雲南では

重慶政權の政情

一六

團務講習會を開催し、甘肅では合社事業に努力し、各縣に三青の區團部一、分團部七六、區隊七一、分隊四八一を設けてゐる。その数は成立當初の二七年には一萬であつたが、二八年八月には三萬と云ひ、三〇年には六・七萬乃至十萬と稱してゐる。當初陳誠が團を領導してゐたが、その後張治中の手に移り、藍衣社の康澤が實際指導に當つてゐる。三青の團員の社會的構成をみると、廣東省黨部の三青團員募集の對象であるが（二八・一二・一二、大公報）次の如くである。

(省東廣) 表別業職の員團青三

職 業 別	%	廣 東 省 豫 定 數	男 性	女 性
教 育 人 員	一五	一萬一萬五千	九〇%	一〇%
學 生	〇〇			
工 作 者	〇〇	一〇%	九〇%	一〇%
文 化 人	〇〇			
交 通 人 員	〇五	四五	三五	一五
產 業 技 術 人 員	〇五			
公 務 員	〇五	三五	一五	一五
自 治 保 甲 人 員	〇五			
軍 警 人 員	〇五	一五	一五	一五
商 人	〇五			
農 民	〇〇	一五	一五	一五
計	〇〇			

猶三民主義研究會が黨義教育のために組織され、行政院は三民主義研究會辦法を制定してゐる。中共の進出に相呼應して國民黨の下部組織工作も熱心に進められ、黨員百四十萬と號召してゐる。

社會經濟的基盤

支那の民族主義は英米の果敢なる經濟的進出に向はすして、我が大陸政策の發展によつ、かつた。八・二宣言による中共の政策の變化と同時に、人民戦線派により結成せられた救國民族統一戦線は擴大して「國難以來、領土數省を喪ひ、我が國民悲壯の叫び聲の基を充たすは抗日の二字に過ぎず」と云ひ、民族資本は「唯日本財界の對支投資は中國の法令に依る合法的な許可を得て行ふべしと中國は主張するのみである。従つてこの範圍内に於て日本が如何に發展しても絶対に阻止したりすることはしない。我々の日本に對する態度は、歐米の合法的な對支投資を歓迎するのと同じである。中國の絶対に反對するものは、自由行動式の資源の壟斷であり、走私、毒藥の大量販賣、自由飛行である。また冀東の我が統治權の分割及び察北の我行政機關を一掃して養匪擾邊の根據地とするのに反對するものである」と叫び、かゝる力は蔣の對日妥協政策を放棄せしめて今次の事變となつた。國共再合作による抗日民族統一戦線をもつて抗戰を開始した舊南京政權は重慶政權となることによつて、いかにその性格を變化したであらうか。國民黨の社會經濟的基盤は如何になつたであらうか。

重慶政權は事變によつて沿岸並に長江の産業地帯を喪失し、民族資本工場の大半は破壊或は南京政府の治下に歸屬し、自らを維持し抗戰を繼續するには西南地區に依據せざるを得なくなつた。約三百四十の移轉工場を基盤として奥

地工業建設に着手し、西南經濟委員會を設けて西南地區の經濟建設を内外に號稱して着手したが、所謂四川、西康、貴州、雲南、廣西の西南各省は多年國民黨の政令を容易に聞かざりし地方軍閥の掌中であり、幣制改革に至るまで概して封鎖的地方的經濟を營みつゝあつたのである。かくの如く政治的にも經濟的にも立ち遅れた西南各省に近代的な經濟建設を行ふことは、甚だ困難であつて機械はおろか、これを動かす労働者すら、沿海地方からの招來亦是養成を必要としたのである。かくして重慶政權の必死の怒號にも拘らず、民族資本の奥地への投資は、和平をも顧慮して少く、勢ひ國營企業の形態で施行せざるを得なかつた。この場合舊南京政權に於て、國民黨軍閥と抱合してその經濟的基礎を成してゐた新官僚資本の大資本は、銀行を通じて又その代表者を送つて國營企業の中樞を握らしめ、その獨占を更に強めたのである。中央銀行の支配力は法幣の流通・西南に於ける金融網の確立と相まつて漸次西南諸省に及び、地方銀行をその制壓下におき、その勢力は強大となつた。一方我が軍による海外輸血路の遮断と政治的、經濟的進出によつて包圍された重慶政權は抗戰繼續のために廣汎な手工業的生產を復活させ、中小工業の聯合主義をとり、工業合作社を組織する一方、統制經濟の強化を必要とし、四行聯合辦事總處の設置を通じて銀行の國有化となり、列強との借款のパートナー協定によつてタンクステン、アンチモニ、桐油、豚毛、茶葉等の重要物品の貿易國營化を行ひ、進んで國內商業の國營化にまで進まんとする傾向にある。こゝに注目しなければならぬことは、パートナー協定による列強の借款は従來の鐵道借款の如き植民地強化の役割としてよりは、重要産業の官營化を促し、ついでかゝる礦業生産への參與を通じて地方銀行に國家銀行的使命をもたしめ、貿易國營化による商業機構を再編成せしめてゐる

等よりして重慶政權内部の統制強化促進の役割を演じたのである。猶重慶の長期抗戰の理念が「重慶の政策の根本は抗日ではなくて戰爭を通じての民族解放だ。具體的には従來外國商人買辦、滿清遺老の手に左右されてゐる資本と産業を國家、華僑中小資産階級の手に移し、支那の半植民地性を全民族性に變へ、輸入依存を輸出依存に轉換するにある」と云ふのと考へ合せてみる時甚だ興味深いものがある。

従來舊南京政權の財政收入は關稅・鹽稅・統稅が全收入の六割乃至七割を占めてゐたのであるが、事變によつて税關の大部分は我方に接收せられ、鹽稅・統稅の主な徵收區域である沿岸地帯も我が占領地域となり、財政收入は激減するに至つた。こゝに蔣政權は戰費調達の對策として對外的には(一)對外借款及びクレディットの設定(二)華僑の送金及び獻金の奨励、對内的には(一)増稅及び新稅の創設(二)公債の發行(三)國內金銀の蒐集(四)奥地生産力の増強並に商業の振興(五)國營貿易の擴張等を行つたが、對外輸血路の遮断と奥地インフレーションの進行と共に漸次戰費調達は困難となり、地方財政への依存の度を深めて行つた。一方インフレーションは二九年三月頃より激しくなり、まづ土産品の猛騰を來し、次いで糧食の激騰となり、内債の賣行は悪くなり、三〇年五月頃には諸物價糧食の囤積居奇が甚しくなり、都市に於ては經濟不安より社會不安を醸成するに至つた。こゝに三〇年六月、第三次財政會議に於て、田賦の實物徵收並に中央移管を決定し、糧食の確保(インフレーション對策)と共に地方財政の中央化を計る一石二鳥の策をとるに至つた。次いで従來やゝともすれば各省の特權としてされてゐた省營貿易にも統制を加へるに至つた。大東亞戰爭の勃發によつて對外輸血路が空路以外全く遮断されるに至ると、蔣政權の經濟統制は

益々強化の傾向を辿り、三二年一月には鹽・酒・(茶)等の專賣を實施し、遂に國內商業の國營化に迄乗出すに至つたのである。かくして米英の前衛(前進)基礎としての役割を與へられて對日長期抗戰を策しつゝある蔣政權は、西南西北の奥地農村に依據して自給自給を行はなければならぬ窮境に陥つた。こゝに奥地農村農民の地位はしかく重大性を帯び、新縣制による奥地農村の再編成民衆動員の擴大が焦眉の急となるに至つた。(これについては第二章第六節第三章参照)

現在奥地經濟の主な生産機構を擔當するものは農民層、手工業、中小企業、大國家企業(銀行資本)であり、その間に商業資本(地主)大資本家がある。而して大資本家が銀行・國家企業を掌握し、廣汎な手工業・農民層は地主・商業資本の支配下にあつた。經濟的にみると、事變以來和平論の基礎となつたものは、上海への遊資にみられた如く地主・大資本家(主として沿海地区に根據をおく)であり、これに反して抗戰派を形成したのは、中小企業・手工業者・工人層・農民層(特に事變と共に生れ育つた奥地に於ける)であり、これらが政治的には國民黨員の多數を占める知識層(小資産層)及び國民黨下級黨部・下級政治機構を形成してゐる。奥地インフレーションの進展並に大東亞戰爭の勃發に伴ふ國營貿易機構の大打撃によつて浙江財閥は漸次衰退し、財政經濟部門に於ける指導權は經濟部等に於て從來財政・經濟の實務を擔當してきた新官僚派に漸次移行するものと思はれる。従つて今後蔣介石獨裁の下にこれら新官僚派は黃埔系(軍人)小資産層(知識層)と共に國家總動員法等によつて強引に奥地の農民を動員して消極的抗戰を續けてゆくのであらう。

第四節 各派の動向

次にかゝる國民黨政權の變化、國民黨の社會的基礎の動搖に對して、國民黨各派は如何なる態度をとつてゐるかを考察することとする。國民黨の各派は北伐以後、中央派(蔣介石)改組派(汪精衛)太子派(孫科)政學派(黃宇、楊永泰)元老派、胡漢民派、西北派(馮、閻)西南派(廣西派、廣東派)その他地方軍閥等に大略せられるが、胡漢民歿し、汪精衛は改組派並に中央派の中のC・C系の諸分子を糾合して純正國民黨を糾合して純正國民黨を組織し、南京國民政府主席となつた。こゝにおいて現在抗戰國營の諸派は大別して(一)C・C系(二)黃埔系(三)歐米系(四)政學系(五)地方軍閥に分けられるのである。

(一) C・C系

C・C系は一九二六年第一次國共合作の際中共の攻勢に對抗するため、陳立夫、陳果夫が廣東に創立した秘密結社を中心とする一派であつて、その綱領に「蔣介石と中國國民黨、中國革命並に中國政權の最高指導者の意志と命令に對し絶對的に服従し、凡そ最高指導者に反對するものは總て本團の敵となす、最高指導者の絶對的獨裁制を擁護す、三民主義を擁護する中國國民黨は革命の指導機關なり、共產黨その他國民黨以外の一切の政黨に反對す」とある如く蔣介石獨裁の支持と反共を標榜するものである。九一八以後この派は、陳立夫の唯生論を武器として民族復興と反共を強調して當時經濟恐慌によつて没落しつゝあつた知識分子、新官僚を吸収し、教育界並に黨務機關に基礎をおき、

その地盤は江蘇、浙江を中心とする都會勢力であつて、江蘇省黨員は上海南京を除いて二千四百餘、浙江では一千六百餘と云はれ、江蘇省政府、中央黨部、各省教育廳長及び黨務員を勢力範圍とするのである。幹部は重慶政權の教育部長陳立夫、陳果夫を初めとして、張勵生、吳開先、顧健中、潘公展、蕭同滋、張道藩、余井塘、鄧亦同、方治、張冲、徐恩曾、徐孟九等である。

抗戦以後においては、軍事の優越と共に黃埔系軍人が地方行政部門にも進出し、C・C團の地盤である江蘇省すら顧祝同系の韓德勤の下に属することとなり、南京上海の陥落によつて根據地を喪失したC・C團の勢力は弱まつた。又事變當初C・C團の上海における民衆動員工作は拙く、中共、人民戦線派に壓倒せられて、各方面の不滿をかひ、遂に蒋介石すらC・C團にあきたらずして解散を命じた程であつて、從來の如き恩恵を與へなくなつた。廣東陥落前C・C團は廣東方面においてかなり活躍をし、再建工作として三民主義青年團成立を立案したのであるが、この領導權すら藍衣社系の康澤に奪はれて衰退した。その本来の反共的性格からC・C團は屢々中共と對立抗争をし、徹底抗日ではなくしてその中から張秉輝、徐公美、丁默屯、周佛海、唐惠民、その他上海市黨部委員の如き多數の和平轉向分子を出し、C・C團の組織は崩壊し、下層は前途を案じて動搖し分裂傾向をとり、上層は蒋介石附隨を示したのである。その後容共主戦派の陳誠すらが反共を言明し國共關係の悪化に伴うて、重慶殘留のC・C團と藍衣社系との調和が試みられ、幾分勢力を回復するに至つた。昨年夏秋にかけて重慶には親獨論が盛頭した。即ち朱家驊を中心に駐獨大使陳介、程天放、楊杰、劉文島等による獨伊ルート採用による日支和平が策せられたが、C・C系の陳兄弟はこ

れに加つて各方面に働きかけたのである。C・C系の親獨傾向は注目すべきものである。陳立夫は教育部長として西南各校を掌つて青年層へ接近しつゝあり、重慶C・C團は今後も反共の面をもつて働きつゞけるであらう。

(二) 黃埔系

蒋介石の直系軍事勢力一般をさす。舊南京政權においても南京の軍部といふ言葉があつたのであるが、今次の事變によつて軍人は非常に勢力を増大し、戦區、各省主席、督察專員兼保安司令等地方行政部門においても軍人の進出をみた。軍事委員會別働隊、通稱藍衣社もこの一部である。この實力派はその出身より軍官學校系(胡宗南)保定系(陳誠、衛立煌)舊四軍系(薛岳)舊部系(何應欽、顧祝同、張治中、劉峙、朱培德、谷正倫)湖北系、舊東北軍系等にも分けられるのであつて内部は複雑である。藍衣社は北伐前共產黨勢力に對抗するため黃埔軍官學校の生徒及教職員によつて組織された孫文主義學會を前身とし、北伐後は黃埔同學會に凝集せられたのである。九一八事變の國民黨政權の危機に關聯して、賀衷寒を中心とする黃埔軍官學校出身者を基礎とする勢力と顧建中を中心に非黃埔系を基礎とする勢力が統合されて、蒋介石を以て永久の最高領袖とする藍衣社が成立した。藍衣社は蒋介石の獨裁、反共、抗日を當初その目標としたのである。内部は黃埔ファッショと非黃埔ファッショ、留俄黃埔(賀衷寒、鄧文儀)と非留俄黃埔(鄧錫)とも、又湖南派(賀衷寒、鄧文儀、劉建群、雷裕強)四川派(曾擴情、康澤)浙江派(戴笠、宣鐵吾)とも分けられるのである。

が抗戦以後、黃埔系は大體(一)左派(衛立煌、湯恩伯)(二)中間派(大部分)(三)右派(頑固派——胡宗南

李守維)に分かれ、左派は八路軍と合作し民衆工作もそれに倣はんとし、中間派は監視的態度を示し、たえず中共、八路軍に対する防衛を考へ黃埔系の最大の勢力をもち、右派は反共的態度を持してゐた。處が昭和十三年武漢廣東の陥落後、蔣政權が中共の游撃戦術を採用するに至り、右派の勢力はかなり失墜し、陳誠は軍事委員會政治部を掌り第九戰區を統轄し、湖南、湖北の前線區に地盤をおき、左派、中間派の上になつて容共抗戰派の花形として最大の力を擁したのである。併し乍ら國共關係はその後悪化し、昭和十五年初頭陳誠自ら「八路軍は遊して戦はず」と言明して反共的態度をとるに至り、宜昌陥落後陳誠は軍委會政治部長の任を張治中に譲つてその勢力は衰へ、右派の頑固派は擁護して江南新四軍との武力闘争にまで發展するに至つたのである。藍衣社の地盤は戰前四川、江西にあつたが、C・C系に比して甚だ有利であつて、漢口に成立した三民主義青年團もその派の康澤の下にあり、その數三萬と稱し、河南、湖南の農村に主力を注いで抗戰意識の高揚につとめた。現在黃埔系が反共的傾向をとつてきたこと、優秀な少壯幹部の大半を戦闘で失つたこと、は、たとへ抗日意識を持続するとも著しくその抗戰的態度を消極化するに至つたのである。

(三) 歐米系

歐米派とは宋子文及び孔祥熙等の財界政界に持つ勢力を謂ふ。この派は銀行によつて舊南京政權の財政を支配獨占して肥大した新官僚資本團と英米の勢力を直接に代表すると共に、貝張藻、錢新三、葉珠堂等の金融界、王寵惠、顧維鈞、郭泰祺等外交界とも連繫してゐるのである。現在この派の勢力は對米依存といふ外交路線を決定し、英米支の

一環としての支那の立場を確定してより増大してゐるとみるのが至當である。が注目すべきは嘗つて新歐米派、又は獨立評論派とも云はれ、蔣介石の獨裁政治に新なる理論的根據を與へ、その影響の下に青年知識分子の反蔣的傾向の牽制の役割を演じた翁文瀾、蔣廷黻、何廉、周治春等の學者派は、抗戰以後歐米派と聯關して戰時經濟行政機構の諸部分を擔當して抗戰經濟の實際を掌り新なる官僚勢力として増大したものである。この派の將來は重慶政權の變質過程において特に興味あるものである。

(四) 政學系

この派は北洋軍閥時代以來の歴史を有する古い派閥であつて、民國出現當初の新官僚地主、財閥等に基礎をおき、華北財閥を包含し、歐米系が中南支を地盤とするに對して北支をその根據としたのであるが、戰前かなり南京への接近を示したのであつた。地主、階級、商業資本の代辦者としての地位でもつて今猶政界に重要な地位を占めてゐるのである。楊永泰死後、指導者をおくが、吳鼎昌、陳儀、熊式輝、張群、張公權、徐堪、陳行等の要人を中心とする老練、政客、官僚の集團であつて、現在國民政府官吏でこの系と關聯を有するものは千人に上ると云はれてゐる。官僚として行政院、督察專員、銀行界としては四行儲蓄會、金城銀行、華北財閥等の支持をもつのである。政學系は蔣の支持者であると同時に親日分子であり、支那事變前、黃孚を中心し冀東防共政府を樹立して日本と舊南京との緩衝地帯とし、極力戰爭反對の策動を行つたのである。武漢陥落前後汪精衛、何應欽と聯合して新政學系を組織する傾向にあつた。この派は中央に基礎をもつ北支財閥、官僚軍閥の最も大きな集團であつて、抗戰過程において漸次淘汰され

る運命をもつだけ最も動搖して和平を欲したのである。がこの派の汪派との相違は蔣介石が現在占めてゐる地位から蔣介石を含めての和平が有利であるとし、張群等から日支直接和平論が屢々放送された所以でもある。この派の力はC・C系とも連絡して一時日支和平を實現せしめるかの如くみえたが成らなかつた。併し現在この派は動搖を傳へられる奥地の地主、商業資本にも支持を得、何應欽、張群を含めて無視すべからざる地主、財閥の勢力として擡頭しつつある。奥地の商業資本は上海への逃避を計り、浙江財閥、華僑資本の大部分は目下、南京の國民政府、重慶政權の西南建設にも投資せず、上海にだぶついてゐる遊休資本は四十億とさへ稱せられるのである。最近の新聞は南洋華僑が漸次南京國民政府への接近を示しつつあることを報じてゐる。これらの状況を反映して政學系の妥協傾向は依然として根深いものであると思はれる。

(五) 地方軍閥

事變の過程に於いて最も大きな打撃をうけたのは地方軍閥であつて、最早や嘗つての如く支那政局を左右するだけの大きな力を有しなくなり、蔣介石の地方軍閥に對する壓力は、逆に強化せられるに至つたのである。まづ第一に日本軍の直接攻撃をうけた華北の宋哲元は病死し、張自忠も戦死し、山東の韓復榘に至つては無抵抗の退却を以て、石友三兄弟も亦蔣政權に忠實ならずとして銃殺せられ、河北、山東の舊軍閥は崩壊し、山西の閻錫山の地盤も日本軍と八路军との挾撃によつて潰えた。かくしてこれら舊軍閥の地域には八路军及び之と協同する黄埔系の勢力が支配し、最近では地盤争奪のため八路军と黄埔系は對立抗争するに至つた。次に中央政府、中央軍の奥地移駐によつて四川、

貴州等の西南諸省の軍閥の基礎も殆ど壊れ、四川の劉湘は暗殺され、王謙緒は前線に出動を命ぜられ、劉文輝は西康に追ひやられ、四川の省區縮少案の採用と共に四川の中央化は、蔣介石の省主席兼任、ついで張群の省主席によつて達成せられた。第三に事變によつて擴大したのは廣西軍閥であり、廣西特有の民團制度による壯丁の選出により廣西動員は最も有効迅速に達成せられ、廣西軍閥の勢力は廣西は勿論、安徽、湖北、廣東の一部にさへ及び、中央軍、八路军に次ぐ力であつて支那の政局は蔣介石、毛澤東、李宗仁（白崇禧）によつて代表されるとさへ云はれたのである。が南寧作戦によつて我が軍に手ひどく打撃を蒙るに至つた。一方南寧作戦を機會に中央軍は航空部隊の貴陽進駐を初めとして、廣西に進軍し、こゝに廣西の封鎖的存在は打破せられ、翌二九年五月には西南行營が閉鎖せられ、行營主任白崇禧は失脚し、廣西軍の統率を李濟琛に委ねられ、同年秋には廣西軍は第四戰區張發奎の指揮下に屬することとなり、廣西の中央化は完成した。従來重慶の蔣政權に對して一大敵國の觀を呈してゐた廣西の中央化に依つて、蔣政權の四川・雲南軍閥に對する力は壓倒的なものとなつたのである。

雲南の龍雲も海外ルートの要衝にあたり嚴然たる勢力として中央軍の入省を拒んで蔣と抗争し、彼は七中全会に和平建議案を提出したと云はれ、その歸趨は我が軍の佛印進駐によつて大いに注目せられたが、蔣の武力に屈し現在では雲南の中央化もかなり進むに至つたのである。猶抗日戦争を行ふ内に軍閥を構成する基礎分子の兵士は抗日民族意識の昂揚を通じて漸次地方割據的意識を喪失する傾向をもち、經濟的中央化と共に軍閥の基礎は壊れつつあるのである。従つて各地盤固守のための和平傾向は根強いものがあるが、しかもこれを軍閥の上層のみが決定しえないものが

あるのである。軍閥の自己保存のためのスロガンが「黔人治黔、滇人治滇」なのである。³² かゝる雲南の獨立性も二九年八月中央軍・廣西軍の進駐によつて崩壊し、雲南の中央化も二九年末一應完成をみるに至つた。かくして地方軍閥は軍閥としての機能を殆ど喪失し、政治的にも新縣制を通じて各自の根本的地盤を漸次國民黨的に再編成せられつゝあり、經濟的にはこれより先、法幣の流通、國營貿易及び金融機關の設置、中央金融資本の地方への浸透によつて二八年末二九年にかけて漸次中央化せられたが更に蔣政權は地方財政の中央化を通じて、地方軍閥の完全な中央化を企圖するに至つた。即ち二九年二月新徵稅制度たる公庫法を施行し、三〇年六月第三次財政會議によつて田賦の中央移管を計るに至つた。又從來やゝともすると各省の恣意的傾向の強かつた省營貿易の統制調整を企て、三〇年九月には省公司監委會を設け、十月には省營貿易公司の調整令を下した。次いで三一年一月には專賣法の實施に着手した。かくの如く地方政權の中央化は急速に進展しつゝある。

註

- 1、細川嘉六 南京政權と世界政治 アジア民族政策論。
- 2、孫文主義の基本問題(滿鐵調査月報一九〇八)。
- 3、左舜生 辛亥革命史。吉野作造 支那革命小史。Holcombe, The Chinese Revolution, Cambridge, 1930. 李銀農 最近三十年中國政治史。辛壬春秋。曾昭伯、武昌革命史。
- 4、T. C. Woo, The Knowledge and the Chinese Revolution, Lond. 1928, p. 184-236.
- 5、支那抗戰力調査委員會 昭和十四年度總括資料 政治篇。

- 6、浙江財閥と國民黨政權との歴史的關係(東亞十一の六)。
- 7、濱田峰太郎 支那の政治機構とその構成分子(三七—五三頁)。
- 8、支那の産業組合と銀行資本(滿鐵調査月報 昭和十一年七月) 支那に於ける公債政策轉換と遊休資本による經濟的變化(同十一年十月) 幣改革後の支那の經濟的發展とその統一性(同十二年二月)。
- 9、支那資本主義と南京政府の統一政策(滿洲評論十二年三—四月)。
- 10、佐藤俊三 支那近世政黨史、四〇三頁。
- 11、民國廿三年中國國民黨年鑑。(27)11。
- 12、民國廿二年申報年鑑、E二二頁。民國廿五年申報年鑑二〇三頁(〇二二三頁)。
- 13、以下の論稿は、吳鐵城十四年來の中國國民黨(滿地紅三の二二・二三—通訊二の廿六)。
- 14、江蘇省執行委員會印 六中全會對黨務報告之決議案。
- 15、重慶の長期抗戰體制(上)(東亞十五ノ七)。
- 16、民二九・七・五重慶中央日報(上海總領事館特別調查班月報一の二二)。以下特別月と略稱
- 17、雲南省黨部動靜(特別月一の八)。
- 18、民二八・一一・二八大公報。
- 19、民三〇・九・一神州日報。
- 20、民二八・四・八文匯報。
- 21、民二八・九・一〇大公報。
- 22、三民主義青年團々章(東亞情報二九七號)。Security Councils Youth Group, China at War, Feb, 1940.

- 23、民廿八・九・一、廿八・十一、廿四華報。廿八・二・三、七・一〇、八・一〇、新聞報。廿八・十一・十九、十二・十三立報。廿九・六・廿四、十・三一、十一・一〇中美日報。
 - 24、國聞週報、十四の九、廿六。
 - 25、國共合作による抗日民族統一戦線の形成については第五章参照。
 - 26、重慶大路にたつ蔣政權（國際經濟週報 昭和十五年・十一・十六）。
 - 27、滿鐵調査部編 支那經濟年報（昭和十五年版）抗戦力調査委員會の諸篇。東亞研究所資料 蔣政權下地方財政に關する調査。飯田藤次 重慶政權下に於ける物價問題（東亞研究所報 第十七號）。
 - 28、蔣政權内部の派閥的諸勢力（東亞九の十二）、新中國叢書三、中國之内幕（民三〇年四月上海出版）。
 - 29、外務省情報部 支那抗日陣營に於ける反共勢力（第一卷）C・C團の反共對策と事變後の動向（昭和十五年七月。事變後に於ける重慶C・C團（東亞十三の六））。
 - 30、支那抗日陣營に於ける反共勢力（第三章 藍衣社の抗日戰爭と對共產黨態度）。外務省調査部 藍衣社に關する調査（昭和十一年三月現在）昭和十二年六月。國民新聞叢書六 藍衣社内幕（民三一年上海出版）。
 - 31、前掲 支那抗戦力調査委員會 政治篇（上）。
 - 32、蔣介石と西南派の歴史的考察及びその將來（東亞十一の十二）蔣介石の雲南中央化（東亞十三の三）雲南省の政治經濟的地位（東亞十五の七）貴州企業公司（東亞旬刊四〇〇）抗戦四年來の西南・西北地區の金融建設工作（東亞旬刊四一九）蔣政權の農村建設（東亞十四の八）。
- 發中國國民黨に關して詳しくはやがて公刊すべき「戦前に於ける中國國民黨の概況」を参照せられたい。

第二章 抗日政權の政治機構と施政

今次の事變の推移とこれに對處するための支那の抗戰體制は、支那側の標語によつて單的に表現されてゐる。即ち當初は「軍事第一 勝利第一」が叫ばれたが、武漢廣東陥落後は「政治は軍事より重し、遊撃軍は正規軍より重し、後方は前方より重し」となり、「抗日は一切より高し」の語の下に廣汎な民衆動員を展開せしめることが必須となり、支那戰時體制の特質は政治動員が決定的な意義をもつことであると云はれるに至つた。現在においても「精神堡壘の鞏固と經濟陣營の強化」（蔣介石の本年元旦の辭）が強調せられてゐて、政治動員の重要性が減少したわけではないが、行政院副院長孔祥熙の一年來の施政報告にみられる如く、今日重慶政權の戰時經濟は、平抑物價問題より民衆の生活資料である糧食の確保の問題に進み、糧食を含みこの一般的物資の缺乏の對策が焦眉の急となつてきたのである。かゝる經濟的困窮による社會不安、抗戰前途に對する懷疑による人心の動搖に對應するため、政治動員は必要であるが、その政治動員を可能ならしめるには、民衆の最低限度の生活の保證がなされなければならないのである。かゝる經濟的な面の補給なくしては抗戰を繼續することが出来ないといふ段階に到達してゐるやうに思はれるのである。このことは、最近の投降兵の増加と重慶側の我が占領地區よりの物價の吸收工作にあらはれてゐるのである。こゝでは戰時政治機構を主として行政的な面よりうかゞふこととし、先に中央の政治機構を、次に地方政治に及び、かゝ

る政治機構の下で行はれてゐる政治動員が如何なるものであるかを考察し、戦時經濟並に糧食問題は次節に略述する豫定であつたが、その餘裕なく戦時經濟機構を概略するに止つた。

第一節 戦時政治機構

今日支那の戦時政治機構の特質としてあぐべき問題は、民主化と集権の二つである。(抗戰建國小叢書 薩師炯編著 戦時政治機構 民國廿七年十月出版) 中共の國民黨への政治的進出は、いつも民主化を標榜してなされたのである。これに對して國民黨は讓歩しつつも自己の地盤の内において集権の強化を計つてきたのである。

一、國民參政會

南京陥落後漢口の國民黨臨時全國代表大會の決議により「抗戰期間に民衆の意見を廣く聴取し全國の力量を團結せしめる爲特に國民參政會が設置」せられた。これは第二次國共合作による中共の政治的進攻に依るものであり、政府の對外對内の主要施政方針は、實施前に國民參政會に交附することになつてゐるため、主として國共の政治的接觸がなされ、中共はこの機會に自己の主張を宣傳強調して徹底抗戰の強化につとめたのである。國民參政會は三月に一度開催の規定で第一次(民國廿七・七・五—十五)、第二次(廿七・十・二八—十一月・六)、第三次(廿八・二・十二—十二)と施行されたが、後六ヶ月に一度開催と變更せられ、第四次(廿八・九・九—十八)、第五次(廿九・四・一—十)參政會が施行せられ、廿九年十月をもつて第一屆參政會の任期満了となると共に國民參政會組織條例を修正

し、従来の參政員百五十名を二百二十名に増加し、議長制を五人の主席團制に改めたのである。七十名の増加の内、甲の各省市選出參政員の増加は二名にすぎず、あとの六十八人は各重要文化團體、或は經濟團體に三年以上服務し信望厚き者、或は國事に努力して信望ある人員より選出せられる丁に屬し、これは國防最高委員會の任命にかゝるものである。國防最高委員會が國民黨に掌握せられてゐる限り、國民參政會も亦二百二十名中一百十八名の過半数は、國民黨に制せられてゐるのである。その後國共關係の悪化と共に、國民參政會駐會委員として重慶、桂林に滞在中の周恩來も引きあげ、今次の第二屆第一次國民參政會には、中共の參政員は出席してゐないのである。猶六中全会(廿八・十一月・十二—二〇)の決議によつて開催の豫定であつた國民大會の召集は延期せられ、十月に國民大會籌備委員會が組織せられたのみである。

二、國防最高委員會

現在重慶政權の最高政治機關としては、廿八年二月(昭十四)に設置せられた國防最高委員會がある。この委員會は抗戰の中樞組織であつて、その権能は戦時における政軍の最高決定をなし、政府五院と軍事委員會に對して直接命令を發するのである。執行機關ではなくして重大國策と方針を決定するのである。委員は約五十名であつて國民黨以外の各黨各派の人材が網羅されて居り、廿八年八月の擴大國防最高委員會は國民黨七名(馮、何、閻、李、白、陳、唐)共産黨三名(朱、毛、周)とせられたが、その後國共の摩擦によつて實際は委員長(蔣介石)秘書長(張群)十名内外の常務委員(于右任、戴天仇、居正、孫科、孔祥熙、陳果夫、葉楚傖、王寵惠、白崇禧、陳誠、何應欽)によ

つて對日抗戰の重要對策が決定せられるのである。

三、中央設計局

國防最高委員會の下に我が企畫院にもあたる中央設計局が昨廿九年十月成立した。中央設計局は全國政治經濟建設の設計及審核を司る全國最高の綜合設計機關である。これは昨夏の七中全会で長期戰體制の強化を決議し、これが對策として戰時行政三聯制——統一的設計、分別的執行、獨立的並に綜合的攷核——が提唱せられて生誕をみるに至つたのである。中央設計局秘書長張群の談によれば、その任務は各方面の豊富な能力と經驗を有する人員及び各種の専門家を集中し、國家施政より抗戰建國過程中の各種の新聞問題に對して詳かに規畫をなすにあり、工作の範圍は政治、經濟、社會各部門を包括し、工作の原則は三民主義の立國精神にもとづき、人事物物の實際情況に留意して區域と性を分別し、施政方針及實施辦法を提出するのである。工作の方法は調査統計及綜合研究の結果にもとづいて、制度・法規・人事等各部門の方針を調整並に釐定し、特に經濟方面にあつては、民主主義の原理に根據して國家、戰時、戰後の政策を樹立して抗戰建國の使命を完成するのである。現在の第一工作は蒐集資料と調査研究によつて將來の各種の具體計畫に着手し、國防最高委員會の核定を経たる後、一面各主管機關に交して執行せしめ、一面計畫内容をもつて黨政工作攷核委員會に送つて考核して、戰時行政三聯制の基礎を樹立することである。中央設計局總裁は蔣介石であり、秘書長は張群、副秘書長は甘乃光、顧翊羣であり、秘書處には秘書、調査の兩室と三科あり、審議會、預算委員會、設計委員會がある。

四、軍事委員會

次に戰時行政の分別的執行にあたるのは言ふまでもなく行政院なのであるが、戰前においても蔣介石の勢力の基礎であつた「軍事委員會」は、戰時における軍事の優越といふ一般狀勢と結びついて、政治軍事より經濟に至るまで全般の權限が此處に集中せられたのである。軍事委員會の組織は戰前公表によれば辦公、審計、銓敘三廳であつたが、戰後一廳八處となりその下に六部あり、軍事より經濟、交通全般のいやくも軍事との聯關を有するものは皆こゝに集中せられたのであるが、武漢陥落後、六部は後方勤務部を除いて廢止せられ、それ／＼行政院の各部に權限は戻されたのである。軍委會の構成は左の如きものと云はれる。

委員長は蔣介石、副は馮玉祥であり、委員長行營が設けられ、陳誠が參謀長、陳布雷は秘書長、侍從室（主任錢大鈞）秘書室（主任陳布雷）があり、その下に機密軍事計畫組（黃仁霖）訓練教育組（賀耀組）が設けられてゐる。廿八年七月改組の軍委會の一廳八處は、總務廳（賀耀組）戰術處（徐永昌）軍事處（何應欽）軍訓處（白崇禧）政務處（陳誠）軍法處（鹿鍾麟）運輸處（俞飛鵬）人事處（吳恩豫）等である。陳誠は軍委會政治部主任として活躍したが、宜昌戰後第六戰區司令に復活し、廿九年九月張治中へに代り、梁寒操、周恩來が副である。軍委會の權限は主として軍事にあるのであるが、現下の狀勢において重慶政權の治下は、遊撃區、戰區、後方に分れるが、我が軍の包圍體制にあつて全く安全な後方とは四川、貴州、西康の數省にすぎないのである。一應軍事と行政とは區別せられてゐるのだが、遊撃區、戰區にあつては軍事部門の政治への進出は不可避の形勢にあり、各地の駐屯部隊と在來の行政機

構との関係は複雑を極めてゐる。これらの事情を反映して軍委會の政治への發言は相當廣汎にして有力なものである。廿九年十一月には文化工作委員會をも設立し、この方面にも手を擴げてゐる。

五、行政院

中央の行政執行機關として行政院がある。戦時における集權の必要から蒋介石は行政院々長に就任し、(廿八・十二・十一)孔祥熙は副院長となつた。行政院は戦前、内政、外交、軍政、海軍、財政、實業、教育交通の八部であつたが、抗戦過程において實業部は經濟部となり、鐵道部は交通部に吸収せられ、海軍部は全海軍の覆滅捕獲によつて無用に歸し、新に農林、社會兩部が設けられた。目下行政院諸部並にその部長は次の如くである。(昭和十四年末)

内政部長	周鍾嶽	外交部長	王寵惠
軍政部長	何應欽	財政部長	孔祥熙
經濟部長	張公權	社會部長	谷正綱
教育部長	陳立夫	農林部長	陳濟棠

猶行政院には蒙藏、僑務、振濟の三委員會あり、委員長はそれ／＼吳忠信、陳樹人、許世英である。又中國工業合作協會、全國糧食管理局(盧作孚)その他がある。

六、黨政工作改核委員會

最後にかゝる行政の獨立的並に綜合的改核を擔當する黨政工作改核委員會が廿九年十月成立した。蒋介石が委員長

であることは他の機關と異らず、副委員長は孔祥熙、于右任であり、秘書長は張厲生であり、その下に黨務組(主任陳果夫、副張道藩)政治組(主任蔣作賓、副蔣廷黻)がある。

第二節 戦時經濟機構

1、財政金融事業別系統

我國財務行政組織上の最大の特徴は、主計、審計、財務行政の三部門に分れ、各々獨立してゐる點にある。豫算、決算、會計等は主計處が管理し國府に直屬する。審計は監察院の審計部に屬し、財務上の實際行政は財政部の管轄である。主計・審計及び財務行政人員の任免はすべて各管轄官廳の責任の下になされるのである。かくしていはゆる聯總組織が構成せられる、正確に言ふと、超然としてゐる主計、獨立してゐる審計と財務行政の三部門は、分工合作の下に全國財政上の事務を處理するのである。主計處と審計部の組織はいづれも極めて簡單である。唯財政部は以前から廣大な組織であつたが、戦後尤も膨脹した。その理由は幣制と金融とは、財政と密接な關係があるため、元から財政部の管轄に屬してゐたが、戦後幣制・金融上の措置は、最も重要となつたためである。戦時の必要によつて前後して滙兌(爲替)管理、貿易管理等の政策が實施せられた。貿易管理の目的は、國際收支の平衡及び爲替の需要供給の調整にある故、財政部の擔當となつてゐる。かくして行政組織の上で極めて錯綜してゐるため、その職權を主として

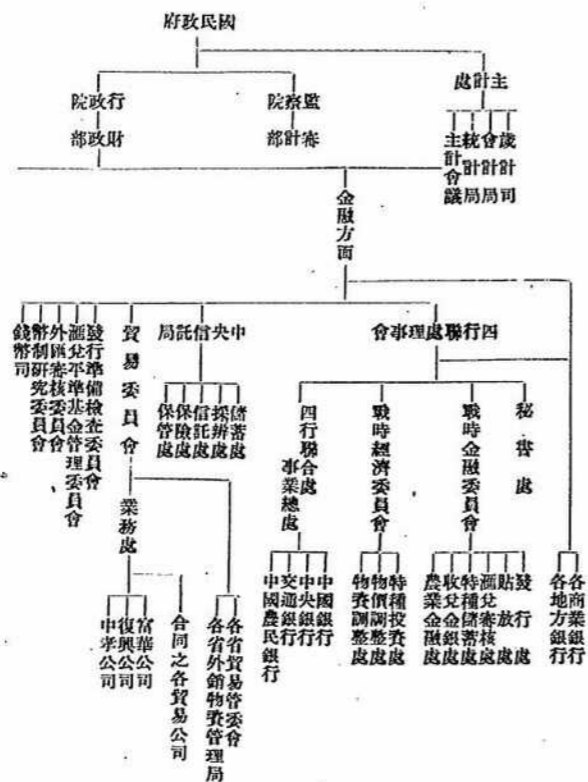
經濟部の管轄に移せといふものもある。

財政部は金融行政を兼営してゐる故、各金融機關の系統は、元來財政部長の下に屬するものである。併し戰時金融建設は頗る繁雜であるから、専門の機構があつて集中處理しなければ効果をあげ得ない。故に今中央交農四行の責任者が聯合して四行聯合辦事總處を設立した。四行聯合辦事總處は財政部の金融行政機構の管轄に屬してゐると云つても、割合に獨立性を持つてゐて、儼然として別箇の一金融系統と見做し得るのである。

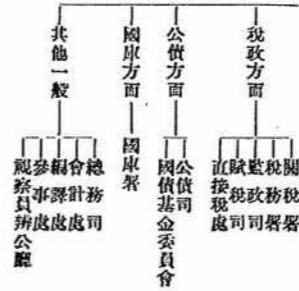
今日の金融系統に言及すると、其關係の錯綜複雑なことは、その比を見ない。例へば農業金融を一例にあげると、これには四聯總處の特殊銀行の系統、各地方銀行の系統、各商業銀行の系統、又經濟部農本局下の系統、又合作事業下の金融系統等があつて頗る錯綜してゐるが、四聯總處が今般農業金融處を設けたから、農業金融上の施設は一律に該處の系統下に屬せしめたらよからうと思ふ。併し現在の體制と施設の事業は既に極めて複雑である上、該處は尙草創期にあり、一時にかゝる大任を擔當せしめることは出来ないだらうから、現在は未だ劃一辦法は實施されてゐない。唯今後調整と統一の必要があることは疑ひを容れないのである。

財政部の内部組織は、民國十六年成立して以來、既に七次の修正を経、廿九年三月又修正法が頒布せられ、八次の改訂をみるに至つた。該次修正の要點は 一、國庫の司を昇して署としたこと、これは公庫法實施後改革せられるもので、國庫を公庫系統中の首席とするものである。二、直接稅處理のため直接稅處を設けたこと、これは直接稅制樹立の積極的施設である。これによつて今日財政、金融事業別の行政系統は第一表の如く巨大な組織となつた。

第一表 財政金融行政系統表



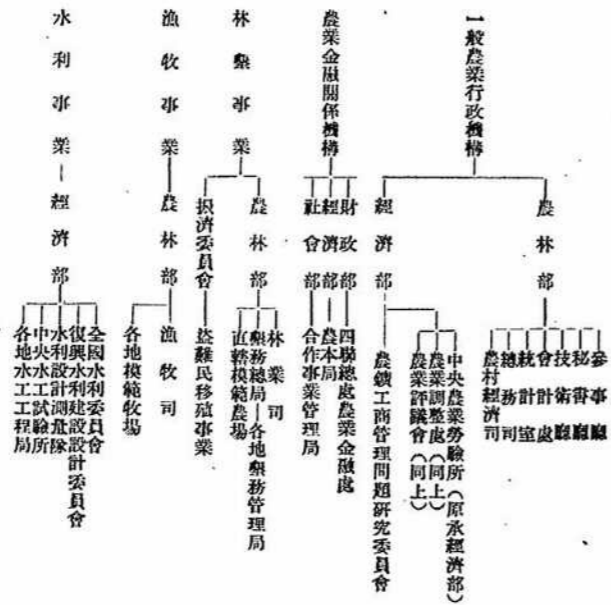
重慶政權の政情



2、農礦工商各業行政機構

經濟部は實業部が改組して出來たものであり、全國經濟委員會及建設委員會所轄の水利、工礦等の事業が、該部に併入されて擴大した。民國二十七年七月其組織法を修正して後、もと軍事委員會及其他部會に屬してゐた經濟建設關係機關、全國資源委員會の如きも、又經濟部の下に歸併せられた。かくて經濟部の規模は益々擴張せられ、全國の農・工・礦・商・林・漁・水利・合作等の一切の經濟行政及び事業施設を掌り、所屬機關も一時は二百の多きに達し、財政・交通部と鼎足して全國の三大經濟中樞となつた。組織が複雑であり事業の龐大なことは財政部以上である。

第二表 農林漁墾水利事業行政系統表



第二章 戰時政治機構と施政

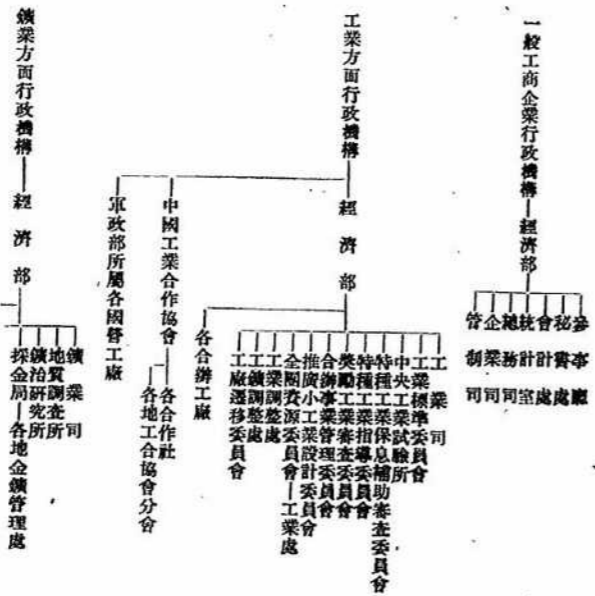
かくの如く組織が廣大である上に事業が過繁なため行政能率が低下するのを免れない。ましてその營んでゐる各種方面の建設事業は、基礎が置かれたばかりであつて、今後充分な發展を謀るには、各自が獨立發展する便宜を與へなければならぬ。故に現に農林事業には農林部を設置して之に當らしめ、ついで社會部を設け、勞工及社會上一般建設事項を分擔し、今又別に全國糧食管理局を設けて食糧の調整事項を處理してゐる。目下計畫中のものに原料資源の統制監督にあたる物資統監部があり、原料資源の生産販賣事項を管轄してゐる現存機關を移して該部の管轄に歸することゝしてゐる。これは經濟部今後の事業の別行政體系となり、其精力を内地工商業の發展に集中し得るのである。

大體から言ふと現在經濟建設事業に關係ある行政機構の系統は次の如くである。

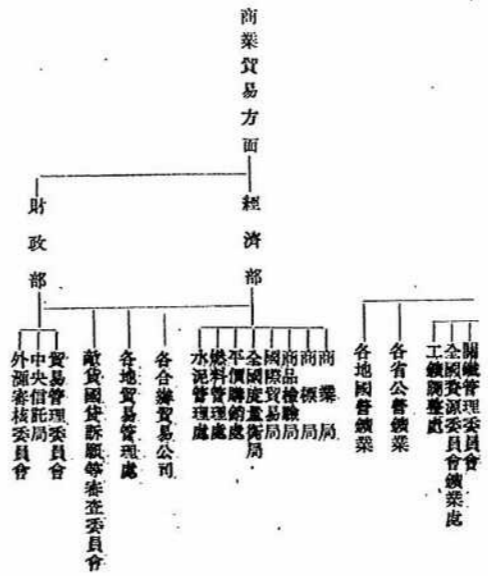
- 工商事業——經濟部負責辦理
- 農林墾殖事業——農林部負責辦理
- 社會福利と合作事業——社會部負責辦理
- 礦産及重要物資の供需調節——物資統監部負責辦理
- 水利事業水利委員會（現經濟部に屬す）

現状から云へば、經濟部、農林部、社會部の分掌する各種の事業行政機構の體系は第二、第三表の示す如くである。

第三表 工商業行政系統表



重慶政權の政情

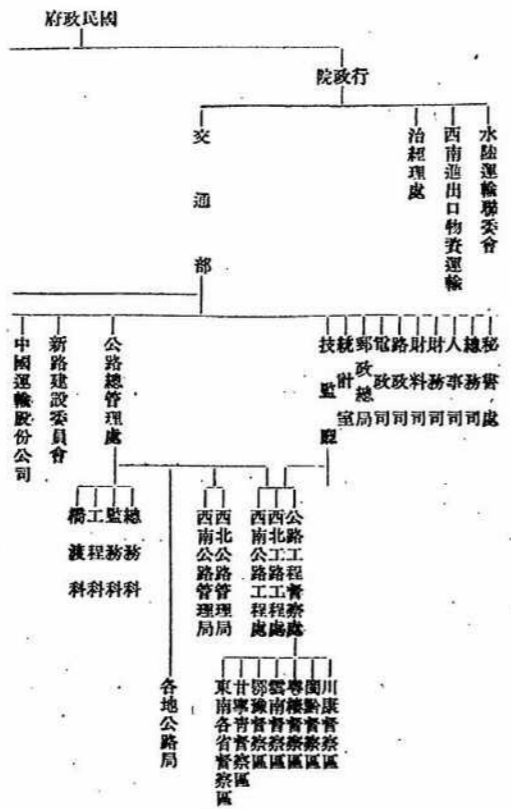


3、交通事業及其行政體系

戦前の交通行政組織系統は極めて散漫複雑であつた。交通部は僅かに航政、電政、郵政等の事を掌り、鐵道は鐵道部の管轄であり、公路は全國經濟委員會の管轄であり、亦各省の地方建設廳乃至縣地方建設局等の各自爲政の地方交

通行政機構があり、各級間の行政施設と建設計畫の進捗は相互に交渉はあるが、各自別箇に施政をする弊害が屢々見られるのである。

第四表 交通事業行政系統表



第二章 戰時政治機構と施政



戰事發生以後、軍事委員會は國內運輸の戰時統制の實施を計り、技術専門家を招聘して後方勤務部を會内に組織し下に運輸司令部を設けて軍事輸送事務を管理調整せしめ、廣汎且強大な權力を有して、原有の鐵道、交通各部と共に分工合作の効果をあげたのである。軍運は既に統一せられたが、民運、貨運は體系より新計畫の推進に及ぶまで全國的計畫統一の境には及んでゐないのである。故に民廿八年一月以後、鐵道部及び全國經濟委員會は廢止せられ、鐵道と公路の職務は交通部に合併せられ、これより鐵道、公路、九運、通信、航空等の交通事業は集中經營せられ、統制權の一元化は完成されたのである。(食糧問題については本研究所資料 丙二五八D 抗戰支那の食糧問題を参照せられたし)。

第三節 地方政治の概況

從來各省は主として地方軍閥の根據地であり、省主席も多く軍閥將領によつて占められてゐたが、事變の進展と共に幾多の軍閥は、没落或は衰退して蔣の統制力は一面強まつたのである、又現在支那の半は我が軍の占領するところとなり、南京の國民政府治下に省主席が任命せられてゐる、かゝる處にも亦重慶政權は偽省主席と云ふべきものを任命してゐるのである。現在(昭十六年當初)の各省主席は次の如くである。(その後の移動は括弧内に記す)

四川省(主席)張 群	雲南省 龍 雲
貴州省 吳鼎昌	廣西省 黃旭初
西康省 劉文輝	陝西省 蔣鼎文(熊斌)
青海省 馬步芳	寧夏省 馬鴻逵
甘肅省 谷正倫	新疆省 盛世才
×廣東省 李漢魂	湖南省 薛 岳
×湖北省 嚴立三(陳誠)	江西省 熊式輝(曹浩森)
福建省 陳 儀(劉建緒)	×安徽省 李品仙
×浙江省 黃紹雄	×江蘇省 韓德勤

×河 南省 衛 立 焯 (蔣鼎文) ×河 北 省 朱 德 (電炳助)
×山 西 省 趙 戴 文 (閻錫山) ×山 東 省 沈 鴻 烈 (于學忠)

現在地方の政治機構は遊撃區、前方(戰區)後方によつて大いに相違するのである。我が軍と抗戰對峙してゐる地域には、作戰の必要上より戰區が設けられ、戰區毎に戰區の黨務行政等の事務を總理する戰地黨政委員會分會が設けられ、省政府内に辦事會(處)がおかれ、軍民合作と遊撃戰展開のための準備が企てられ、戰區下の省は戰區司令の統轄をうけることとなつた。戰地黨政委員會は廿八年三月、軍事工作及政治活動の中央統制力を確立するため設けられ、蔣介石を委員長、李濟琛を副とし、總務、黨務、機要、軍事、政務五組に分れ、又それは總務、組織、宣傳、人民武裝、動員分配、掃除漢奸六部と遊撃區辦事處をもつと云はれてゐる。この戰地黨政委員會は、明かに嘗つて江西に於ける共產黨討伐の際におかれた黨政委員會の復活である。(當時南昌の陸海空軍總司令部に黨政委員會をおき、黨政軍權の集中をはかり省を數區に分ち、區に黨政分會が置かれたのである。その後黨政分會は行政督察專員の名義に改稱せられ、省縣の中間行政機關として江西省のみならず各省に施行せられるに至つたのである。)

かゝる黨、政、軍の集權と同時に民主化の面では、第一次國民參政會の決議によつて省臨時參議會が創設せられて各省に施行せられたのである。猶先に地方自治制において規定せられてゐたがその實施を殆どみなかつた(浙江、雲南、貴州を除いて)縣參議會も召集せられるに至つたのである。

次に各省政府の民國廿九年度(一九四〇、昭和十五年)の施政綱要を掲げると左の如くである。

(一) 四 川

四川省の施政方針は、(一)禁煙秩序の完成(二)地方財政の整理と食汚の剔除(三)保甲制度の改善と盜匪の清除(四)地方自治の推進(明春三月に至る迄に自治を實行す)(五)保甲人材の養成である。

(二) 貴 州

貴州省の施政情形は(一)新縣制の推行(二)衛生行政(三)國民教育(特に民衆教育を注重す)(四)國民兵團(五)禁煙である。

(三) 廣 西

廣西省の施政計畫は(一)地方自治を促進して憲政の基礎を植つ(二)生産の擴大に盡力して戰時自給を達成す(三)民國の各種訓練の強加(廿八年)。

(四) 廣 東

廣東の施政中心工作は(一)食汚の清除(二)民衆組訓の強化(三)兵役の改善(四)難民の救済(五)地方財政の整理(六)農村放款の推行(七)農業の管理(八)合作事業の推進(九)稻作の改良、雜糧の廣植(十)運輸の整理である。

(五) 湖 南

湖南の行政工作の中心は(一)精神總動員(二)縣政機構の調整(三)基層組織の健全(四)生産建設の増進

重慶政權の政情

五〇

(五) 軍事需要の適應 (六) 生存保障の強加 (七) 國民教育の普及 (八) 貪汚防杜の徹底である。

(六) 湖北の施政計畫の原則は (一) 行政機構の健全 (二) 緊縮政策の實施と地方元氣の培養 (三) 受程水準の提高と鄉村教育の推進 (四) 各地資源の開發と農村經濟の改善 (五) 民衆精神の動員と抗戰力量の充實である。

(七) 江西の政治施政綱要は均しく軍事に配合するを中心として (一) 教育文化事業の推進 (二) 精神總動員の強加 (三) 縣區鄉鎮機構の健全 (四) 經濟建設の推行 (五) 農村經濟の發展 (六) 工業基礎の建設 (七) 衛生設備の充實等であつて重工業建設と教育文化の發展を中心とするものである。

右に掲げた各省の施政方針において (經濟關係は別として) 政治的なものとしては、地方行政機構の健全と民衆動員がすべてに要求されてゐる。この二つに就いては第六節及び次章に考察することとする。

猶地方各省に於ては、民衆動員の増大、新縣制の推行に伴つて黨政・行政・軍事幹部の訓練養成は熱心に行はれてゐる。實に蔣政權の政治力はこれら少壯幹部の肩にかゝつてゐると云つても過言ではなからう。今廿八—三〇年の地方行政幹部訓練の概況を新聞によつて按ずると、左の如くである。

地方行政幹部訓練概況表(民廿八—三〇年)

(昭十四—十六)

省名	名稱	時期	人数
四川	地方行政幹部訓練班	二九・五一	—
廣西	農村建設職員訓練班	二八・三一—二	—
廣西	(地方建設幹部學校)	二九・一〇	—
雲南	行政幹部訓練班	二九・八(二期終了)	—
雲南	縣政人員訓練所	二八・三一	—
雲南	縣政人員訓練所	二八・一〇	—
貴州	邊遠農村工作團	二九・八(三期)	—
貴州	戰時社會經濟工作部訓練班	二九	—
青海	地方行政幹部訓練班	二八—二九(五期)	—
新疆	(地方行政幹部學校)	—	—
湖南	省幹部訓練團	—	—
湖南	民衆訓練部幹部訓練班	—	—
湖北	地方行政幹部訓練所	—	—
湖北	文化幹部訓練班	—	—

第二章 戰時政治機構と施政

五一

重慶政權の政情

省	訓練班	人数
江	青年政治訓練班	1,700
安	政幹訓練班	
浙	政治訓練班	
廣	地方行政幹部訓練班	
	縣政人員訓練班	
	戰時施政宣傳隊幹部訓練班	
	地方行政幹部訓練委員會	

次に地方行政・軍事幹部訓練の内容をみると
 (イ) 安徽省行政・軍事幹部訓練表(二八・八)

名	稱	人	數
學	學生軍團	1,000	
政	政幹訓分班	2,000	
動	動員會工作團	1,440	
財	財政會計幹部	460	
教	教育幹部	200	
合	合作指導	300	
計	計	7,100	

名	稱	人	數
軍	軍事幹部(計)	4,033	
保	保安團體幹部訓練	200	
抗	抗敵自衛團幹部訓練	350	
軍	軍管區司令部軍官大隊	360	
兵	兵役訓練大隊	100	

(ロ) 浙江省行政・軍事幹部訓練表(二八・一〇)

名	稱	人	數	期	間
軍	軍事幹部(計)	4,033		六	月
保	保安團體幹部訓練	200		六	月
抗	抗敵自衛團幹部訓練	350		六	月
軍	軍管區司令部軍官大隊	360			
兵	兵役訓練大隊	100			

第二章 戰時政治機構と施設

訓練期間ハ普通三ヶ月、ソノ他二―五ヶ月

軍士教導隊受訓	二、〇〇〇
縣屬常備隊軍政班	三八三
參謀講習班	四〇
區自衛幹部訓練班	六〇〇
政治幹部部(計)	二、一八五
戰時政治工作隊	三〇〇
水善政訓人員	三〇
警官講習班	一九八
地方行政幹部講習所	一三〇
戰區政治幹部訓練班	一五〇
戰區政工員幹部訓練班	一二七
專員區政工員訓練班	一、二〇〇
特種幹部部(計)	一、三〇五
保安隊隊長訓練班	三〇〇
情報訓練班	三〇〇
陸空通訊情報訓練班	九〇
會計人員訓練班	六〇

郵電検査員訓練班	二五
衛生工作訓練班	六〇
醫藥人材訓練班	二九〇
軍醫訓練班	八〇
無線電班	一〇〇
總計	七、五二三

(二八・一〇・一六大公報)

次に重慶政權の據點である四川・雲南の地方政治の實情を紹介することゝす。

第四節 四川・雲南の地方政治と改革

然らば蔣政權の據る、四川において地方政治の實情は如何なるものであつたかと云ふに、川康建設視察團東路組は左の如く報告してゐる。

「視察によつて得たる結果に據れば、人民の疾苦は絲毫も軽減されてゐないのみか、却つて日増しに深刻化しつゝある状態である。その原因を考察するに、各級官吏中、その賢なるものも、唯その職責を盡すことを知ると雖も法を守ることを知らず、救國を知ると雖も民を愛することを知らない。況んやその賢ならざるものに於てをやであ

る。視察者は嘗つて「農民に質ねた。『お前達の暮し向きは如何か、前頃より少しは良くなつたか』と。農民の答へは「前よりすつと悪い」と云ふことである。その理由をたゞすと、「嘗つての軍閥執政時代には、成程、糧税を一年に十度或は數十度も徴収されたが、併しそれは多くは地主の負擔する處であつた。然るに現在では、保甲長からの強制割當が毎年五、六度乃至八、九度もある。而も貧富を問はず毎戸に割當てるのであるから、小作人も苦力もこれを免れることが出来ず、實に困苦の極みである」と。民間のこの種の怨言を、政府は當然重視せねばならない。

この非常時期に於ては、凡百の新政はすべて國家の大計に關し、當然積極的に推進せられねばならぬが、併し施行前先後緻密なる計畫があるべきであつて、一枚の空文を押付けて、縣長に、これ〱を辦理せよと強制するが如きことがあつてはならない。各縣長の談に據れば、省政府よりの命令書の末尾に、必ず「不准另行籌款」(別に經費を徴収するを許さず)と書かれてある。縣長はそれに大した考慮を拂はず、その儘區署に廻送するし、區署でもその儘聯保に廻してしまふ。扱て聯保で命令書を受けとつた後、保長會議を召集するが、第一に問題になるのは經費の捻出である。屢々各保をして平均分擔せしむるが、保甲長がその中でうまい汁を吸はうとするため、毎戸には倍額も割當てられる。例へば保甲、警衛、果ては壯丁の檢閲と、いろ〱繁多な名目もあるが、一つとして郷民に強制割當されないものはない。この外、まだ二つある。貧困者が、力を出した上に、更に金まで出さねばならぬのは、斷じて公平な道方とは云へない。

これによつて遅れた西南地區の四川では未だに地方の農村政治は地主所謂土豪劣紳の掌中にあることがわかる。併

し重慶國民黨がその政權の基礎の一半を地主層におく時、彼等の利害を無視した行動をとり得ないのは寧ろ當然のことであつて、現在の地方政治を構成する基礎をそのまゝにしておく「地方自治を通じての憲政の漸進的實施」を標榜することによつて地主層と抱合し乍ら、その實新縣制地方行政幹部訓練團の施行によつて地方政治を國民黨的統治に再組織して中共、諸軍閥に對する國民黨の獨裁を主張すると共に抗戰の基礎を強化せんとするものである。

一、四川地方政治の改革

(1) 縣民意詢委員會の設置

四川に於ける地方政治の改革は昨年(民廿九・昭十五)三月一日より新縣制を實施し、まづ各縣々政府が改組せられた他、注目すべきものとして縣民意詢委員會が設置せられた。これは縣參議會設立前の過渡的民意機關であつて、各鄉鎮より代表一名或は二名を推舉し、縣政府がこれを聘して毎月一回會議を開くのである。四月一日より各縣區署が調整せられ、從來の縦の階層を横の組織に變じ、六月一日より鄉鎮公所が設立せられた。四川に於ては幾つかの村落の集合の自然的政治的單位として場があり、場は一經濟組織であるのみならず、實に一つの社交場或は婚姻關心の中心であり、三日に一日市が開かれ、凡ての集會及びその他公事上の接觸もこゝで行はれてゐるのである。この場に聯保辦公署が設けられた。

(2) 地方行政幹部訓練團

次に各級幹部の選抜訓練が行はれ、縣長の受験者六百名を二回に分けて審査し、合格者は第一回二四名、第二回九

七名であり、中央訓練團に送つて訓練し、縣佐治人員には一千百名の志願者あり、審査の結果第一回九名第二回七八名、第三回九三名の合格者を得省訓練團に送つて受訓せしめた。猶本年一月から四川省地方行政幹部訓練團を組織し一期の訓練二ヶ月、第一期卒業生一九四名は各區訓練班に送り、教育長、教科長、輔導科長、訓練科長及教官に充てた。第二期は五一五名、第三期は四四九名、第四期は六〇〇名を突破するといふ形勢であつた。正副鄉鎮長は四川省各縣鄉鎮公所職員選任免暫行辦法により鄉鎮幹部審査委員會を組織して審査し、十六の專員區に於て各區訓練班を設け、二ヶ月の訓練を施し、第一期卒業生は五五〇〇名、第二期は六五〇〇名計一萬二〇〇〇名に上つた。かくして四川の地方政治の人的構成の變化と共に四川軍閥の勢力は漸次衰退しつゝあるものと見なければならぬ。

(3) 阿片の禁止

かゝる行政機構の改革と併行して阿片の栽培、吸飲の禁止が勵行されつゝある。民廿八年罌粟の栽培は四八縣にわたり、廿九年には查禁種烟督察團が組織せられ、罌粟は四一縣に發見せられた。廿八年十一月、十二月、全省烟民の自首登記が舉行せられ、四九萬六六九名の多きに上り、戒烟院三四、施戒所一〇四、勸戒所四〇〇を設置し、省の委託により衛生實驗處、國藥戒烟實驗所が戒烟藥七九萬劑を製し、六月までに戒絶せる烟民は四九萬六一四六名、八月、本省黨政軍民聯合の烟毒検査團十六組が組織せられ、本年三月迄に十二組が完了せられ、五〇名が死刑に處せられた。阿片の販賣禁止後一ヶ月にして土膏行五一軒、土膏店四九一三軒が撤廢せられ、沒收せられた阿片は一四四萬二二七五兩に上り、禁運の發見せられたのは二〇五一一件であり、秘密阿片の肅清には四川省肅清私存烟土事宜公署並

に禁烟督辦公署が當つてゐる。以上は四月民政廳長胡次威の該省臨時參議會第三次大會席上、半年來（二十九年三月至九月）四川民政情況に關する報告に據る。

二、雲南の施政狀況

民國廿九年に於ける雲南省の施政狀況は

- 一、民政方面 新縣制の實施は前年着手施行し、區制の廢止と鄉鎮の擴編は廿九年末ほゞ完了した。食糧の貯藏並に禁烟の勵行は何れも相當の成績をあげた。
- 二、財政方面 國家の地方收支を劃分し、營業稅を施行して政費の不足を補ひ、土地を清丈して生産を増益し、田賦幾ど二倍に達した。新に章則を訂した耕地稅を徵收し、各級附加稅を廢止した。地方財政には縣地方財政の樹立が基礎であり、省内全縣に耕地稅を施行し、地方行政及び事業の各費に充てることとした。猶一切の雜稅を取消して人民の負擔を軽くし、公庫法を實行した。かくて縣財政は漸く軌道に乗り、各項に供する關支を除く外、隨次生産事業を起すこととした。
- 三、經濟方面 省營工場は頗多く、富源銀行の農民に對する放款は既に二千餘萬に達した。その他農工鑛各項の投資の比較的大なるものは二十餘家あり、物價の安定は相當の效果をおさめた。
- 四、建設方面 公路計畫を立案し、全省の公路を分つて省道・縣道・村道の三種とし、省道の建設を急とし、縣道の建設を次とするを主旨とす。現在車の通じてゐる路線は約三千餘公里であり、計畫中のものも三千餘公里である。

生産事項として水利の開発、稻麥茶葉蠶桑棉植等の改良は、何れも並行的に進み、成績のみるべきものがある。

五、教育方面 戦時の要求に適應させるため國民教育計畫の擴大改進は一定期間内に完成することゝす。戦時民衆教育は管て一七二〇班を辦じ、失學成年八萬餘人を收容した。並に教師の待遇の改善、教育設備の充實及び図書館の設立等の費用は三百萬元に達した。土司教育に對しては別に優待辦法を定む。

第五節 蔣經國の江西（第四區）建設三年計畫

現在各省は四川、西康、貴州、雲南、陝西、甘肅、新疆の西南、西北を除いて、何れも我が軍と相對峙してゐて、省政府も我が進攻を避けて概ね遼遠・要害の地に移つて居り、省は各區に分れ、省縣の中間行政機關たる區には中央の任命にかゝる督察專員が置かれて居り、大抵行政督察專員は保安司令を兼任して管下の諸縣（十乃至二十縣）の行政、警察の權を掌握して居り、從來各縣に分散されてゐた政治的權力は漸次各行政區に凝集されつゝある。實際的施政は省政府よりは寧ろ行政區において行はれつゝあるといふのが、戰區下の地方の實情である。この一例として江西第三區に於ける蔣介石の長子蔣經國によつて行はれつゝある施政の狀況を紹介することゝしよう。これによつて抗戰下の重慶政權の地方政治の具體的政策が如何なるものであるかの一斑が察せられよう。

蔣經國の江西（第四區）建設三年計畫

江西省は多年中共が瑞金に據つて中國ソヴェト共和國を建設した地であり、蔣介石の數次の討伐によつて共匪を

掃蕩すると同時に南昌において新生活運動を開始し、一九三六年（昭和十一年、民國廿五年）三月十七日、管、教、養、衛の四部門において鄉村建設の三年計畫を省政府は樹立したのである。が施行に着手して幾何もなく今次の事變となり、その計畫も一時放棄の已むなき状態に至つた。(Albert T. Lu, Renaissance of Rural Kiangsi—Information Bulletin, Council of International Affairs Nanking, China, Sep. 21, 1936)

蔣介石の長子蔣經國は十四年ぶりにソ聯邦より事變直前歸國し、事變勃發と共に江西の保安處副處長となり、ついで江西幹部訓練團々長となり、十ヶ月間に十聯隊以上の新兵を訓練し、一九三九年（昭十四、民廿八）六月、團の終了後は、江西第四行政區の督察專員に任命せられて現在に至つてゐる。彼は就任の翌日、官吏の腐敗の清掃と阿片の栽培並に吸飲禁止の命令を發した。阿片の吸飲は一九四〇年（昭十五）六月をもつて終り、賭博の禁止を勵行し、三合會を基礎とする匪賊の活動を抑へ、過去一年間に一四二五杆の徒歩旅行をして管下の諸縣を巡視し、ロシア人の妻と質素な生活をして人民から「蔣青天」と呼ばれてゐる。

江西南部、贛南は江西第四行政區に所屬し、一六〇萬の人口と二萬二千平方杆の面積をもつ十一縣を包含し、その中心たる贛縣は南昌、九江、吉安と共に江西四大都市の一つであり、南昌、九江の失陥後、贛縣と吉安は浙江、福建と奥地支那を聯繫する二大據點として残つてゐるのである。この地方の著名な生産物は、贛縣の西南方八八杆の大庚（南安）で産出するタングステンと錫、南康の砂金と甘蔗、新豐の燕である。贛南のタングステンの産出は、支那の全産出の六〇パーセント以上であつて、贛山の位置はかけ離れてゐるにも拘らず豊富である。

地理的に云ふと、贛南十一縣の大部分は、山嶽であつて贛水のの上流に位して南昌と鄱陽湖を見下してゐる。贛南を基礎として支那軍は、贛水の流れに沿うて南昌、鄱陽湖へ逆襲し得るのである。

多くの匪賊は服従するか、耕生活を求めて生きるべく解散せられ、現在解決を要する唯一の問題は淫賣のそれである。淫賣の禁止に關して當然直面する困難は、命令が施行された時、淫賣婦を如何に處置するかにある。一九四一年（昭十六、民卅）一月一日は公娼がなくなつた日であり、淫賣をやめた後、女が働くことが出来る女子工場の建設が準備せられてゐる。

蔣は行政督察專員に任命せられて以來、その精力を清除と矯正の諸工作に集中し、今後彼が遂行せんとするのは建設工作である。三年建設計畫は行政會議を通過した。贛南は夥しい生産物に拘らず、生産方法はひどく遅れてゐる。贛南十一縣には大きな近代的工場は一つもないのであり、行政會議において三年計畫の目的は、贛南の人々の經濟並に心理に變化をもたらすにあると言明したのである。次に農業、林業、工業、商業、交通、教育、文化、衛生、救済、政治の十一項にわたる江西第四區建設三年計畫を掲載する。

(一) 農業

農業建設に關しては、未だ進んでゐない開墾をまづ始めること。三年計畫に従ふと、第一段階には、各縣の未開墾地は、その地方の生産の自給の確保と輸出品の増加を目的とするものであり、大なる未開墾地は元兵士、避難民が開拓し小なるものは地方民の所有とす。一方縣政府は必要な費用を供給するため農民銀行と協定しなければならぬ。第

一年には各區の中心學校は十畝、各郷公所と郷中心學校は五畝の未開墾地を開拓することとす。元兵士、難民並に個人排作者の開拓する土地を除いて、郷公所と各區の學校は未開墾地約三五乃至五〇〇畝を開墾し得ると推定されてゐる。

農業處 農業の利益のための改良を採用するため、まづ各縣に農業處一ヶを設立することとす。農事改良に關する諸手段と方法、改良肥料の生産、種子の選擇、黒子病の驅除等は、農業處で試験した後、満足すべきものとなつて始めて、各農夫にまで及ぼすこと。

三年の終りには第四行政區の各縣地方は三二四ヶの農業處をもつこととなる。

灌溉に關する改革 第一年に各縣の縣長は現存の池を修理し、實際の必要に應じて五つの附屬の貯水池を建設するやうに努めること。第二年には各縣は必要に應じて貯水池を建設すべきこと。第三年には各保（通常百戸）は貯水池二ヶを掘ること。

新しい農村の建設 三年計畫着手の翌年贛縣に新農村を設立すべきこと。三年間に各縣は一新農村を建設し、出来るだけの援助を與へて農民と共同すべきこと。

農具の改良 農民の使用してゐる農具は極端にまづ時代遅れであるから、農業を改良して生産を高めるために、昔から尊重されてゐる農具を改良するのは肝要なことである。第二年の初めにはあらゆる近代的農具を製造するために農具製造工場を五萬元の資金で贛縣に設立し、三年間に各縣は必要に應じて二五〇〇萬元の資金でそのやうな工場

を設立すること。

(二) 林業

三年計畫に従つて、第一年の當初に農林保存委員會を各縣、鎮、保に設置すべきこと。各縣は現存の森林を調整して一萬本の樹木を植ゑ新贛南の森林を建立すべきこと。第二、第三年には各保に新贛南の森林を設け、五〇〇〇本の樹木が各森林に植ゑらるべきこと。第一年には縣を一單位として取扱ひ、公路に沿ふ樹木の植木競争が施行せらるべく、第二年には區を一單位とし、第三年には郷を單位とし、區郷の道に沿うて植木競争が行はるべきこと、樹木の育たぬ丘陵を調査し、そのやうな丘陵の所有者は強制的に一定期間内に樹木を植ゑること、政府或は公衆の所有たるものは自發的運動によつて植ゑらるべきこと。三年計畫施行後第三年には材木伐採輸送を計畫し、公賣局 (Sales Control Office) が贛縣に設立せられ、その一部門の役所が材木の輸送並に販賣を支配し、その市場を増加するために各生産販賣地に設立せらるべきである。

(三) 工業

贛南十一縣間には近代的企業は一つもない。たゞ小規模の手工業工場が數ヶ處に分散してゐるのみである。三年計畫に従つて手工業工場を指導する役所が、工業關係事項を調査研究改良するため、第一年に建立されるべきこと。第二年には手工業訓練學校が建立されるべきこと。工場の設立は衣、食、住、交通並に文化の部門に基くこと。着物、紡織裁縫、並に染色工場、又住居、タイル、材木切斷工場が設立されるべく、交通に關しては自動車工場と造船所が、文化

に關しては印刷、文房具工場が設立されるべきこと。あらゆるこれらの工場の設立は三年間に完成し、その他の工場は必要に感して加へることゝす。

(四) 商業

商業に關しては、日用品價格の平等と商人側の獨占防止のため、まづ行政督察專員は公賣店を開設する。米、鹽、油のやうな日常必需品は、これらの店で等しき價で賣られる。第一年の間に總公賣店を資本金五十萬元で贛縣に設立し、又大慶、信豐、南康、龍南には各々十五萬元の資本金の支店を設け、第二年には總公賣店の資本を八十萬元に増加し、支店を上猶、崇義、安遠、吉安、虔南、尋鄔の六縣地方に設けることゝす。第三年には總公賣店の資本を一十萬元に増し、六十の支店を諸村落並に町に設けることゝす。

實業人員訓練班の設置 適當な訓練をうけない古い型の實業人は、あまり知識がないし、政治に關する理解は缺除してゐるため、彼等は社會的に低く見られてゐる。この改革が企てられてゐる。

三年計畫に従ふと、第一年には實業人員政治訓練班を贛縣に開くことゝす。この訓練班は幾分政治上、及び商業上の知識を有する諸店の所有者と使用人を訓練するのを目的とする。訓練後は商業上の知識が増し、自の國と同胞に奉仕する精神が涵養されるばかりでなく、民族精神を浸透せしめられるのである。第二年にはこの班は亦新豐、南康、大慶、龍南の四縣地方に又必要に應じては他の諸縣に設ける。この他日用品價格の平等、商人並に問屋の獨占の防止といふやうな事柄は、經常の仕事の中に含まれるべきである。

(五) 鑛業

鑛物は贛南では豊富であつて一萬を下らざる坑夫が居る。鑛業を發展せしめるためには、まづ第一に坑夫の生計を改善すべきである。

三年計畫に従ふと、第一年には坑夫厚生協會 (Miners' Welfare Association) を設け、亦協會の支部を諸鑛業區に設立し、タングステンと錫の管理組織と共に鑛業區の健康設備の取換へとか、坑夫區、食堂、浴室、合作社、クラブの設立の如き坑夫の厚生施設の實行を取上げることゝす。これに加へて救濟事業を計畫し、教育も諸鑛業區において發展させねばならぬ。第三年の當初に、政府所有の全贛山には近代的方法を採用する一方、近代的方法を使用し得る個人所有の全贛山へ技師と近代機械をば無條件で適用すべきである。

(六) 交通

贛南は山嶽地帯であつて交通は便宜ではない。その結果經濟文化共に非常に遅れてゐる故、贛南における交通の發展は、經濟的、文化的建設を支へるに重要なものである。三年計畫に従ふと先づ危險な道路や橋梁の取り換への如き簡單且容易な仕事から着手することゝす。江西公路局の公路保存班が時々修理を加へてゐる公路を除いて、各縣の公路と橋梁はすべて、各保の體格のよい青年によつて組織せられてゐる路橋修理班によつて一部々々修繕すべきことゝす。

電話通信網の完成 第一年は全電話線の取付、並に一定期間にそれが開き得るかどうかの一般的試験のために當て

ることゝす。第二年には電話を持たぬ六十の郷、鎮は電話によつて聯繫せられ、第三年には電話をもたずに残つてゐる五三の郷、鎮に電話の架設が完成せられる豫定である。

區、郷、鎮間の道路建設 第二年には幅三米の道路を區間に建設し、第三年には幅二米の道路を郷、鎮間に設けることゝす。

公路交通網の完成 贛南諸縣の主なる町の大部分は公路によつて聯繫されてゐる。第四行政區の諸縣をつなぐ幾多の水路があるけれども、川の流れの早い上流は航行し得ない。それ故、今後公路は強制的に建設し、精密な計畫をたて、全長五〇九軒の公路が三年間にたてられるべきである。

水路運輸の發展 贛河の上流、章水と貢水は贛南から源を發する。底の平らかな船が桃江を航行してゐる。第二年の當初、贛縣、南康、信豐、龍南の四縣區にジャンクの築造のためにクレジットを設けることゝす。贛縣で築造するジャンクの数は一時四十と制限し、南康、信豐、龍南は各々二十築造することゝす。必要な經費は區の財政科が計上し、賦拂金によつて返還することゝす。

(七) 教育

省の中心である南昌の陥落と共に幾多の學校は贛南の諸地方に移され、以前よりも更に多くの學生が居る。その結果贛南は著しく教育が發展したのである。併し特異な現象が存する、例へば贛縣には七中等學校があるのに上猶、崇義、虔南、尋鄔には一つもないのである。三年計畫に従ふと、第一年には第四行政區の中等學校が一つも存在してゐ

ない六縣に設立準備がなされ、第二年には各縣に一中等學校をたて、第三年には最上の成績をあげた學校へ上級學級を加へることゝす。

專門學校の設立 三年計畫に従ふと、あらゆる種類の專門學校を開設することゝす。問題は農業、園藝、電氣化學機械工學、印刷、裁縫、製糖、製紙、市民工學、測量、簿記、計算、普通商業課程等を包含するのである。第二年には農業、商業、或は工業專門學校を各々縣に設立することゝす。

無學の排除 第四行政區には學校に行かない兒童と大人が、六九萬二五三〇人居る。教育部長の發表した義務教育に関する暫定法規に従つて、文盲の兒童と大人のすべては三年間に強制的に教育せらるべきことゝす。第一年、第二年には最少限度各年二〇萬の文盲者を除くことゝす。

圖書館の設立 第一年に、各縣は一萬冊の書物を有する一圖書館を設けることゝす。第二年には各區に讀書室を、第三年には各鄉鎮に一讀書室を設けることゝす。

公務員の補助教育 役所を擔當してゐる官公吏のすべては時々讀書し、黨義を研究するために閑暇な時間を利用するやう、その部下を指導すべきことゝす。夜の學校は彼等のために樹立さるべきである。

(八) 文化

山にとりまかれて戦前外界の世界と殆ど接觸をもたなかつたので、甯南の文化が非常に遅れてゐたのは否定し得ない。新甯南の建設は、民衆の個人的努力と自覺に依存するのである。民衆の知的水準を高め、封建的思想を清除し、

社會的進歩を利用するため、文化的勞作の一般的擴張は建設への前提として必要である。三年計畫に従つて各縣は日刊新聞、刊行物、本屋を有し、教育を増進し、慣習を改革し、亦民謡、古諺を復活させる民衆の讀み物を編纂印刷する目的で第四區民衆讀書編纂委員會を直ちに設置することゝす。

小さなラジオは日々ので來事を放送するために人間が集まる郷、鎮の組合の場所に備へつけること。第三年には教育映畫を持つて各縣を巡回する映畫自動車の購入資金を計上すべきことゝす。

(九) 衛生

三年計畫によれば、衛生に關しては傳染病の防止を強調し、健康増進の諸手段をとることゝす。第一年には中心衛生病院及び各縣の衛生病院を擴張し、あらゆる手段をつくして改良に努力し、大多數の衛生官吏を訓練し、衛生局を設けることゝす。第一年には二十の副局を設立し、第二年には三十、第三年には五十ヶ所が加へられ、精核療養所と痲病院をも設立すべきことゝす。分鏡には科學的方法を奨励し、種痘とペスト豫防注射を強制し、支那人の醫者を訓練することゝす。衛生巡回班を組織し、一般衛生に關する宣傳を時々各縣に施行すること。食物へ特別の注意を拂ふこと、各家、街路、溝、井戸、便所等の清掃は常に守られねばならぬ。市民の家屋の建築並に意匠は改良せられるべく、五月五日は健康日として全地域の民衆健康競争を、七月六日は清掃日として民衆清掃競争を舉行すべきことゝす。

(十) 救濟

救濟に關しては、生計手段でもつて恩恵を與へる必要があるので、資金は何者にも支給しないことゝす。三年計畫

に従ふと、各縣の救済避難所は漸次擴張して改良すべきである。失業者のための工場、難民・衣食に窮した兒童のための學校、婦人・難民・廢兵のための保母所と工場を設立すること。最低の家賃で共同民に貸すために人民共同村の建設を企てること。あらゆる救済手段を適用し、年老、幼弱、無能力者、廢疾の男女を除いて、すべての人間は工場へ働きに出るべきこととす。

(十一) 政 治

政治建設の目的は、規律を高め、官吏の腐敗を排除し、服務の精神を増進し、科學的行政を強化し、民衆を覺醒せしめ、彼等の力を利用し、村落の經濟を滿たし、地方的自治を進めることである。三年計畫に従ふと、國勢調査の實施、民衆組織の緊密化及びその監督工作、若い役人の訓練を漸次施行すべきこととす。

(附本節と前節の四川・雲南の地方政治及び第三章第三節の山東南部遊擊地區の狀況の三つによつて、抗戰支那の地方政治の概況は大體考察せられやう。)

第六節 新縣政の實施と意義 附縣各級組織綱要

中共の民主化の要求——國民大會の召集、憲政の實施——に對して、國民黨的統治の立場は、常に地方自治を通じて憲政の漸進的實施を主張するのである。しかも地方自治の實施には縣並に縣下の下級行政機構の刷新が急務であるとし、これらの改革のために事變前から縣政實驗區、鄉村建設院を設置して多大の努力を拂つて來た。この方針は事

變によつても中斷されず、寧ろこれが促進が要求せられるに至り、抗戰建國綱領(政治二項)には「縣を以て單位とし民衆の自治條件を改善並に健全ならしめ、以て抗戰中の政治的社會的基礎を鞏固にし、而して憲法實施の準備を爲す」と規定せられて居り、第二次國民參政會においては「西南八省の交通網の整備を中心として地方政治機關の改革自治性の確立要求」が決議せられ、五中全會にも「地方各級政府の權限擴大と行政の改善」が決議案となり、第三次國民參政會においては第二期戰時行政計畫の樹立と共に縣政の刷新が要求せられた。又こゝに川康建設期成委員會が組織せられ、川康建設視察團が五班に分れて四川、西康の各縣の施政、經濟狀況を視察し、その報告に基いて蔣政權は抗戰繼續のための川康建設方案を樹立した。地方政治における改革も亦この視察團の報告に基くところ多大であつたと思はれる。第四次國民參政會における蔣介石の開會の辭の(乙)治標辦法二には「戰時の需要に因應するため政府行政機構はまさに充實並に改造を加へ、藉するに全國各地方人才を集中し、抗戰建國工作に従事せしめ、竟に最後の勝利をとる」とあり、この秋九月縣各級組織綱要を發布して新縣制を實施することとなり、中共の強硬な要求に屈服して國民大會の召集を決議した六中全會に於ける宣言第二項において「縣政建設の促進は建國工作完成上に於ける必要段階である」と斷じ、廿九年四月(昭十五)第五次國民參政會の開會の辭の政治施設においては、次の如く報告してゐるのである。

「内政方面に關しては、特別に地方自治の促進に注意し、基層政治を充實して憲政の基礎を立つ。去年九月政府は縣各級組織綱要を公布した、一面自治人員の訓練を規畫し、一面では各種の實施法規を制定し、必要なる經費を籌

措し、本年より施行を決し、全國一律實行を開始した。この工作はまことに甚だ困難なる仕事であるが、われらが抗戦力量を増強し、建國の成功を促進せんがため、必ず最大の決心と努力を以て迅速に完成しなければならぬ。われらは人民に四權を行使する實際訓練を獲得せしめるを要し、人民に組織あらしめ、兵役は更に健全ならしめるを要す、地方の力量を充實し、國民教育を普及せしめるには皆この制を推行しなければ不可である。各位の同人が一一致力して共に策進せられんことを希望する」

と。蔣政權の地方政治特に縣政の改革に對する熱意の程をうかがふにたるものがある。

廿八年九月の縣各級組織綱要の發布に多大の参考となつたと思はれる川康建設視察團の報告書によつて、川康の縣政がいかなるものであつたかを考察してみることとする。東路視察團は「行政能率を増進するには先づ行政系統を調整せねばならない。縣政府には、現在、上級機關が三十餘ヶ所もあり而も何れも直接に命令を下すことが出来る。如何にして一々これを遵守實行することが出来やうか。結局當座をこまかしてその責を塞ぐのみである。今後は縣長指揮の權を省政府に集中し、中央機關たると地方機關たるに論なく、縣政府をして事を辦理せしめんとする際には、すべて省政府に於て人力財力を考慮の上、これが施行を命令すべきである」と云ひ、總意見書は第一に「縣政府の上級機關は極めて多い。努めて聯繫を固くし、且つ簡易化せしむべし。特に政令を統一して重複矛盾せしめず、縣政府が遵奉困難にして適從する處なきことを免れしめるやう希望す」と述べて居り、新縣制(縣各級綱要)は「七縣に縣政府を設け、縣長一人を置く。その職權は一、省政府の監督をうけ、全縣の自治事項を辦理す、二、省政府の指

揮をうけ、中央及省の委辦事項を執行す」と明確に規定してゐる。

次に「各縣に分立せる機關過多にして職權必ずしも專一ならず、徒らに費を浪し、事を誤ちて、却つて行政能率を低減す。速かに裁併を加へ、或は縣政府を増設して、その組織を擴大し、その職權を統一すべし」、亦「縣長の兼職するもの頗る多く、甚しきに至つては二十に餘る肩書を有するものあり。兼任する各委員長、主任、委員等の職はそれ／＼別に地方團體首領に兼任せしめ、力量を集中し、以て事務能率を向上せしむべし」と云つてゐるが、縣政府の隸屬機關は四川省内の縣において次の如く多數である。

(一) 警察局 (二) 國民義勇壯丁常備隊 (三) 國民自衛總隊部 (四) 黨務執行委員會 (五) 動員委員會 (六) 出征軍人家族優待委員會 (七) 兵役監察委員會 (八) 防空支會 (九) 新生活運動促進會 (十) 振務會 (十一) 禁煙委員會 (十二) 徵收局 (十三) 土地申告辦事處 (十四) 財務委員會 (十五) 農村合作指導室 (十六) 司法處 (十七) 管獄署 これらを指導する縣政府が主として民政、財政、教育、建設の四科であつたのに新縣制によつて軍事、地政、社會の三科を新設することとした。縣行政會議並に民主化を標榜する意志機關として縣參議會の設置は従前と變らず。縣は縣參議會の決議並に省政府の核准をへて縣公債を募集しうることとなつた。鄉鎮民代表會がある。

新縣制は川康視察團の「特殊事情を有する僻遠の地方を除き、すべての區署を一律に撤廢すべし」との意見に従つて、従來の縣下の行政機構の縣、區、鄉鎮の三級制を改めて、縣、鄉鎮の二級制とし、區は特殊の情形あるか、縣の面積の廣大なものに限つて設けしめることとし、鄉鎮内の戸は保甲制度によつて緊密に結合せしめることとした。

これは江西における赤匪討伐の際に行はれた保甲制度による地方制の變革の發展なのである。從來支那の地方制は大別して國民黨的地方制、廣西の三自三寓政策の地方制、山西の村政の三つの潮流があつたのである。その中廣西の地方制（街村制）は最も戰時的に構成されてゐた。即ち民團、訓練（教育）、徵兵の三寓、自衛、自治、自給の三自に集中して縣下の村落、聚落が編成せられてゐたのである。民衆動員における廣西の卓越性がこの地方制に基くことが認識せられるや、廣西の地方制は漸次、雲南に江西にも波及するに至つたのである。國民黨自身もこの事實を認めざるを得ず、從來より踏襲し來つた保甲制度の強化推行によつて、國民黨的地方制の存在を主張するに至つたのが新縣制とも云ひ得るのである。事變の長期化と共に重慶政權は從來よりもますます、民衆動員の必要を増大し、兵役への動員、公路建設への動員に加へて、對外輸血路の遮斷、ガソリンの缺乏によつて昔時の驛站制の復活を餘儀なくされ、驛運制度の廿九年（昭十五）十月よりの實施によつて運夫の動員を必要とするに至つた。かゝる民衆動員を迅速に、持続的に可能ならしめるために下級行政機構、基層組織の確立が焦眉の急となつたのである。民主化への過程としての地方自治の役割を強調しつつあるも、現在はそれよりも寧ろ徹底完全な官治、即ち強壓的統制が必要とせられ、その方向に沿つて地方制は進められてゐる。重慶の將來をトす國民教育制は新縣制を基礎とし、これと併行す。保甲制と地方制との關係を以下に説明することゝす。鄉鎮長は鄉鎮中心學校々長並に鄉鎮壯丁隊々長を兼任するのである。保甲の編成は十戶一甲（六—十五戶）十甲一保（六—十五甲）十保一鄉鎮（六—十五保）を原理とするのである。保長は保國民學校長、保壯丁人を兼任するのである。今圖示すると左の如くである。

中心學校——國民學校
 縣——鄉鎮長——保長——甲——戶
 壯丁隊——壯丁隊

かくの如く鄉鎮長、保長の行政、教育、自衛團の一人兼務は、廣西の三自三寓政策の三位一體制と異らないのである。廣西の民團制は左表の如くである。

中心國民基礎學校 國民基礎學校
 縣——區——長——鄉鎮長——村長（街）——甲——戶
 聯隊部長——大隊部長——後備隊預備隊長

即ち鄉（鎮）中心國民基礎學校、民團後備隊、鄉鎮公所の三者の合併辦公また村（街）國民基礎學校、民團後備隊部村（街）公所の三者の合併辦公を三位一體の制度と云ふのである。新縣制と廣西の民團制を比較すると保が村街に相當し壯丁隊と大隊部、後備隊、預備隊の名稱は異つても實質には變りないのである。かくして國民黨的なものと廣西軍閥的なものとの合同がみられることは甚だ興味あることである。國民黨の廣西派への讓歩とも云へるし、又廣西派の吸収とも云へるのであるが事實は蔣政權の統制力が強化せられ、地方軍閥の政治機構の基幹的部分にまで國民黨的支配が浸透して來たことを物語るものであり、地方軍閥の獨自性は次第に消失されつつある。新縣制は警察及邊疆の新彊を除く十六省に廿九年三月より漸次施行せられたのである。亦新縣制に併行して縣警察組織の強化のために縣

警察組織大綱草案に基き、四川、雲南、福建、廣西、西康等省に於いては縣警察局が増設せられたのである。³³

縣、鄉鎮下の行政機構としては保甲制度がある。保甲制度は防奸、防盜、防賭の民衆警察組織であるが、事變以後國民黨は在來の諸自衛組織を保甲によつて統一することを企圖した。一方戸口調査、壯丁隊の編成、武器の管理、監察警察等の諸任務を擔當する保甲長の仕事の重要性にかんがみて、非常時期保甲長選用辦法、保甲長待遇及獎勵辦法、鄉鎮保甲長戰時推卸辦法を發布したのである。併し乍ら過去一般の鄉鎮長保甲長はやゝもすると「公を假つて私を濟する營私の舞弊、勢に依つて民衆を招搖壓迫する、鄉鎮長、保甲長の名義を假借して私仇を報復する、鄉鎮長、保甲長の政府の派工、徵兵の命令を執行する時、欺善怕惡にして勤めて窮戸を索む」等の諸弊があつたのである。こゝに地方行政機構（新縣制）の確立には地方行政幹部の養成が第一であるとし、蔣介石は昔時の王安石の改革に比すべき意氣込みで、地方行政幹部訓練團を廿九年五月一日四川省において開設し、ついで廣西、廣東、湖北、福建、浙江、安徽、貴州、雲南、青海、寧海（江蘇、山東）の各省に施行せられた。福建では政訓班、雲南では縣政人員訓練所と呼ばれてゐる。これについては第三節に於て既述したところを参照せられたい。地方行政幹部は地方政治の推進のためにまづ確立しなければならぬ經濟的基礎たる物質の調劑、物價の平定、運輸運動の發動、運輸力量の増加、農民貸款の合理的支配、土地の清丈と公荒の開闢を認識して（一）兵役の健全（二）清濁への協助（三）民鎗の清查（四）烟毒の禁絶の完成に努力しなければならぬのである。³⁵

猶新縣制の施行にあたり縣政の改革その他の調査研究機關として李宗黃（代理）を主とする縣政計畫委員會が廿

八年十一月に成立した。この委員會は法制、合作、衛生、戸口、交通、土地、警衛、農業、社會、慈善救護、人事財政の諸部門に分れてゐるのである。³⁶

上述の如き新縣制と併行して、縣各級合作社組織大綱（二九・八・九）が公布せられ、縣・鄉・保に合作社を設立することゝなつた。同時に事變前より行はれてゐた省縣合作金庫の設置も漸次進み、三〇年六月には三六、六縣を數へるに至つた。その間これら地方金融統一のため、縣鄉銀行總行の設立が決議せられた。（三〇・一・三一）次いで三〇年になつて新縣制による下級行政機構の統一・再編成が着手せられることとなり、三〇年八月縣參議會組織暫行條例、縣參議員選舉條例、鄉鎮組織暫行條例、鄉鎮民代表選舉條例等の一聯の法令が公布せられた。³⁷

附 縣各級組織綱要（廿八・九・十九公布）

（甲） 總 則

（一） 縣ハ地方自治ノ單位デアリ、其ノ區域ハ其ノ現有ノ區域ニ依ル。縣ノ廢置及區域ノ變更ハマサニ國府ノ核准ヲ經ベシ

（二） 縣ハ面積・人口・經濟・文化・交通等ノ狀況ヲ按ジ、分ツテ三等ヨリ六等トシ、各省府ノ劃分ニ由リ内部ニ報ジテ之ヲ核定ス

（三） 地方自治ノ實施辦法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

重慶政權の政情

七八

- (四) 縣以下ハ鄉鎮トス、鄉鎮内ノ編制ハ保甲トス、縣ノ面積過大ナルモノ或ハ特殊ノ情形有ル者ハ區ヲ分ツテ署ヲ設ケルコトヲ得。凡ソ教育、警察、衛生、合作征收等ノ區域ハ前項ノ區域ト合致スベシ
- (五) 縣ハ法人ナリ、鄉鎮ハ法人ナリ
- (六) 中華民國人民ハ男女ヲ論ゼズ、年滿二十歳ニシテ縣區域内ニ六箇月以上居住シ、或ハ住所ノ一年ニ違スル者ハ縣ノ公民デアリ、法ニ依ツテ選舉、罷免、創制、複決ノ權ヲ行使シ得。下列ノ情形ノ一アル者ハ公民ノ資格ヲ有セズ
 - 一 公權ヲ褫奪サレタ者
 - 二 公款ヲ虧欠サレタ者
 - 三 贓私ニヨツテ處罰事件アル者
 - 四 禁治産者
 - 五 鴉片若クハソノ代用品ヲ吸飲スル者

(乙) 縣 政 府

- (七) 縣ニ縣政府ヲ設ケ、縣長一人ヲ置ク、ソノ職權左ノ如シ
 - 一、省政府ノ監督ヲウケ、全縣ノ自治事項ヲ辦理ス
 - 二、省政府ノ指揮ヲウケ、中央及各省ノ委辦事項ヲ執行ス、前項ノ中央及省ノ委辦事項ヲ執行スルニハ公文紙上

ニ於テ之ヲ註明スベシ

- (八) 縣政府ニ民政、財政、教育、建設、軍事、地政、社會ノ各科ヲ設ク、科ヲ設クルノ多寡及ビソノ職掌ノ分配ハ、各省政府ノヨル縣ノ等次並ニ實際ノ需要擬訂ニ依リ、內政部ニ報ジテ之ヲ核定ス
- (九) 縣政府ニ秘書、科長、指導員、督學、警任、科員、技士、技佐、事務員、巡官ヲ設ク。其名稱官ノ等級及ビ編成ハ省政府ノヨル縣ノ等次ニヨリ、實際ノ需要擬訂ハ內政部ニ報シテ之ヲ核定ス
- (十) 縣長、縣行政人員ノ考試、甄審、訓練、例用、考治、罷免ハ法律ノ規定ニ由ル
- (十一) 縣政府ニ縣政會議ヲ設ケ、二週毎ニ一回開會シ、左列ノ事項ヲ議ス
 - 一、縣參議會ニ提出スル案件
 - 二、其ノ他縣政ノ重大事項及縣政會議規則ニ關スルモノハ、內政部ニ由ツテ之ヲ定ム
- (十二) 縣行政會議ハ縣參議會ノ未ダ成立セザル前ニ舉行シ得
- (十三) 縣政府ノ組織規程ハ各省省政府ニヨツテ訂定シ內政部ニ報ジ行政院ニ轉呈核定ス、縣政府ノ組織規定ニナキ機關ハ設置スルヲ得ズ
- (十四) 縣政府ノ辦事規則ハ各省省政府之ヲ定メ內政部ニ報ジテ備核ス
- (丙) 縣 參 議 會
- (十五) 縣ニ縣參議會ヲ設ケ、鄉鎮民ノ代表會ニヨツテ之ヲ組織ス、鄉鎮毎ニ一人ヲ選舉ス並ニ法ニ依テ成立セル

重慶政權の政情

八〇

職業團體代表ヲ加附シテ縣參議員トナスヲ得、但シ總額十分ノ三ヲ超過スルヲ得ズ

(十六) 縣參議會ハ暫ク縣長ヲ選舉セズ、縣參議會ノ議長ハ縣參議會ノ自選ニヨルヲ原則トス

(十七) 縣參議會ノ組織職權及選舉方法ハ之ヲ別ニ定ム

(十八) 左列各項ヲ縣收入トス

一、土地稅ノ一部(土地法ノ未ダ實施セラレザル縣ニ於テハ縣屬有ノ各種田賦附加ノ全額)

二、土地陳報後ハ正ニ溢額田賦ノ全部ヲ附ス

三、中央ハ縣地方印花稅三割ヲ割撥補助ス

四、土地改良ノ特稅(土地法ノ未ダ實施セラレザル縣ニ於テハ房捐トス)

五、營業稅ノ一部(未ダ營業稅法ニ依ラザル改定稅率以前ハ屠宰稅金額及ソノ他ノ營業稅百分ノ二十以上トス)

六、縣公產收入

七、縣公營業收入

八、ソノ他法ニ依ル許可ノ稅捐

(十九) アラユル國家事務及省事務ノ經費ハ國庫及省庫ヨリ支給ス、縣政府ヲ責令シテ地ニ就テ籌款開支セシメルヲ得ズ、凡ユル經費ハ、自給シ得ル縣ニ在テハ其行政費及事務費ハ縣庫ヨリ支給シ、收支不足ノ縣ハ省庫ヨリ酌量補助ス、人口稀少ナル土地尙開闢セザル縣ノ必要トスル(開發ノ)經費ハ省庫ノ撥付ヲ除ク外、足ラザル數ハ

國庫ノ補助ニヨル

(二十) 縣政府ハ建設上ノ需要ニ應ジ縣參議會ノ決議及省政府ノ核准ヲ經、法ニ依テ縣公債ヲ募集シ得

(二十一) 縣ノ財政ハ均シク縣政府ニ由テ統收統支ス

(二十二) 縣參議會ノ未ダ成立セザル時ニ在テハ、縣ノ預算及決算ハ先ツ縣行政會議ノ審定ヲ經、再ビ縣長ヨリ省政府ニ呈送シテ核准スベシ、縣參議會成立後ニアツテハ、縣預算及決算ハ先ツ縣參議會ニ送交シテ議決シ、更ニ縣長ヨリ省政府ニ呈送シテ之ヲ核定ス、但シ必要アル時ハ縣長ヨリ先ツ省政府ニ呈送シテ核准施行シ、更ニ縣參議會ニ送ルヲ得

(二十三) 縣金庫ノ設置及ビ會計稽核ハ法令ノ規定ニ依テ之ヲ辦理ス

(戊) 區

(二十四) 區ノ劃分ハ十五鄉鎮或ハ三十鄉鎮ヲ原則トス

(二十五) 區署ハ縣政府ノ補助機關デアリ、縣政府ヲ代表シテ各鄉鎮ヲ督導シ、各項ノ行政及自治事務ヲ辦理ス、未ダ區署ヲ設ケザル區ハ縣政府ヨリ員ヲ派シテ指導ス

(二十六) 區署ニ計區長一人指導員二人乃至五人ヲ設ケ、民政・財政・建設・教育・軍事等各項ヲ分掌シ均シク有給職トス、甄選訓練合格ノ人員ニ非ザレバ委用スルヲ得ズ

(二十七) 區署ノ所在地ニハ警察(佐察所)ヲ設クルヲ得、地方警察ノ任務ヲ執行ス

(二八) 區ニハ建設委員會ヲ設ケ、區内ノ聲譽素ヨリ著シキ人士ヲ聘請シテ委員ヲ擔任セシメ、區内鄉村建設ノ研究、設計、協助、建議ノ機關トナシ、區長ヨリ主任ヲ擔任ス

(己) 鄉 鎮

(二九) 鄉鎮ノ劃分ハ十保ヲ原則トシ、少キモ六保多キモ十五保タルヲ得ズ

(三十) 鄉鎮ノ劃分及保甲ノ編制ハ、縣政府ヨリ擬定シ省政府ニ呈請シテ核准施行シ内政部ニ彙報シテ備案トス

(三一) 鄉鎮ニハ鄉鎮公所ヲ設ケ、正鄉鎮長一人・副鄉鎮長一人或ハ二人ヲ置キ、鄉鎮民代表會就チ公民中左列ノ資格ノ一ヲ具有スル者ヨリ之ヲ選舉ス

一 自治訓練及格ヲ經タル者

二 普通考試及格者

三 曾テ委任職以上ニ任ゼラレタ者

四 師範學校或ハ初中以上ノ學校ノ畢業者

五 曾テ地方公益事務ヲ辦ジテ著シク成績アル者

鄉鎮長選舉實施日期ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(三二) 鄉鎮公所ニ民政・警衛(警)・經濟・文化四股ヲ設ケ、各股ニ主任一人幹事若干人ヲ設ケ、一人ハ(戶籍ヲ)專辦スルモノトス、副鄉鎮長及鄉鎮中心學校教員ヨリ分別擔任セシメルト共ニ、適宜ニ專任ノ事務員ヲ設クベシ

經費充裕ナラザレバ地方各股ハ酌量シテ合併或ハ僅カニ幹事ヲ設クルヲ得

(三三) 鄉鎮長・副鎮ノ任期ハ二年トシ、連選連任ヲ得

(三四) 鄉鎮長一人ハ鄉鎮中心學校校長及ヒ鄉鎮壯丁隊長ヲ暫ク兼任ス、經濟教育發達セル區域ニ在テハ鄉鎮中心學校校長ハ專任ヲ原則トス

(三五) 鄉鎮ノ自行舉辦事項ハ鄉鎮務會議ヲ經テ議決施行スルヲ得、鄉鎮長主席、各股主任幹事ハ均シク會議ニ參加スベシ

(三六) 鄉鎮務會議ニハ鄉鎮長主席、各股主任幹事何レモ出席スベク、議事ト關係アル保長ハ列席スルコトヲ得

(三七) 鄉鎮長・副鄉鎮長及鄉鎮公所職員ノ訓練辦法ハ別ニ之ヲ定ム

(庚) 鄉鎮民代表會

(三八) 鄉鎮民代表會ノ代表ハ保民大會ヨリ選舉ス、每保代表三人

(三九) 鄉鎮民代表會ノ主席、鄉鎮長ノ如ク鄉鎮民代表會ヨリ選出セラレルモノハ鄉鎮長之ヲ兼任スルコトヲ得

(四十) 鄉鎮民代表會ノ組織職權及代表ノ選舉方法ハ別ニ之ヲ定ム

(辛) 鄉 鎮 財 政

(四一) 鄉鎮ノ財政收入ハ左ノ如シ

一 法ニ依ツテ賦與セラレタ收入

重慶政權の政情

八四

- 二 郷鎮公有財産ノ收入
 - 三 郷鎮公營事業ノ收入
 - 四 補助金
 - 五 郷鎮民代表會ノ決議ヲ經テ征收シタル臨時收入、但シ縣政府ノ核准ヲ經ベシ
- (四二) 郷鎮ハ生産事業ヲ自辦スベシ、其辦法ハ別ニ之ヲ定ム(郷鎮ノ興辦スベキ農産事業ノ辦法ハ別ニ之ヲ定ム)
- (四三) 郷鎮ニハ郷鎮財産保管委員會ヲ設ケ、ソノ章程ハ別ニ之ヲ定ム
- (四四) 郷鎮財政ノ收支ハ郷鎮公所ヨリ概算ヲ編製シ縣政府ニ呈由審核シテ縣預算ニ編入ス
- (五) 保
- (四五) 保甲ノ編制ハ十甲ヲ原則トシ、少キモ六甲多キモ十五甲タルヲ得ズ
- (四六) 人口稠密ナル地方ニシテ一村或ハ一街ヲ固定(自然)單位トナリ分離スベカラザル時ニハ、二保或ハ三保ヲ聯合シテ國民學校合作社及倉儲等ノ機關ヲ設立スルヲ得、保長一人ヲ推舉シテ首席保長トシ其ノ成ヲ總ブ。但シ壯丁隊ハ保ヲ分ツテ編隊訓練スベシ
- (四七) 保ニハ(保)辦公處ヲ設ケ、保長一人副保長一人ヲ置キ、保民大會就チ公民中左列ノ資格ノ一ヲ具有スル者ヨリ選舉ス

- 一 師範學校、或ハ初級中級畢業、或ハ同業ノ學力アル者
 - 二 管テ公務人員ニ任ゼラレ或ハ教育文化機關ニアツテ服務一年以上成績著シキ者
 - 三 管テ訓練及格者
 - 四 管テ地方公益事務ニ従事シキ者
- 猶未ダ選舉ヲ處理セザル以前ニハ保長・副保長・郷鎮公所ノ推定ニヨリ縣政府ノ委任ヲ呈請ス
- (四八) 保長、副保長ノ任期二年ハ連選連任スルコトヲ得
- (四九) 保長ハ保國民學校長・保壯丁隊長ヲ兼任ス、經濟教育ノ發達シク區域ニ於テハ國民學校々長ハ專任ヲ原則トス、郷鎮中心小學ハ國民學校ノ名稱ヲ保チ現行法令ノ規定ヲ沿用スルヲ得
- (五十) 保辦公處ニハ幹事二人乃至四人ヲ設ケ、民政・警衛(察)・經濟・文化各事務ヲ分掌シ、副保長及國民學校教員ニヨツテ分別之ヲ擔任ス、經費ノ充裕ナラザル區域ニ於テハ僅力ニ幹事一人ヲ設クルヲ得
- (五一) 保長・副保長及保辦公處職員ノ訓練辦法ハ別ニ之ヲ定ム
- (五二) 保民大會ニハ毎戸一人出席スルモノトス、ソノ組織及職權ハ別ニ之ヲ定ム
- (五三) 甲ノ編制ハ十戸ヲ原則トス少キモ六戸、多キモ十五戸タルヲ得ズ
- (五四) 甲ニハ甲長一人ヲ置キ戸長會議ノ選舉ニヨリ、保辦公處ヨリ郷(鎮)公所ニ報告シテ備案トス、甲長ノ訓練辦法ハ別ニ之ヲ定ム

- (五五) 甲ニハ戸長會議ヲ設ケ、必要ナ時ニハ甲ノ居民會議ヲ舉行シ得
- (五六) 保ノ編制ハ原有ノ名稱、村街圩場等ハ舊ニ仍ル、但シ漸次改稱シテ保トシ劃一ヲ歸スベシ
- (五七) 保甲ノ各種章程ニ關シテハ別ニ定ム
- (五八) 保甲戸口ノ編查ハ別ニ定ム

(癸) 附 則

- (五九) 本綱要ハ公布ノ日ヨリ施行ス
- (六十) 本綱要施行後各項法令ニシテ本綱要ト抵觸スルモノハ暫ラク適用ヲ停止ス

註

- 1、民廿九・九・廿六・申報。
- 2、戰時行政三聯制。民廿九・七・廿一重慶掃蕩報ヨリノ轉載。民廿九・七・廿九中美日報。
- 3、民廿九・一〇・四神州日報。廿九・一〇・一中美日報。
- 4、同盟旬報三の二〇(昭十四・七・十六)軍事委員會改組。軍事委員會政治部の機構と任務(東亞十三の三)。民廿九・十一・五中美日報。
- 5、民廿九・一〇・四、中美日報。
- 6、安達格 我國戰時經濟行政機構 民廿九・十二・廿三申報。民卅年版 中外經濟年報。
- 7、戰地黨政委員會 東亞情報三二六(昭十四・四・廿五)同盟旬報三の九、三の二二。

- 8、民國廿五年申報年鑑二四一頁。
- 9、薩剎編著 戰時政治機構(抗戰建國小叢書 民廿七年十月重慶獨立出版社刊)。
- 10、民廿八・十一・四、華報。
- 11、民廿九・十・廿六、中美日報。
- 12、民廿八・四・二二、文匯刊。
- 13、民廿九・十二・十二、立報(香港)。
- 14、民廿九・一・五、立報。
- 15、民廿九・一・二二、立報。
- 16、民廿九・一・八、立報。
- 17、重慶國民參政會・川康建設期成會 川康建設觀察團報告書上卷、七〇頁。(上海日本總領事館 特別調査班譯)。
- 18、中央政治學校研究部、新政治五の二(民廿九・十二・十五)所載の半年來の四川民政の概況。通訊二の七・八
- 19、周鍾楙の湖南省施政情形(民三〇・一・廿二)、申報。
- 20、チャイナ・ウィークリ・レビュー誌、一九四一・三・廿九及び四・五。Hu Chang, Chiang's Son Proving able Leader in Kiangsi Reconstruction, Chiang Ching-Kuo Administering W point Plan For Development of Kiangsi Area.
- 21、昭和十三年版 朝日東亞年報九三頁。
- 22、同盟旬報二の三〇・三一。
- 23、五中全會 週報一二三號(昭十四・二・十五)。
- 24、前掲 抗戰與建國五九一七六頁。

- 25、東亞研究所上海支所資料第一號 國民參政會第四次大會關係資料。
 - 26、六中全會宣言 東亞情報三五〇。
 - 27、民廿九・四・二一三、香港大公報。
 - 28、川康建設視察團報告書、上巻、七三頁。
 - 29、同 一〇頁。
 - 30、民廿八・九・廿一―廿二、大公報所載 縣各級組織綱要。(民廿八、九、廿三申報) 申報のものは間々省略があり、こゝでは専ら大公報所載によつた。(括弧内は申報)
 - 31、魯滄平 Renaissance of Rural Kiangsi—Information Bulletin Vol. II, Num. 2, (Published by the Council of International Affairs Nanking, China.
 - 32、陸鏗 廣西軍遠征記(一九三八年漢口新生出版。馮菊培 抗戰中之第五路軍(一九三八年出版)。
 - 33、民三〇・二・五・華美晚報所載 新縣制の回顧及び内政の回顧。
 - 34、興亞院華中連絡部 中華民國國民政府法令集(補編)第二編、重慶政府戰時法令集、第二編、內務法。
 - 35、民廿九・五・廿五中美日報の社論「蔣委員長在川省地方行政幹部訓練班的訓詞」。
 - 36、民廿八・十一・十六・申報。
 - 37、通訊二の二五・二六。特別班月報三の二〇・二一・二二合本。
- 附記 筆者は三四年前支那地方自治の研究に従ひ、支那に於ける近代的地方自治制の概括を試みたことがあるが、(和田清編 支那地方自治發達史) 機會を得て支那の地方自治について更に深い研究を試みたいと思つてゐる。第六節はかかる研究への筆者自身の小論、覚え書に屬するものである。

第三章 民衆動員の狀況

第一節 國民黨の民衆運動

民衆動員を述べる前に民衆運動について一言する。支那事變前の民族運動の相貌をもつ民衆運動には、所謂人民戦線派の救國民族統一戦線が喧傳せられてゐるところであるが、國民黨的民衆運動はこれより先上海事變當時に指導方針を決定してゐた。廿二年二月(昭和八年)の民衆運動の指導方針は、一、民衆の民族意識を提高して民族自信力を増進す 二、民衆組織を健全にし、地方自治を推進して民治の基礎を樹立す 三、民衆を指導し生産に努力し國民經濟を發展せしむの三點であつた。國民黨の民衆運動は人民團體組織法を根幹とし、農民は農會、工人は工會、商人は商會、青年は學校その他、婦女は婦女會に組織せられることが規定されてゐた。猶國難期間民衆運動指導工作要點は、一、民衆全體を指導動員して反侵略運動に従事す 二、民衆の自衛智識を啓發して組織計畫ある奮闘に従事す 三、戰事區域と非戰事區域の民衆を指導して各種の實際工作に努力す等であつた。がこれらの民衆運動の指導は主として新生活運動の方向に集中されて行つたのである。この場合國民黨は民衆自身の階級闘争の成長激化を恐れるといふ自己の立場から日本を利用したと云つてよいのである。舊南京政權が蔣介石の獨裁政治の方向に進行した時、その民衆

運動も地主・資産層の聯合政權を侵害せざる、即ち人民團體組織法の規定内における行動を認めるのみであつて、政治的には「民衆組織を健全にし、地方自治を推進して民治の基礎を樹立する」の方針に明瞭に表はれて居り、進歩的民主的な發展は見られなかつたのである。

この國民黨の基本方針は、今次の事變に於いても持続せられてゐるとみてさしつかへがないのである。國民黨の立場においては、戦時における軍事、政治、經濟への民衆動員を如何に要請しても、民衆運動の發展は出来るだけ抑制せんとするのである。即ち民衆運動と民衆動員は併行せずして、まづ民衆動員その後、最少限度の民衆運動の許容となるのである。例をあげるとC・C系潘公展らによる中國文化建設協會編の「抗戰與社會問題」抗戰建國小叢書 陳端志著 廿六年十二月出版）においては、農民、工人、婦女、青年の戦時訓練と組織の必要が強調せられてゐるのみで肝心の社會問題としての彼等の生活の保證並に向上に對する具體策については語られてゐないのである。このことは前述の地方行政機構における保甲制の全面的採用において一段と強化せられたのである。

事變當初支那に於ける民衆團體の数は如何程あつたかと云ふと、國民實用年鑑所載の二七年中央黨部作成の表によると左の如くである。

事變當初における民衆團體表 (民三〇國民實用年鑑)

種別	會數	會員數	%
農會	二六、三〇五	一一、七〇二、二八五	六四・八

種別	會數	會員數	%
漁會	七二	二一、〇一五	〇・六
工會	四、二四三	一、四二〇、〇一〇	三・〇
自由職業團體	二六二	二六、一九七	〇・六
計	三〇、八八三	四、一六九、五〇七	一〇〇・〇

これを後方・戦區・遊撃區に分つて考察すると次の如くなる。猶こゝに云ふ後方とは四川・西康・雲南・貴州・廣西・陝西・甘肅・寧夏・青海を云ひ、戦區は浙江・安徽・河南・江西・湖北・湖南・福建、遊撃區には河北・山東・山西・江蘇・廣東・察哈爾・綏遠を含む。

民衆團體地域別表

後方	戦區	遊撃區	計
會數	三八三、〇九三	九六六、八五六	一、三五二、三三六
會員數	一七、	一一、四一九	九、五七九
自由職業團體	一、七〇七	四七六、九五五	六五五、四四七
計	二、七〇二、二八五	二一、〇一五	一、二六六、五六〇

右表を百分率になはすと

重慶政權の政情
民衆團體地域別百分率表

後、 遊撃 計	農		工		自由職業團體
	方	會	會	會	
後、	一四・一	〇・二	一〇・六	六・六	
遊撃	三五・九	五四・三	三七・六	二八・九	
計	五〇〇	四五・五	五一・八	六四・五	
	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	

これによつてもわかる如く、事變當初に於ける後方（西南・西北・地區）に於ける民衆の組織は云ふにたらず、主として沿海岸諸都市に限られてゐたのである。これらの民衆團體に對して如何なる方策をとつたかと云ふと、非常時期農工商團體現狀維持暫行辦法（二七・四）戰時民衆團體整理辦法（二七・一二）を發布し、二八年（昭十四）には軍委會が戰時民衆團體統制令（二八・八）を發令し、民衆團體の統制に努めるに至つた。一方重慶政權下の民衆は非常時期治安維持緊急辦法（廿九・七、廿五）非常時期人民團體組織綱領（廿九・六、一）の下にあり、一切の人民團體は均しく抗戰建國を以て共同目的とし、三民主義を奉行し、國民政府を擁護し、最高統帥に服従する原則の下にあつて全民族利益のために奮闘すべしとされてゐる（第一條）これは憲政問題に藉口して進出を計る中共系並に人民戰線派の人權運動に對抗するものであつた。民衆動員の増大に比例して益々民衆運動の抑壓統制を必要とするのは自明の理であり、非常時期集會演說取締辦法（廿九・一二）を發布したが、翌三〇年（昭十六）になると、この傾向は助

長せられた。三月の八中全會に於て、民衆團體に對する黨の指導權の確立を計る一方、七月には、非常時期工會管制暫行辦法案を決議し、姓名使用限制條例（三〇・七・一七）縣農會實施辦法を公布し、九月には、修正非常時期社會運動辦法を制定するに至つたのである。

かくして現在國民黨の領導下に行はれてゐる民衆運動としては、新生活運動と國民精神總動員運動とがあげられるのである。新生活運動は國民教育普及運動と共に依然として行はれ、國民精神總動員と國民公約が國民月會を通じて勵行せられてゐる。本年三月、國民精神總動員二周年記念の蔣介石の演説は、一、共同信仰を發揮して集體意識を確立す、二、科學精神を提高して實業計畫を完成す、三、民族精神を發揚して音樂體育を充實すの三事の推行を強調して、最後に社會紀律化より社會軍事化へ、國防科學化より國家生産化へ、國民生活現代化より國民生活藝術化への發展を要望してゐるのである。猶昨年十一月漸く行政院内に社會部を設置し、民衆組織、社會福利及合作事業等の工作を擔任せしめることとなつた。社會部がいかなる仕事を爲してゐるかを第二屆第一次國民參政會の報告によつてうかがふと大體次の如くである。

- 一、社會行政機構に關しては、各省社會處はまさに縦連普遍に各縣に社會科をおき、各該省新縣制の實施に依照して期の如く増設して専ら權責す。
- 二、現有人民團體に對しては、縦連に總登記を舉行し、並に調整して健全を臻さしめ、縣以下の各級民衆に至つては、新縣制を實施すると共にその完成を促進して政令の推行を補助す。

三、新生活運動、國民經濟建設、節約儲蓄運動等の如きは、管理と指導上相互に密接な聯繫を取得せしめて工作上の高度な發展を期す。

四、農工福利事業に對しては出来るだけ擴大充實し、直接には農工の生活を改善し、間接には生産の質量を増進す。

五、合作組織に關しては數量上の増加は頗る速く更に質素の精神に注意すべし、尤もその合作貸款機關の系統は、紛岐なきやう調整を加へて督導管理の統一と事業の合理的發展を求む。

以上の如き諸工作に従事する社會部の現況は、合作社と新縣制によつて民衆を組織することを主たる任務として居り、社會厚生の部面においては未だ遠いものがある。

かゝる國民黨の立場とは反對に中國共產黨は「全國民衆を發動し、農工商學各職業團體を組織し、之を改善充實す。金錢を有する者は金錢を出し、力を有する者は力を出し、民族生存争取の爲の抗戰に動員す」(抗戰建國綱領) 已民衆運動、廿五)の規定をかなり徹底的に施行して民衆動員と同時に民衆運動を發展せしめてゐるのである。八路军下陝甘寧・晋察冀邊區における地方政治並に民衆動員はこれを明瞭に語つてゐる。

第二節 國民黨の民衆動員

重慶政權の民衆動員はその内容より政治動員、軍事動員、交通(經濟)動員に分けられる。當初動員にあつては

各省市縣動員委員會組織條例を發布し、各省市縣に動員委員會を設置せしめ、縣以下の基本工作として保甲制度を遂行せしめた。廿六年末廿七年にかけて動員委員會と前後して、戰區失陷區域國民抗敵自衛計畫大綱、婦女參加抗戰建國工作大綱が發布せられたやうであるが、國民黨が民衆動員に乗り出したのは、臨全大會(廿七年三月四月)以後である。即ち臨全大會に於て、抗戰建國綱領を制定し「錢ある者は錢を出し、力ある者は力を出す」の標語の下に廣汎な民衆の動員に着手した。三月には、兒童保育總會、五月には新生活運動婦女指導委員會(各省市婦女工作委員會)が成立し、婦女・兒童の組織化と動員を計り、六月には三民主義青年團々章(告全國青年書)が發布され、同時に民衆の啓蒙・宣傳のために全國民衆宣傳大綱及實施宣傳辦法を制定した。一方民衆牽制のために、修正懲治漢奸條例を亦軍民協力のために、軍民合作公約を發布するなど、漸次民衆の動員強化を企てた。

併し十月あへなくも武漢・廣州は陥落し、蔣政權は漢口より重慶移轉をよぎなくせられるに至つた。こゝに十一月、南嶽會議を開催し、中共の戰術をいれて全面的遊撃戰術を採用することに決定した。

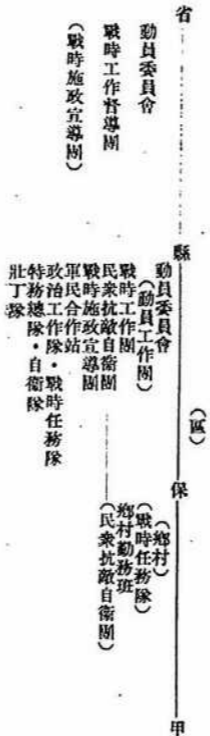
この決議の下に翌廿八年一月、五中全會に於て民衆動員の強化を計り、國民抗敵公約と國民精神總動員運動の施行を決議し、軍民合作の強化として軍民合作站が設けられ、その他民衆動員にあたる黨政幹部の訓練、新軍・遊撃軍の編成と調整等を施行するに至つた。三月になると、日本にまねて國民精神總動員綱領並に實施辦法を發布し、「國家至上・民族至上・軍事第一・勝利第一・意志集中・力量集中」を呼號し、國民月會に於て國民抗敵公約を宣讀せしめることとした。國民精神總動員運動によつて廣汎な民衆の政治動員を企圖する一方、九月縣各級組織綱要を制定し、保甲制

による農村政治機構の再編成に着手することとなり、十月になつて四川省動員委員会が成立した。實に奥地の民衆動員はこの頃即ち廿八年末（昭十四末）より漸く始まつたのである。

民衆動員の基本的な工作として保甲制による農村の再編成は、新縣制によつて進められることになつたのである。（前章第六節参照）蔣政權は都市の失陥輸血路の遮断等のため、奥地農村に據つて自給自足を餘儀なくせられ、第三次財政會議（三〇年六月）に於て、田賦の實物徵收並に中央移管を決定施行をみるに至り、これと併行して奥地の民衆動員は絶對的必要に迫られた。實に民衆動員は重慶抗戦力の基礎をなすものである。こゝに三一年（昭十七）五月、國家總動員法、戰時國民服役條令を公布し、民衆動員の強化・徹底を計るに至つた。

次に各省に於ける民衆動員の工作は必ずしも同じではないが、大體各省市縣動員委員会組織大綱（國民精神總動員綱領）によつてゐる。今その組織を概括的に圖示すると左の如くである。

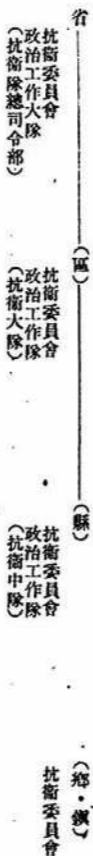
1、各省における民衆動員組織の概括圖



2、第一戰區の民衆動員組織圖



3、浙江省の民衆動員組織圖



一、徵兵

重慶政權の民衆動員は、徵兵、徵工、徵運につきるのである。動員の基本工作は保甲制度による人口及び壯丁の調査である。民衆動員の内抗戦重慶にとつて最も重大なのは「建國必須建軍」の語によつて表現せられてゐる如く徵兵即ち軍事動員であつた。現在においてもその重要性は減少して居らず、三十年三月（昭十六）第二屆第一次國民參政會の開幕の辭に於て「今後建國の中心は建軍であり、政治、經濟、教育、文化より以て國民生活に及ぶまで亦必ず戰時組

畿化して建軍事業と相配合して並進すべし、故に一面軍隊の整訓を強加し、軍事力量を充實し、兵役制度を改善し、軍事訓練を普及し、戦闘技能を提高し、一面只國防意識及戰鬥紀律を提高して建國建軍の使命を完うすべし」と述べてゐる。¹⁶ 國民政府の兵役制度は事變前民國廿二年六月兵役法を公布、廿四年三月一部修正、廿五年三月より施行に着手し、事變後は潰滅舊軍の補充に又新軍の建設に兵役法による義務的強制的徵兵制を適用した。軍政部の兵役署と内政部と協力し、軍管區司令部師管區司令部の下に三百萬に上る壯丁を徵發したのである。兵役法によれば原則として徵兵制をとつてゐるが、その實種々の制限規定によつてかなりの免役免役が認められて居り、納金緩役の制によつて稍財産を有する者は四五百元乃至百元の金錢を鄉鎮長に送つて兵役を免かれ、錢なき者は東逃西亡して深山に避入るといふ現象を招いたのである。この弊にかんがみて今次の第二屆國民參政會において納金緩役辦法の廢除の決議案が通過した。¹⁷ この半面において未だ出丁せざる者は畝を按じて穀一升、或は之と相等しき代金の納入を命ぜられてゐる。¹⁸ 常備兵役の他に國民兵團の組織が企圖せられ、廿九年三月縣(市)國民兵團組織暫行條例を發布し、八月一日より四川省において國民兵の組訓が實施せられ、その數四百萬に上り、軍政部は各省における實施を分電したと報じてゐる。¹⁹ 國民兵は在郷の豫備部隊であつて保衛を單位とし、普通、集合、幹部の三訓練をうけるのである。蔣政權は兵役宣傳辦法まで規定して兵役の擴大適用にとつて三千萬國防基層人材の養成を號稱してゐる。一例をあげると最近湖南では湘師管區司令部に湘兵役宣査團が設けられて國民兵役の擴大宣傳及び役政の整飾を任務とし、十二組が四區に分れて全省各縣を輪流宣査するのである。²⁰

蔣政權の兵役がいかに法制的に飾られても、その實情は強制拉致を主とし、割當指名、抽籤、雇傭、志願に依つて徵募するのである。四川における兵役の實情を川康建設視察團(南路組)は左の如く報告してゐる。

「各地の熱心なる愛國青年にして自發的に從軍する者は決して少數でない。併し、各縣の辦理する兵役の成績は餘り良好でない。事前の宣傳が多くは適切を缺くか、或は全然宣傳が怠られてゐる。出征軍人遺族を優遇するとの規定は設けてあるが、その手續は頗る繁雜を極め、施行は弛緩されてゐる。出征軍人の遺族を直接訪問し、優遇金や米穀の支給に關し質ねたところ、十中八、九は未だ受領してゐないとのことであつた。地方の富豪並に有力者は、何時も徵兵の抽籤を免かれてゐる。縱へ當籤しても、人を雇傭して替玉を出征せしめ、或は弱者を強制的に拉致し來り定員を滿して居るから、抽籤は名ばかりで事實は拉致または雇傭した者が多い。これは已に普遍的な現象となつて居る。軍管區に於ては出征壯丁一名に對し食費一角五分支給する規定を設けて居るが、大部分の壯丁は規定通りに支給されてゐない。假に支給されても右の金額では到底不十分である。入營後の待遇は更に苛酷にして、毎日僅かに粥を二回配給し、衣服にしても極めて粗末なものであるから、餓死或は凍死する者が多し。」²¹

二、徵 兵

次に奥地交通建設への民衆動員、即ち徵工もかくべからざるものである。特に武漢陥落以後「後方の運輸は公路を主とする」に至るや徵工は夥しいものとなつた。國民政府は事變前民國廿四年九月四日徵工服役辦法を規定し、保甲内の壯丁を義務徵工の名を以て土木工事に使用した。今事變始まるや廿六年七月十二日軍事徵用法、同年七月十七日

國民工役法、十月二日同施行法を公布して驛路、公路建設へ民衆を動員したのである。滇緬公路建設に参加した農民の数は約十七萬人に上つて居り、廣西省において築路（九八五公里）に徴工された民衆は廿八萬九一〇〇人に上つてゐる。各省における公路の建設に動員された民衆は數百萬に達するものと思はれる。しかも工役法は服務場所が工役義務者の住所より五軒以内在るときは手當を支給しなくてもよく、五軒以外の場合には最低二十角の手當を支給すると規定されてゐる。雲南省政府は滇緬鐵道建設に關して「……私有地はすべて没收されたし、道路工事の工夫は多く徴發された。これがこの道路が低額で完成した主要な理由である。初めは道路に働く徴發されたすべての労働者に賃銀を拂ふのが、中央政府の意圖であつたが、雲南政府は従來の徴發労働に對して支拂ひをしなかつた省の政策に矛盾するのみならず、今後無料で徴發し得なくなる理由の下に之に反對した。その結果他の地區から來た労働者に對しては四十仙を支拂ひ、現場で徴發したものには賃銀も食料も與へないことに妥協が成立した」と報告してゐる。

四川における徴工の状況は「各縣で軍夫徴發を辦理し、例へば公路、飛行場、及び軍事施設等一として軍夫を徴發せざるはない。甚しきに至つては、既成道路の道路修理の場合にも民間より軍夫を徴發して、服従せしめてゐる。これは他省では例のないことで服役期間及び地點も屢々數ヶ月、或は數百支里に達することがあるが、これは明かに國民本來の義務を超過してゐる。而も軍夫の食費その他は工程管理後、検査済の後でなければ、これを支給しないが、軍夫徴發機關ではそれを立替へる方法もなく、餘儀なく保甲をして強制制當をなさしめるか、或はこれを放置して全く顧みないために軍夫には凍死者、餓死者が續出（巫山縣にかゝる事實がある）してその惨狀は言語を絶してゐる。」

の如くである。その影響は（南川では）軍隊が通過する度に人夫の徴發をするため、通行人が絶え、農夫も農耕を中止してゐる」といふ状態さへ招來するに至つたのである。猶徴兵、徴工に於ける民衆動員において最も能率的であつたのは廣西であつた。

三、徴 運

我が軍の對外交路遮断の影響をうけ、重慶政權はガソリンの缺乏と共に奥地の交通運輸は驛運によらざるを得なくなり、廿九年（昭十五）九月交通部に驛運總管理處（處長吳國華）を設け、昔時の驛站制を大々的に復活せしめることとなり、交通運輸への民衆動員は重要なものとなり、しかも「驛運の推行の成敗得失は科學管理と民衆動員の如何にある」のである。而して「驛運は動力を以て主となし、動力資源の取得は運賃を以て骨幹となす」と云はれてゐる。蔣介石は驛運制度の實施にあつて「驛站運輸制度の第一の要義は、一切の人力、獸力と固有の交通運輸工具を單用して川流の如く息まらず繼續を不斷ならしめ能く運輸を持久せしむるにあり」と訓辭を與へ、俵、馬、車、船（駄牛、畜、手車、人力）によつて貨運を開始した。十月五日には川驛運管理處、十一月一日には桂驛運管理處、ついで粵驛運管理處が成立し、西南西北の各省（雲南、貴州、湖北、陝西、甘肅）にも及ぼすこととなり、さしあたり重慶—貴陽線、廣元—寶雞線、盧縣—昆明線、宜賓—昆明線、蘭州—隴州線、三合—柳州線の六大線幹、川黔線、川陝線、黔桂線、昆滇線、昆彼線、川鄂線の七線の驛運交通の完成につとめることとなつた。驛運によつて運送せられるのは重要貿易品たる桐油を始め、米、鹽の如き糧食である。

猶これより先駐運管理所の成立と共に雲南において敘昆線は二十四站よりなる驛運制が廿八年二月一日より實施せられて居り、郵政局は重慶、貴陽間の郵便物及び小包の運送に驛站制を使用して居り、浙江においては廿八年四月、(昭十四)省の人力、獸力を動員して小ジャンク、荷車、運伕の三部よりなる驛運制を實施した。³¹⁾ 驛運制度に動員せられる民衆の数がいか程に上るか云ふに、今重慶掃蕩報所載の薛光前の論驛運之推行問題に依れば、³²⁾

「驛運の客觀的困難は科學的管理によつて解決し得るのであるが、實際上驛運の積極的推行は民衆動員工作によらなければ不可である。交通部の計算によると、各驛運の幹線中、中央の管轄は公路里程五九九九公里、大道里程三五五公里、水路二六七八公里、總計八六三二公里と推定される。もし毎日毎站の對運を十噸として計算すると、民船の利用に係る水路一五九九公里、自動車利用の公路八六八公里を除いて、その餘の水陸路線は合計、木船三三〇艘、板車五千輛、馱馬二二五〇匹、運夫二萬六二六八人が必要である。各省の管轄下にあるものは、公路里程三八六四公里、大道里程二四七公里、水路一二七六公里、水路を除く外、陸路方面は合計四一一一公里である。毎日一站進むものと假定すれば、每站相距る二十公里、計約二百六站を設けることとなる。現時戰區各省の公路は大體破壊せられてゐて車輛を速かに通行せしめることが出来ない。もし毎日每站對運十噸として計算すると、運夫五萬一五〇〇人が必要である。もし完全に板車を利用すれば、僅かに板車四二二〇輛、車夫二萬六百人となる」

總計、中央の管轄と各省の管轄とを合計すると、運夫七萬七七八八人が必要である。更に十分の一の押運夫と一

部分例外の休息中の運夫の数を假定して加へると、總計十萬五五四五人となる。もし運搬量が以上の標準に照らして二倍に上ると、毎日每站對運三十噸として、運夫の總額は廿三萬三三〇四人となる。」

と。ついで國民黨員が廿三萬の精神單位獲得のための民衆動員工作に従事奮闘すべきことを論じてゐる。猶驛運推行のために驛運工作隊、驛運人員訓練班を編成してゐる。廣東では驛運四線が完成し、六段十八站に分れ、每站五百名の運夫が徴集せられてゐる。徴集せられた運夫は軍事編列を採用して嚴格に統制せられ、運夫の毎日の行程は過長ならざる様、當日原站の住所に返回し得ることを原則とし、多くとも隔日には必ず返回すべきこととしてゐる。今後驛運制度が強化され、ばされる程、更に一層運夫への民衆動員の増大は不可避になるのである。

驛運に従事する人夫の一日の勞賃は、グエンサー・スタインの報告に據ると「政府並に私人大企業會社に雇傭されてゐる苦力は、一日支那幣一、二元の勞賃を受ける、従つて一噸の貨物を苦力によつて百哩輸送するには、英貨二一四磅、米貨六、五—十三弗かゝる。この値段は支那の標準では高いのである。が事實上苦力輸送の平均賃銀はかなり低く、大多數の人間は自分自身のためか、地方小商人のために貨物を運送してゐるのであるから、單なる生活賃銀は一日五角以上ではないのである。」³³⁾

第三節 中共の民衆動員——山東南部遊撃地區に於ける——

上述の國民黨的、廣西的民衆動員と對照的立場にたつのは、中共八路军軍下における陝甘寧邊區及び晋察冀邊區の民

衆動員である。がこれについてはかなりの報告が既にあるので、こゝでは我が軍と國民黨軍、八路軍とが相対立して錯雑した關係を示してゐる遊撃地區の民衆動員の一例として山東南部を選び、自ら遊撃隊に参加して諸工作に従事した王毓銓の「山東南部遊撃地區の組織」に關する報告を以下に紹介することとする。これは上述した蔣經國の施政計畫及び四川の民政と比較してみると甚だ興味ある諸問題を提起するのである。

一、抗日政治組織

二、民衆運動

三、新教育

四、民衆動員に於ける諸階層

- 1、貧農
- 2、中農
- 3、地主
- 4、青年知識層

此處では民衆動員と民衆運動が併行して進められ、遊撃隊（抗日人民武裝隊）編成のための民衆の軍事動員は最も重要なものであるが、これと共に民衆の政治動員が行はれてゐる。地方政治機構は激變して廉價な縣政府の設立が企てられ、従來地方の支配階級たる地主の勢力下にあつた地方政治の民主化が計られ、地方政權を主として抗日青年の

掌中に把握せしめ、抗日民主政治組織を樹立したのである。

こゝに云ふ山東南部は魯南地區とも云はれるが、山東省において津浦線以東、膠濟線以南の三角形をなす二十數縣の地域を云ふのである。

一、抗日政治組織

事變前山東南部の地方政治（縣政）は主として地主——經濟界においては商人、銀行家、高利貸として活動する——の掌中にあつた。即ち縣長は收賄によつて地紳に掣肘せられ、命令は縣長から發せられても、地紳の賛成なしに縣長が實施する命令は一つもないといふ状態であり、縣下の地方行政機構の區、鄉、村の行政も全くかゝる紳士の親近、縁故、備人、子分に支配せられてゐたのであり、農民は自らが必要としない自衛團と教育の費用を負擔してゐたのである。所謂半封建的、土豪劣紳治下にあつたわけである。が事變後、山東軍閥韓復榘の敗退、我が軍の進出後鐵道沿線背後の山嶽地帯を根據として廿七年（昭十三）一月以來抗日青年を中心とする遊撃隊が組織せられ、ついで六九軍、八路軍系の第四支隊が駐屯して日本軍に對する遊撃戰を展開するに至つた。

八路軍は政治訓練を軍事訓練より重んじ、「金ある者は金を出せ、力ある者は力を出せ」、民衆生活の改善、民衆運動の増進の三原則に基いて遊撃戰へ民衆を動員した。これがために土地所有額十畝以下の農民は、戰時税を免除せられて地主が支拂ふこととし、諸種の過税の廢止、縣政からの解放を約束したのである。六九軍が到着するや直ちに「新民主主義的抗日政治組織の建設」並に縣政の再組織に着手することとし、まづ六九軍司令部に抗日勞工隊が廿七年七

月新泰に成立し、五人よりなる常務委員会が編成され、縣政再組織案が採用せられた、その案は左の如くである。

1、縣政府の組織

- (a) 縣政府ノ組織ハ單純ナル原理ト行政能率ノ増進ヲ基礎トス。
- (b) 縣政府ハ次ノ四科トス。

人事科、財政科、建設兼軍需科、教育並ニ民衆運動科

- (c) 司法ハ獨立スベキコト

2、地方財政

縣所屬ノ全(分)區ニハ仲裁委員會ヲ設立スルコト。民事ハスベテマツ仲裁委員會ニ提出スベシ。

- (a) 人民ノ負擔ハ輕減シ、スベテノ苛稅ハ廢止スベシ。
 - (b) 稅ノ負擔ハ平等ニ分配シ、人民ノ生活ヲ改善スルヤウ「金アル者ハ金ヲ出セル」ノ原則ニ從ツテ徵稅スベシ。
 - (c) 土地稅ノ徵收ハ農產物ノ形デハ多ク、現金デハ少カルベシ。
- 3、地方教育
- (a) 小學校ト自由學校ノ授業ハ速カニ復活スベシ。
 - (b) 抗日幹部養成ノ訓練學校ヲ設立スベシ

- (c) 稅帳ヲ改良スベシ、勞工隊ニソノ仕事ヲ委囑スルコト。
- 4、人民ノ参政

- (a) 各縣ハ重要ナ縣ノ事項ニ參與ヲ與ヘル縣參議會ヲ設クベシ。
- (b) 縣參議會ハ人民ト民衆組織ノ代表ヨリ組織ス。縣長ハ一定數ノ議員任命ノ權ヲ持ツガ、任命サレタ議員ハ全會議員ノ三割ヲ越エルヲ得ズ。
- (c) 區ノ指導者ハ縣參議會ノ議員ニナルヲ得ズ。
- (d) 區政(治)會議ハ全區ニオイテ區ノ指導者ヲ補助監督スルクメニ設ク。
- (e) 區政(治)會議ハ民衆組織ノ代表ト一般人民ノ代表ノ二種ノ代表ヨリナル。人民ノ代表ハ人民ノ選舉ニ依ル。

- (f) 村長ハ區政(治)會議へ選バレルヲ得ズ。

5、地方行政組織

區長ノ組織ハ廢止シテ區ノ指導者ノ組織ニ變更ス。

抗日青年勞工隊ノ常務委員會ハ六週間に一度會合して、人民一般動員委員會ノ組織、民衆運動ノ統一、農民聯合組織、農民武裝隊、地方經濟聯合(農村合作社)ノ設立、並に地方經濟狀態ノ改善等ノ諸問題ヲ論議するのである。新しい地方政治ノ特徴ハ次ノ五つである。

一、明確に抗日である。新しい地方政府が採用した新しい手段のすべては、古い官僚政治を根絶し、日本人に抵抗して新支那建設を容易ならしめる唯一の目的のために計畫されてゐるのである。税の軽減、地方政府官吏の俸給の極度の堅縮（縣長は一ヶ月四十元、科長は一ヶ月二十五元）の如き諸種の處置は、新政府が抗日の綱領に徹底するに決したのを示すものである。如何にして新縣長が選挙せられたか黒白を述べないが、任命された人々からみて縣政府が抗日青年の掌中にあるのは明瞭である。

二、新しい政治組織は民主的である。縣でも區でも人民は政治に參與し、（人民は區政（治）會議に大なる権限を持つてゐたから區政治委員會と呼ばれる）アメリカの立法團體と違つて縣及び區政（治）會議は、亦政治の行政部門に參與しうるのである。就中更に一層民主的な保護として區の指導者は、縣參議會の議員になり得ないこと、並にどの村長も區政（治）會議の議員になり得ないことが明瞭に定められてゐる。

三、新しい政治組織は縣政を支配してゐる地紳の頽廢的行爲をたえず除去するであらう。地紳自身がこれを悟り、このために彼等は再組織を破壊するのに全力をあげてゐる。……地紳側の反民主的サボタージュの効果如何は、勿論新たに覺醒した民衆の用意に依るものである。

四、新組織の諸對策の實施は、農民の政治的水準を高め、抗戰意識を増大し、民主政治の一段の發展の道を開くものである。……區の指導者及び縣、區の政治會議の選挙に於ける利害は強く相競ふ黨派間の争ひは猛烈である。通常選挙には二黨が對立抗争する。一つは農民、抗日青年、八路軍の遊撃隊、諸民衆組織の人員を含む人民の黨。一つは

古い官僚政治の仲間、地紳、地主、孫將軍（國民黨側の遊撃隊長）と關係がある人々を含む前の支配階級の黨である。支配階級の黨は選挙機關の支配による利益を持ち、選挙戦に莫大な金を費すに足る程富裕であつて必要にして可能なくところでは賄賂を行ふ。地紳は通常有效な選挙團體を調査し、その團體の主要な人間を大變御馳走する。選挙機關がその掌中にあるから、その競争者に對してよりは自らの仲間へより多く選挙の通告を郵送し、競争者へ送る通知は普通遅く、かれらの出席を不可能ならしめるのを望んで集會一日前に送る。これを考察して、進歩黨は先んじて集會の日を探知し、その仲間が必ず出席し得るやう秘かに彼等に注意しなければならぬ。就中支配階級の誤魔化しを防ぐために、縣政府は全村長、有名な指導者並に抗日青年全部が投票権を有すとの命令を發した。かくして人民黨の投票者の数は、その競争黨よりも屢々二三倍多かつた。かくして南山東の遅れた農民は、政治に關しうるのみならず、實際に自らを統治し始めつゝあるのである。

五、地方政治の能率は多大に増進した。現在縣政府で有力な地位を占めてゐる青年は、未だ十分に政治の手順を熟知してゐないが、かれらの熱心、人民への献身、困難に遭遇した時の精神、並に官僚政治の傾向の完全な排除は、かれらが民衆の最もよき召使ひとなるであらうと期待されるのである。

二、民衆運動

山東に於ける日本軍の迅速なる軍事行動によつて德州が危機に瀕するや、救國會が樹立され、ついで各黨各派よりなる統一戦線動員委員會が五つ成立したが統一されず、韓復榘の第三路軍の南方退却後、第一戦區指揮官李宗仁は直

接その地の民衆運動を開始し、許州に第五戰區總動員委員會を組織し、民衆動員の工作をなすため各縣に總動員指揮官一名を任命した。その後六九軍が到着するや、八路軍第四支隊と協力して總動員委員會の存在してゐない處では直ちに組織せしめ、六九軍の政治部から各縣に民衆運動を指揮する二三人の指揮者を送り、八路軍も亦政治訓練を経た人、民衆動員の経験者を生れ故郷の各縣に送つたのである。廿七年十月民衆總動員委員會が六九軍本部に生誕し、山東南部の民衆運動の指導機關となり、全民衆組織はこの委員會に所屬することとなつた。各區（行政督察專員）にも民衆總動員委員會が設けられて縣の民衆動員を指揮し、縣には勿論五部（組織、宣傳、人民武裝、動員分配、剷除漢奸）からなる總動員委員會が存し、縣下の各區、各鄉には區部、鄉部がおかれたのである。

縣總動員委員會の重要な仕事は、組織と宣傳であり、區部と鄉部を組織する他、殆ど全部の鄉に設けられた郷の自衛團を組織訓練するのである。各縣には遊撃隊の獨立部隊が編成せられた。この獨立部隊の特色は（一）専ら農民から成る（二）隊員は生産的な仕事から離れない（三）他の場所へ派遣されない（四）縣の民主的抗日政治組織を維持して民衆運動を増進するのを助ける（五）隊長の他の全隊員は自宅に住んで生産に活動すること等である。

宣傳部は劇、演説、諷刺畫の三部に分れ、従事してゐるのは北京、天津、上海の學生であり、その内にはかなり有名な畫家と作家が居る。女生徒の家庭訪問は宣傳の内でも最も成功したもの、一つである。……婦人大衆の集會。婦人讀書會、兒童救國隊が組織せられてゐる。

三、新 教 育

小學校は教科書の課程と内容の重大な變化以外はものとまゝであつたが、中等學校には組織の變更、學童取扱ひの改善と課程の變更の三つの變化が起つた。中等、師範、專門學校の殆ど全部は、戦後閉鎖されて若い政治及び軍事幹部の訓練學校に變つた。これらの訓練學校は戦争のための新幹部教育の緊急な必要に應ずるため建てられ、原則として教育部（新しい小學校教師訓練のため）民衆運動部（運動の指導者の訓練）政治部（文官の訓練）の三部に分れてゐる。授業料を徴收せず、訓練學校に在籍中の學生には、自由な賄ひ附宿泊さへ與へて居り、以前の教育が比較的富有者の特權であつたのを今は萬人へ解放せんとしてゐる。六九軍の軍事學校と第四支隊の軍政幹部訓練學校がある。その課程は日本の支那侵略史、世界政策並に世界經濟、戰術と救國歌、日本に對する民族統一戦線、哲學、政治學、政治經濟學、社會進化史、現下の政治問題、支那社會構成と支那革命、民衆運動、農業合作社、遊撃戰術等である。出版、南山東には三十の石刷りと三百以上の謄寫版をもつ二つの主要な印刷所があり、主要出版物として青年報、勝利新聞、動員小紙、戦記、抗戰中報、戰地新聞、通報の新聞があり、前敵週報、遊撃、抗強青年等の定期刊行物があり、抗日民族統一戦線、蔣介石戰時言論集、抗日長期戦、毛澤東言論集、政治學常識、經濟學常識、社會進化史常識、政治科學常識、哲學問題常識並に救國叢書等の書物が出版されてゐる。

四、民衆動員に於ける諸階層

(一) 貧 農

日本軍の進出當初において、貧農は抗戰に對して消極的であつた。山東軍閥韓復榘の飢餓、打擲、鞭打ち、強請、

投獄の秩序の下にあつて、韓の統治を嫌和してゐた貧農と農業プロレタリアートにとつて韓の没落は一つの救済であつた。猶貧農が消極的であつた理由は(一)支那歴史を通じて農民は参政するのを許されなかつたため、最初彼等は當然全く民族意識を欠除してゐた。(二)大多数の農民は幾何かの土地も決して有つて居らず、土地が彼等のものであることを感じなかつた。(三)抗日運動の發展がなく、農民は全く政治並に軍事上の事に無知であつた。(四)農民が最初抵抗に立ちあがらなかつた理由は、日本の進出が直接、間接に地主の安全を嚇したからである。

農民は極端に古い政治支配に敵意を持つて居て、地紳の専断的壓迫に復讐する機会を待つて居た故、抗戦の混亂に乗じて、一部は復讐の、一部は實際上の必要のために農民は南山東において廣汎な「穀物分配運動」を開始した。分配がおこる前に貧農は指導者を選び、あらゆる適切な材料を蒐め、準備の討議を行ひ、最後に行動のための大衆の集會を要求して(一)農民の穀物が分配せられるべきこと。(二)分配に参加する権利を與へること。(三)各参加者が受けるべき量についての三項を討議し、これらの問題が決定されるや、分配に加つた人々は澤山の穀物を持つてゐる富農、或は地主を訪れその幾分かを貧農に貸されんことを懇願し、その要求を達したのである。かくの如く貧農にとつて抗戦よりは經濟的問題の解決が先決要件であり、その生計が維持される側に身を投ずる傾向があり、貧農の多数は、生計維持のため地主連等の支配階級の自衛隊の隊員に雇附せられてゐる、が一面八路军への参加の道もあるのである。

(二) 中 農

少量の瘦せた土地に執着してゐる中農は抗戦及びその結果として起つた不秩序は財産の安全を危くし、生計維持が困難となり富農中農の内最先に抗戦陣營に参加した。その組織は通常現存の半宗教的結社、紅槍會、黑旗會、黃沙會無極道、光復道を基礎としてゐるのである。人民地方武裝隊として、青年を除く支配階級に属しない人間のすべては一應これに包含せられ、中農の指導の下に貧農をその構成分子とし、各村に宮(廟)が一つあり、結社員は夜から黎明にかけて禮拜と拳術を習ひ、槍と刀を主要武器とし、紅槍會においては、拳術と槍の一ヶ月の訓練後參戰が許されてゐるのである。がブチ・ブルの見解を持つるため中農の組織は、屢々無意識に地紳の道具となるのである。

(三) 地主(地紳)

土匪と農民の穀物分配運動におびえた地主(地紳)は、日本との妥協によつて自己の利益が保持されると判断し、社會秩序の復活、自己保存に全力を集中し、或る者は地方治安維持會を組織した。日本軍は社會秩序と食料を欲してゐる、これは彼等の財産を保護する助けとなると考へ、その代り日本人が少くとも彼等を以前よりも一層地紳として待遇せんことを希望した。地紳は日本人と妥協し乍ら自らを武裝するにつとめ、地方の共同的武裝隊である自衛團、聯莊會を自己の利益のために利用した。かくして大地主は自らの武力と陣營を維持し續け、彼等の居住する地方では王侯の如く支配してゐるのである。この状態は臨沂、濰縣、沂水、鄒縣、蒙陰、費縣に存してゐる。地紳は元地方役人、區長達と共に地方の支配階級をなし、これらの地方的、武裝隊としては聯莊會、支那國民の保護のためではなくして自己防衛、私有財産保護のための地主、地紳所屬の自衛隊、地方行政官吏に屬する保安隊、第三區專員下の軍

隊、自身の特権とする政治的地位回復をはかるブチ・ブルに屬する武装隊等がある。

この地方には紅卍字會がかなりの活躍をしてゐるが、これは慈善の性質をもつ迷信の半國際的な組織であり、主要結社員は地主、大商人、富農、退職官吏、退役軍人から成つて居り、地方政治に幾らかの影響を與へてゐるが、混亂時には増加するのである。日本の占領後他のすべての人間が逃亡した時も、紅卍字會のみは攪亂されず、その活動は倍加したのである。地方の政治及び軍事上の事件と大した關係のない博愛の組織であり、日支の戦傷兵、及び亡命者のどちらの世話もする限り、精神上では國際的である。紅卍字會は政治的でないと言言してゐるが親日的傾向を多分に持つてゐる。

(四) 青年知識層

青年知識層(インテリゲンチヤ)には、大學、中學、師範學校、小學校の生徒及び中學、小學校の教師、その他いくらかの文化的要素をもつ若い農民をも包含する。彼等は社會のすべての階層から、特に大多數は上流階級層から來るが、そのイデオロギ及び行動は兩親と同じでなく進歩的であり、帝國主義者の支那侵入の歴史的意味を悟り、支那人民には服従か死か、戦ひか生かの二つの道のみが開かれてゐるのを悟り、彼等は個人的利益に従はずに、國民のそれに關心をもち、彼等自身の將來もまづ第一に支那を解體から救ふことに關つてゐることを知つてゐる。戦争勃發以來自らの運命を祖國のそれに投ぜんと決意し、「支那の自由のために犠牲になれ」との標語が、その信條となつてゐるのである。

この若い人々の集團は事變前救國運動に従事して居り、事變後三挺の歩兵銃と彈藥一發をもつた六七人の青年の一團が山へ登つて遊撃戦争のための農民の組織化に着手し、抗日青年武装隊は發展し、約二萬の八路軍遊撃隊第四支隊に結集したのである。

註

- 1、民國廿三年國民黨年鑑戊辰。
- 2、興亞院華中連絡部 重慶政權戰時法令集 第三輯及び二八・八・二三新聞報。
- 3、民二九・七・二及び廿九・七・廿五申報。
- 4、民二九・一一・六、益世報(通訊二の二)。
- 5、民三〇・七・二、七・一、七・一八、九・一七神州日報。
- 6、民三〇・三・一七申報。
- 7、民二九・一一・五申報。
- 8、民三〇・三・一三申報。
- 9、第一戰區民運工作文獻(中原出版社 民二七年十二月初版)。
- 10、兒童運動については、兒童保育會・戰時兒童教育綱要(二八・一〇・二八、一一・一〇、一一・一八、一二・二二、二九・二・二〇大公報)兒童保育辦法(三〇・七・二神州日報)。
- 11、婦女運動については、沈茲九——抗戰四年來の婦女運動(婦女知識叢書第十輯——三〇年七月、香港・上海出版)凋落し行く中國婦女運動(東亞情報三七九)、婦女團體工作報告會(通訊二一五)、その他(二六・一一・五、二八・七・三〇、八・二

重慶政權の政情

一一六

- 九、一〇—一一、一〇・一三、一一、二七大公報、二八・三・一五文匯報、二八・一二・五立報、二九・二・二五六公報、三〇・二・一六華英晚報、三〇・二・二七、三〇・九・二九神州日報等。
- 12、民二八年文匯年刊。
- 13、重慶長期抗戰體制の前進(東亞十五の七)重慶の國家總動員法實施(東亞旬刊四三四)。
- 14、浙江的抗衛工作(民二九・一・一出版 江蘇動員)。
- 15、民廿八・四・十七大美晚報。
- 16、民三〇・三・五申報。
- 17、民三〇・三・六申報。
- 18、民三〇・一・六及び一・廿三神州日報。
- 19、興亞院華中連絡部 重慶政府戰時法令集 第六輯 軍事法。大晚報三〇年元旦特刊所載の戰時的中國兵役制度。
- 20、民廿九・十・九中美日報。
- 21、民廿九・七・六中美日報。
- 22、民三〇・三・四申報。
- 23、前掲 川康建設觀察團報告書 上卷二四〇頁。
- 24、成宮嘉造 蔣政權の國民工役法(支那研究五四)。
- 25、民財主編 抗戰與建國(游委員長著)の交通建設四頁。
- 26、民廿八・十・二六立報。
- 27、滿鐵調査部編 昭和十五年度支那經濟年報六一四頁。

- 28、川康建設觀察團報告書 七一・及び六一頁。
 - 29、民廿九・八・廿七及び十一・十八中美日報。民廿九・十二・五、十・十六・廿八申報。
 - 30、戰時綜合總書第五輯 抗戰與交通三四—五頁(民廿九年五月重慶獨立出版社刊)。
 - 31、Ramon N. Lee, China Revises Courier System The China Weekly Review, August 31, 1940.
 - 32、民廿九・八・廿六中美日報轉載。
 - 33、民廿九・十二・十六申報。
 - 34、Guenther Stein, A Journey in Szechwan, The China Quarterly, Summer Number, 1940, p. 485.
 - 35、東亞研究所資料丙一八七號D、山東南部遊擊地區の組織、王統鈔の The Organization of Typical Guerrilla Area in South Shantung の翻譯(Carlson, The Chinese Army, Appendix (p.94—130), New York 1940 (附錄))
- 附記 八路軍下の政治状態については各種の報告調査がなされてゐるが、當研究所資料として資料丙三〇四號 C (支那輿地資料集報第九輯) 陝甘邊境の政策と近況(翻譯)がある。

第四章 軍事状態

第一節 事變前の支那軍

支那の軍事能力を兵数の上からまづ考察することとする。前清時代の常備兵力は滿清の親兵である八旗と各省駐屯の綠營を合して約七十餘萬であつた。太平天國の亂勃發の一八五〇年に於ける各省の兵力はチャイニズ・レボジツトリによれば、六一萬八三一九人であるが、太平天國の亂平定に動員せられた諸勇兵の多くは常備軍に編入せられたので兵数はその後増加し、沈鑑の計算によると日清戦争直前（一八九五）には九七萬四六四一人、辛亥革命直前（一九一一）には一〇〇萬三八七人となつてゐる。

辛亥革命の闘争を通じて一時兵数の増加をみたがその後舊式軍隊は多く裁撤せられ、東亞同文會の第二回支那年鑑の大正四年末の調査によると、新式軍二七萬七五二五人、舊式軍二三萬八八七四人、計五一萬六三九九人となつてゐる。が諸軍閥の抗争時代において北洋軍閥の全盛期には直系軍隊は約二五萬に上り、東北軍閥の全盛期（民國十四年）の兵力は約三五萬と稱せられ、北伐當時の支那における全兵力は約一〇〇萬とみられてゐた。

國民政府の成立以後、南京の國民黨軍閥と地方諸軍閥並に紅軍との戦争が激加するにつれて兵数は増大し、民國廿

二年（一九三三）には約二百十萬と数へられるに至つた。この兵数は前清時代の約三倍、革命當初の二倍に上り、軍費は支那財政の重い負擔となり、支那近代化へ支出すべき經費の捻出に苦しんだのである。何應欽の如きは日本の廢藩置縣の例をひいて裁兵を叫んだが、相抗争する軍閥にとつて自己の兵力の減少は即ち自己勢力の失墜であるため、裁兵はしかく實行せられなかつたのである。

蔣介石は廣東において黄埔軍官學校々長として士兵の訓練養成にとめたが、北伐完成後は南京に中央軍官學校を設立し、獨逸人バウエル大佐 (Max Bauer) を軍事顧問として新軍の建設につとめ、バウエル大佐は後クリイベル中佐 (Kriebel)、ウシロウエツツェル中將 (Wessell) は三ヶ年滯支し、滿洲・上海事變後舊國民政府は抗日軍備の強化を計り、一九三四年（民廿三）フォン・ファルケンハッゼン大將 (Von Falkenhansen) が招聘せられて一九三八年七月迄支那軍の養成にあたり、これら獨逸軍事顧問に訓育をうけた軍隊は約三十萬と云はれてゐる。

民國廿二年（一九三三）の中報年鑑によると當時迄の國內軍事學校畢業人數は九萬四四三六人であり、その内中央陸軍軍官學校卒業生は二萬一五三八人で全體の二三パーセントに當つて居り、國外軍事學校畢業人數は一八九二人であり、その内日本の軍事學校畢業生が壓倒的多数で一七九八人である。廿二年より今次の事變開始直前までかなりの増加はあつたにしてもこれらの畢業生の死亡を計算に入れて抗戰開始の時支那軍の幹部は多くとも十餘萬を越えてゐなかつたと思はれる。

事變直前の支那軍の兵力は新支那現勢要覽によると左の如くであつた。

中央直系軍	四七師	四八萬	山西軍	八師	九萬
中央傍系軍	四五師	四六萬	山東軍	五師	六萬
舊東北軍	十五師	十一萬	萬福麟軍	三師	二萬
廣東軍	十師	十二萬	馮占海軍	一師	二萬
廣西軍	七師	五萬	四川軍	二六師	二五萬
宋哲元軍	四師	八萬	その他	十五師	二六萬
總計	一八一師	二百一萬			

猶これら正規軍の他に潜在的兵力として民間の軍事組織がある、民國廿三年の申報年鑑によるとそれらのものは、廣西の義務練、民團、福建の民團、閩西の守望隊、河南の保衛團、紅槍會、山東の連莊會、廣東の保甲と警衛隊、川康の團練、湖南の挨戶團、山西の保衛團、湖北の劉共義勇隊、河北の地方保衛團（赤匪の少年先鋒隊、赤衛隊、兒童團、貧農團）等であり、これらのものはその後保甲制度の施行と共に漸次保甲壯丁隊に改編せられつゝあつたが、いづれも抗戦以後喪失した兵力の補充或は遊撃隊の編成に利用せられるに至つたのである。

第二節 事變後の軍事状態

事變開始と共に昭和十二年には上海會戰、湖東會戰、南京攻略、北支前期作戦、察哈爾作戦が行はれ、翌十三年に

は津浦南段、太湖西方・南方の掃蕩戦、安慶作戦、北支後期作戦、徐州會戰、武漢作戦、廣東攻略があり、十四年一月には開戦當初の二百萬の兵力は約九十萬に半減するに至つた、併し同年七月には十三年六月以降の第二期整編が略々完成して約二百四十ヶ師百五十萬となり、四月、七月、九月には「内軍民の士氣を鼓舞し、外援諸國に對し、黨軍の健在を誇示せんとする政略的目的を主として」反攻に出たのである。同年には海南島攻略戦、湖北省安陸作戦、江蘇省海州作戦、南昌攻略戦、湖北省北部襄東作戦、油頭作戦、山西省潯安作戦、援蔣香港ルート遮断作戦、贛湘作戦、廣東省中山縣掃蕩戦が行はれた、年末の冬季攻勢はその規模並に企圖は相當積極的なものがあつた。翌十五年には冬季攻勢の撃滅、五原作戦、賓陽殲滅戦、晋南鄭寧作戦、青陽作戦、良口作戦、宜昌作戦、江南作戦、漢水作戦第二期晋中作戦がなされた。支那軍の軍事力が著しく低下したことは七六議會における知陸相の左の報告によつて明らかである。(十六・一・廿二、東朝)

「昭和十六年度における敵の抗戦の特色は極めて消極退嬰的な點で一昨年には數回に互り自主的反攻を企てたが、昭和十五年においては昭和十四年末より引續き行はれた冬期攻勢のほか、彼が全面的に反撃したことは一度も無く僅かに八月北支において共產軍が稍々活潑に出撃せるのみで極めて局部的なものにすぎず、蔣直系、傍系軍は専ら防勢に終始した次第でその戦力の低下を如實に證明してゐる。……交戦力に比して遺棄死體が減少し、逆に俘虜及び歸順兵が著しく増加してゐることもその現象の一つである。」……

と。猶事變に於ける支那軍の損害は我が大本營の發表によると約三百五十萬と推定され、遺棄屍體は左の如くであ

重慶政權の政情
る。(昭和十五年末まで)

自十二年七月至十三年十一月	八二萬三二九六
自十三年十二月至十四年四月	一一萬三〇四九
自十四年五月至十四年十一月	二八萬二二七七
自十五年十二月至十五年十一月	五八萬九八八八

總計

一八〇萬八三九〇

附記 以上は大日本陸軍報道部發表の昭和十三年度戦果(十三・十二・廿七)十四年度戦果(十四・十二・廿九)十五年度戦果(十五・十二・廿九)による。(つづれも東朝)

かくの如き數的損害を質的方面よりみると、ヘルダ・ヘンリンの報告に據れば、黄埔軍官學校卒業生が大半を占める中下級將校の死亡は十六萬人と云はれ、優秀な戦争指揮幹部の少ない支那軍にとつてこれは大打撃である。抗戦繼續と共に蔣軍の養兵能力は退歩し、十五年四月の青陽攻略當時我が軍の拾得した「逃亡兵は如何にして發生するか」といふ文書では給與悪化を指摘して、これが對策として逃亡官兵取締辦法が設けられてゐる。宜昌攻略前後より中支では自動、他助の投降兵が激増し、投降者の全部が我が軍の撤いた投降票を所持してゐたのであつた。五月以降十一月迄の歸順兵は中支では一萬六百餘名を數へ、本十六年に入つて李長江の三萬の歸順を初めとして五月には歸順兵が四十萬の多數に上るに至つたのである。

十六年一月の重慶政權の兵力の配備狀況は左の如くである。(七六議會の陸相の報告に據る)

第八戰區(蒙疆、包頭以西)	二十ヶ師	約十七萬
第二戰區(山西、陝西)	二十八ヶ師	約二六萬
第一戰區(西安近傍)	三十七ヶ師	約二五萬
第五戰區(襄陽附近)	三十九ヶ師	約三〇萬
第六戰區(宜昌以西)	三十二ヶ師	約三三萬
第三戰區(江南)	二十九ヶ師	約三三萬
第九戰區(長沙)	二十九ヶ師	約二二萬
第七戰區(廣東)	十一ヶ師	約十萬
第四戰區(廣西、南寧)	二十一ヶ師	約十七萬
四川 貴州 十ヶ師	約七萬、雲南軍あり	約二百六十ヶ師約二百萬
共産軍 北支方面	約二十二萬、中支方面	約十萬

第三節 支那軍の社會的構成

次に支那軍の構成因子である兵士、將校が、如何なる階級の出身であるかについて考察することとする。ウィット

重慶政權の政情

一二四

フォーゲル博士が支那家族制度の研究を指導した時、その研究員として資料蒐集に當り、北支の或る病院の施療部の記録係として一九三四年乃至一九三七年間に三四五人の支那兵士、二五〇人の支那將校に關する貴重な記録を蒐集したオルガ・ラングの報告をみると支那軍兵士の社會構成は左の如くである。因みにこれら將兵の部隊は宋哲元の第廿九師、商震の第卅二師、楊虎城の第十七師、萬福麟の第五十三師等の華北、山東、東北軍閥である。¹⁴

一支那軍の出身職業別表

職業 (家庭)	人数	百分率
農民	一七九	五・九
農村日雇労働者	三三	九・六
職人・工場労働者	八	二・四
下兵	七	二・〇
兵	四	一・二
乞食	一	三
保安隊	一	三
行商	一〇	二・九
商店	六	一・七
水夫	四	一・二
店舖	一七	四・九
合計	三四五	一〇〇・〇

地主	主家	地主
一五	六	一・七
二	二	五
五二	二	一五・〇
三四五	計	一〇〇・〇

これによつて支那軍兵士の半は農民出身であることがわかる、然らばこれら農民がいかなる農民層の出身であるかを、百七十三(九)人の農民の資産内容所有土地面積よりみると

農民出身兵士の土地所有別表

所有土地面積数	人数
所有土地なし	一〇人
一畝以下	一九人
一畝—十畝	三九人
十畝—廿畝	三八人
廿畝—卅畝	二九人
卅畝—四十畝	一一人
四十畝—五十畝	二人
五十畝以上	二人
回答なし	二五人

附記—「上記オルガ・ラングの報告中、活字の誤りか土地所有の農民数が百七十九人となり、下記には百七十五人となつてゐるが、實際は百七十三人であるからこゝでは訂正し、括弧内に原書の数を入れておいた。この他に陶孟和の「個軍隊兵士の調査(社會科學雜誌)の二—十九年六月」があるが参照し得なかつた。これについては小生が南京にて入手したこの種文獻の調査完了と共に、改めて紹介することゝしたい。」

の如くであり、北支において廿畝以上所有しなければ自活できないのであるから、百七十三(五)人中回答なしの二五人を除いて百五十人とし、廿畝以上の土地所有者としからざるものとの比率は、二八パーセント對七二パーセントとなる。これによつて農民出身支那兵の大半は貧農であることがわかるのである。前表の店舖商人、地主、教師、官吏の家庭出身と記されてゐる連中も決して富有階級出身ではなく、大體支那の兵士は下層階級(主として貧農)出身と云つてさしつかへがないのである。

次に將校はどうかと云ふと、二四〇人の將校の内三分の二は地主階級、五十畝以上の土地所有の農民、商人等の出身である。月給三十乃至三十五元をうけ百二十人位の兵隊を部下とする程度の大體の將校連でも、三十畝以下の土地所有階級出身者は一割にもみえず、十畝以下の土地所有階級出身者は一人も居ないのである。これによつて支那軍内部における兵士と將校との階級的差違は明瞭に看取せられ、こゝに支那軍の弱點があり、國民黨軍においても障害とさへ云はれてゐる將校間の特權階級概念の發生の基礎がある。事變前において北支軍閥における將校は普通兵隊出身者もあるが、大部分は軍官學校卒業生であつた。今こゝに蔣介石直系の中央軍における社會構成についての統計をあげることが出来ぬのは遺憾であるが、上述の表によつて大體は推察せられるであらう。

次に中央軍、地方軍とは對蹠的地位にたつ支那共產軍における社會構成はどうなつてゐるかといふと、一九三〇年支那共產軍の調査による紅軍の構成分子は

貧	農	五八%
兵	卒	二七%
勞	働者	四%
流	氓その他	一一%

であり、これが眞正の紅軍組織でないことは支那共產黨自らが認めたものである。

一九三四年(民廿三)の調査では紅軍の社會的構成(紅軍兵士の出身職業別表)は次の如きものとなつてゐる。

農	民	六八%
工	人	三〇%
知識階級及び従業員		二%

出身地別構成表は

ソヴェート區域	七七%
國民政府治下	一一%
紅軍に買収された兵士	四%
捕虜	七%



これが嘗つて瑞金にソヴェート共和国を樹立して支那紅軍の隆盛なる時の状態であつた。

以上の如き支那軍の社会的構成が、今次の事變の過程においてどうなつたかは甚だ興味ある問題であるが、適確な資料が手に入らぬのである。併しいづれにしろ多数の農民が兵卒として軍事へ動員せられてゐるといふ事實からみて、農民（主として貧農）の支那軍における比重は決して減少するものではないのである。¹⁷ ロシヤ側の資料によれば國民軍兵卒の社会的構成は左の如くであると報じてゐる。

農	民	六三%		
勞	働	者	二四%	
手	工業者	勤人	その他	一三%

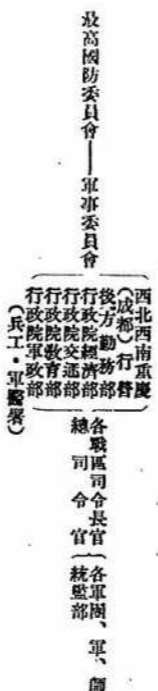
がこの國民軍が蒋介石の中央軍を云ふのか、八路军、新四軍を云ふのか明記されてゐないが、後者をさすものゝやうである。

いづれにしろ支那軍の社会的構成からみられることは、農民、主として貧農が支那軍の兵士の壓倒的多数を占めてゐることであり、この貧農が重慶政權、南京政權、支那共產黨のいづれに動員されるかによつて、支那における三つの政治的勢力の基礎をなす武力の數的優勢が得られるといふことである。嘗つて阿片戦争後の太平天國の亂中、曾國藩の湘軍、清朝の官兵、太平軍の三者鼎立の形勢にあつたとき、湖南、湖北、江西、安徽の農民層の大半が湘軍はじ

め諸勇軍に動員されたため、新兵制の採用と共に曾國藩等の勇軍による太平軍の討滅は可能となつたのであつた。

第四節 軍事機構

先に政治機構の條で述べた如く、抗戦支那の軍事はすべて軍事委員會に集中せられて居り、軍事委員會の下にある戦時支那の軍事行政機構を圖示すると左の如くである。（上海滿鐵調査資料第三十六編 中國軍政概況 五六頁）



これらの軍事機關及び軍事委員會政治部、戦地黨政委員會の如き軍部系の政治機關と在來の行政機構との關係は、かりにその權限が法律によつて規定されてゐても、戦時における軍事の優越といふ事實から軍事機關の權限が強く、兩者の關係は必ずしも圓滑ではないのである。が蒋介石が三〇年三月精神總動員二週年を迎へる演説において、社會紀律化より社會軍事化を提唱して居り、かゝる方向に進むためには是非とも軍民の合作が必要である。¹⁸

これより先廿八年軍委會政治部の基本的地盤である第九戰區(湖南)においては、軍民感情の交流を計る軍民合作機構として軍民合作站が組織せられ、民衆の力量を組織強化し、隨時戦時工作に参加せしめることを任務とした。軍

民合作站の組織は、各縣郷或は聯保を單位とし、一定の交通線上におかれて相互の距離は四十支里以上を超過せず、聯絡に便ならしめて左の六部門に分れてゐる。

- 一、問事組——郷、聯保内の各部隊機關の宿舍地點を調査し、道に迷つた軍人に部隊機關の位置を教へる。
- 二、徵備組——通過する軍人の輸送入夫を徵用せしめる。
- 三、販賣組——米鹽その他日常生活必需品を平價にて軍人に賣應せしめ、商店聯合組合を設けて利用せしむるを原則とする。
- 四、鄉導組——案内人を派遣し、通過する軍人を助けて物資買上げに便ならしむ。
- 五、飲食組——通過する傷病兵に茶水飯等を供給する。
- 六、救護組——通過する傷病兵に臨時簡易救護をはかる。

各合作站には役員として總幹事一人をおき、郷長には聯保主任を兼任せしめ、各組には幹事一人をおくのである。この軍民合作站は幾多の困難にも拘はらず政治工作員によつて施行せられた。

その後我が軍の南寧作戰におびえた廣西では、動員委員會、戰時工作督導團、各縣の戰時工作團によつて大規模な民衆動員を行ふと共に、軍民合作站が組織せられた。こゝでは軍民合作站は一、民衆を發動して軍隊を歓迎歡送す。二、軍隊のために舌人となる。三、軍隊のために禾草、糧食、請伏等項の工作を採辦することを目的とするものであり、柳州、宜山方面において數十里を隔てる毎に組織せられ、站主任は郷鎮長が兼任し、站員は主任が派充するのである。³⁰

ついで重慶衛戍區においても、軍民合作站が縣を單位として組織せられ、その内部は書報、樂藝、救濟、鄉導、運輸等の六組に分れてゐるのである。³¹かくして軍民合作站は軍民合作の必要より、又最下級の軍事行政補助機關として漸次各省に施行されるに至り、駐屯部隊並に通過部隊はこの軍民合作站によつて必要な物資を補給することゝし、出来るだけ地方行政機構との摩擦を避けんとしてゐるのである。

第五節 軍需狀況

支那の武器彈藥製造工場的主要なものは、戰前、上海龍華兵工廠、山東濟南洛口兵工廠、河南鞏縣兵工廠、山西太原兵工廠、南京金陵兵工廠、陝西華陰兵工廠、湖北漢陽兵工廠、宜昌五瀧兵工廠、湖南株州大砲廠、廣東石井（琵琶江第二）兵工廠等であり、技師は約一千二百名と推定される。³²内戦の繼續のため武器彈藥はかなり輸入されてゐた。

軍械軍火の輸入額は民國十八年、三八二萬四六二兩、十九年は、一五五七萬六五二三兩、二十年は二〇二萬一九三四兩である。³³

猶事變前に於ける各國の武器、彈藥の支那への輸出額を、國幣元換算表によつて示すと左の如くである。³⁴（單位千

國名	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
米	五九一	二八八	三九二	三、四四三	?
英	三、四〇〇	一、一二二	二、三六九	二、五六七	?
獨逸	二、五三七	九六五	八、九七二	二、九八〇	二、七四四
伊太利	?	?	一一一	三二九	?
佛領印度支那	三	九	九	?	?
香港	二、五七四	二、一六九	一、六〇一	二、六四二	三三
チエツ	?	三五九	?	?	?
日本	四六五	五九八	七九九	四二一	四九
合計	九、五八〇	五、五〇六	一四、二五四	一四、二五四	四九
修正額	八、九四九	四、八〇二	一三、五一六	一一、二四八	一

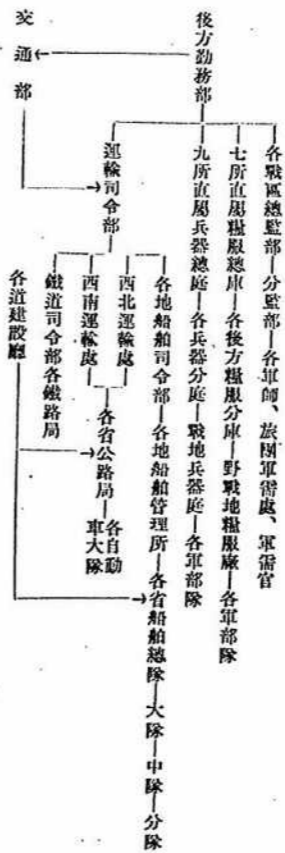
(修正額とは防身或獵用銃械及子彈、實業用炸藥を除外した純正兵器輸入額である。)

事變勃發以來各兵工廠は、中央の命令に従ひ西南支那へ移轉し、二十七年春南京金陵兵工廠は重慶嘉陵江畔の磁器口鎮に移轉し、月銃二千挺、彈丸五萬發の製造能力を有すと云はれてゐる。從來支那軍の缺點とされてゐた砲火の劣弱は依然として存在し、しかも徐州武漢戦後の支那軍の裝備は事變前と比較して毎師左の如く低下してゐる。⁵⁵

銃別	事變前	現在 (十四年六月)	事變前ニ對スル百分申
小銃	七〇〇〇	二四〇〇	三五・七一
輕機銃	二〇〇	一〇〇	五〇・〇〇
重機銃	六〇	三三	五五・〇〇

現在支那において生産されるのは、小銃彈、小銃、自動銃、手榴彈(その製造高は一月概算百萬に近いものと評價する者すらある)等の小型の武器彈藥であつて、その他重要な武器の必要額の四分の三、ガソリンの殆ど全部は海外から輸入されてゐたため、佛印、廣州灣、温州ルートが遮断された今日、海外輸血路としては西北ルートとビルマ・ルートのみである。ビルマ・ルート、西北ルートの輸送能力について種々の觀測がなされ、支那側の報告によれば一九三八年の春夏の間、粵漢鐵路は一日六千噸、一月一萬八千噸を輸送し、西北ルートは當時一日五十噸であり、ビルマ・ルートは一九三八年(民廿七・昭十三)十一月十二月の間に六萬噸を輸送したと稱してゐる。一方カルカッタのステイツマン紙(The Statesman)は一九四〇年十二月七日 Chinas Resolute Spirit 特派員の報告をのせてゐるが、それによると一九三九年において西北ルートは二萬噸運輸したのに、ビルマ・ルートは僅かに七千噸にすぎなかつたとされて居る。が今日大體ビルマ・ルートの月平均輸送能力は三千噸、西北ルートは一千二百噸、合計四千二百噸と推定せられるのである。⁵⁷

猶軍需品の供給組織を图示すると左の如くである。(前掲中國軍政概況 五六頁)



第六節 新軍の發生—山西新軍について

抗戰の過程において國民黨軍、地方軍閥軍の軍隊の多くは、數次の戰闘で潰滅或は大損害を蒙り、抗日民族統一戦線のスロガンの下に動員した民衆を構成分子とする新軍が形成せられ、個人の恣意的存在であつた舊軍とは異つた國民軍としての相貌を序々に呈してきた。これは國民黨軍、地方軍のいづれにも見られる現象である。その軍隊の補充改變がいかに激しいかを我が軍の拾得した中央軍五十七師、第十三師(方靖)の重要書類によつてみると、昭和十三年十一月—十四年十一月の間に一個師將校七〇〇名、下士官兵一萬二千二百名のところ、毎月百名乃至二百名の逃亡

を出し、將校は二五九名、下士官兵は一萬三七四四名補充してゐる。いはゞ一年間に全師團がすっかり改變されてゐるのである。かくして抗戰後新に養成された新軍は成長して、舊軍とイデオロギイも異つて對峙する形勢を時とする持つに至るのである。

今新軍の一例として大公報(民廿九・二・十二及十四)所載の張佐華の報告によつて、山西新軍を紹介することとする。

一、
第一に過去の抗日民族解放戰爭の經驗と教訓に基いて、支那軍に比して良好な裝備と嚴密な組織を有する日本軍隊に戰勝し、最後の勝利を獲得するには、まづ高度な民族意識、良好な武器裝備、革命的政治制度を持ち、正しき官兵關係と軍民關係を有する人民の民族革命軍に依據しなければならぬと張氏は云ひ、對日抗戰の現段階にあつては、日人の軍事進攻を停止して我が反攻の日を準備するにあり、軍事上の任務は (一)過去の舊制度的軍隊を毎戦必勝の軍隊たらしめねばならぬ。(二)新なる軍隊を建立増補し、機械化兵團を創立して主力軍の戰闘能力を高めると共に、廣大な地域に遊撃戰爭を發展して日人の占領地區を縮少しなければならぬ。の二項をあげてゐる。

二、
次に山西の新軍として青年抗日決死隊、工人武装自衛隊、政治保衛隊を説明してゐる。

青年抗日決死隊 民廿六年八月一日、太原に成立した。これは數ヶ月訓練をうけた民訓幹部訓練團と軍政訓練班の

學員が自發的に参加し編成せられたものである。この外に四十數人の女學員があり、軍官教導團の一部分と合同して、三個大隊九ヶ總隊を編成し、青年抗日決死隊第一總隊とした。全體の隊員は皆山西最大の救亡團體である犠牲救國同盟會の優秀會員であり、山西の政治化主義化した新軍を建立する工作には模範的な指導をなしたのである。

決死隊成立後は短期訓練を開始し、九月二十一日には五臺一帶に向つて出發しつゝいて戦闘を開始した。太原失守後山西當局はその所有の國民兵軍官教導團を改編して決死隊とした。隊員の大部分は皆知識青年であり、更に幾多の民族意識をもつ工農羣衆を吸收し、決死隊に量的質的の有效な變化を與へた。現に十二個總隊を有し、四個縱隊に編成し、並に縱隊部も成立し、革命的政治委員制度を實行し、營に隨つて抗日軍事政治學校を設立し、新軍の軍事政治幹部を養成訓練してゐる。日本との激戦中に決死隊は廣大な山西人民の擁護と支持を得、更に鞏固な羣衆を基礎として正に人民の武装力となり、一指も征服すべからざる抗日鐵軍となつた。

工人武装自衛隊 七七事變後にあつて、太原市各工廠の工人は總工會を設立し、聯盟會の領導下に工人武装自衛隊が成立した。隊員の多くは聯盟の會員であり、内部の軍政幹部も大部分聯盟の會員である。訓練を開始した時には甚だ熱心に、軍事課、政事課の小會合を行つた。並に各級首長の大多數は隊員中より選抜されたものである。太原の失守後、工人自衛隊は晉西に到つて遊撃隊となり、文水・交城・汾陽一帶に在つて不斷に日人を打撃し、鞏固な抗日根據地を樹立した。

政治保衛隊の組織

専ら抗日政權の保衛の爲め政治部の直屬であるが、廿九年春成立した。その最大の優點は、組

成分子が學生遊撃隊より改編された二個大隊を除く外、八十パーセントは民族意識をもつ工農大衆を動員して組織されて居り、幹部は多く決死隊より選抜されたもので、甚だ好い革命的政治制度をもつてゐる。

三、

山西新軍の特徴は、新軍建立の過程に次の四新の方法即ち(一)新動員(二)新訓練(三)新管理(四)新作戰を行ふことである。

第一、新動員 新戰士の動員の方面では、全く新たな方法を用ひ、強迫拉夫を一掃し、政治をもつて説服して新兵を動員するのである。事前に廣泛且深い宣傳工作を進行せしめると共に、軍隊の規律を整飭する要がある。人民に軍隊に好印象を持たしめて「鬼神を敬して之を遠ざけしむる」に至つてはならない。入伍の後、新戰士を優遇し、民衆歡送會、老兵歡送會を組織し、老兵を發動して新兵を補助し、新兵に精神的及び物質的慰安を與へ、彼等をして生疏に到るを感じしめないやうにすると同時に、新兵と民衆を隔絶せしめず、彼等と人民が接近してその他の人民に影響を與へて自發的に軍に投ぜしめるやうにしなければならぬ。新兵の家族に對する優遇は山西省政府が嘗つて次の如く規定した。

- (一) 抗戰軍人の直系親屬が公役に服する義務を免す。
- (二) 抗戰軍人の家庭は如何なる臨時の攤派をも負擔せず。
- (三) 抗戰軍人の子女及び之に依共して生活する弟妹の學費と將來本人の退伍後の入學學費は一律に免除す。

- (四) 抗戦軍人の家族の負擔する二十六年九月以前の債務は、抗戦完成後償還するまで延期し得、若しその負債利息が年利一分を超過する場合には一分とす。
- (五) 抗戦軍人の家族の所租の地は四分の一減租し、抗戦期間は地主が回収して自耕或は他人に轉租することを得ず。

かやうな新動員は人民の民族意識と政治認識を最高度に發揮せしめるものである故、山西新軍の兵員の補充には如何なる困難をも感じないのである。

第二、新訓練 山西新軍の訓練は特に抗戦の軍事政治訓練を重んじ、かれらの軍事に對する興味・抗戦の知識と技術を増進せしめるにある。軍事訓練の方面にあつては、戦闘教練、武器の使用及び遊撃戰術に重きを注ぎ、政治訓練の方面にあつては、その政治認識と民族意識を高め、新軍を健全なる政治的組織能力を有する部隊に成長せしめ、且各個の戦士は皆政治能力を有する軍隊の幹部とならんことを希望してゐる。訓練方法に至つては、啓發式を多く採用し、注入式を用ひない。譬へば經常採用するものとして、講堂教育、生活教育、行軍教育、戰鬥教育、批評教育、遊撃教育、競賽教育、歌詠教育、諷報教育等がある。因つて「抗戦即大學」「生活即教育」である、山西新軍の訓練は完全に戰鬥の實踐よりきた訓練である。

- 訓練の原則は大體以下の六項に分ち得る、
- (一) 敏捷にして計畫的な軍政教育を執行す。

- (二) 集團生活中より小組合、講演會等によつて訓練を加ふ。
- (三) 日常生活中より教育動作に注意し、計畫的に整頓、清潔、讀書等の紀律習慣を提唱する。
- (四) 文化娯樂生活中より歌曲、活劇等の如き教育工作を實施す。
- (五) 各種の實際行動中より教育工作を實施す。
- (六) 實際戰鬥中の士兵の戰鬥技術を訓練す。かくの如く行動中の訓練、戰鬥中の訓練、現實中の訓練があつて、初めて眞に活ける知識、活ける技術を得ることが出来るのである。
- 第三、新管理 山西新軍は管理方面に於いても完全に新制度を採用し、財政を公開し、士兵生活を改善し、説教教育を實行し、打罵制度を廢除して革命的な政治工作制度を建立する。新軍にはみな政治委員が設けられて居り、政治の軍事領導といふ革命的制度を實行してゐる。新軍は減薪或は供給制を實行し、官兵の關係を改善して官兵一致、軍政一體ならしめ、かくして軍隊内部の團結を強化して軍隊の戰鬥能力を増強せしめる。この外管理上適當な地には民主集權制を運用し、検査批評制度を實行し、一切の革命紀律はみな士兵の自覺に依らしめる。かくの如く革命的軍隊政治工作制度を有してゐるがため、老百姓に對する關係は非常に好く、新軍を人民の軍隊とし、更に新軍の鞏固、擴大と成長を援助せしめてゐるのである。

第四、新作戦 作戰方面にあつては山西の新軍は進歩的「民族革命戰法」を採用した。如何なるものを進歩的「民族革命戰法」といふか。これは戰略上民衆を動員し、民衆を武装し、民衆を相信し、民衆に依頼し、民衆を幫助し、

並に政治領導官兵の政治知識の向上によつて自らを強化して、日人を消滅せしめることである。戦術方面にあつては、戦略上の劣勢を招くことを避け、戦術上の優越を運用し、機動運動戦を核心とし、遊撃戦を外圍とし、交々相運用し、相輔けて行ひ、また實を避けて虚に就き、時機を利用し、常に常駐は主動の地位にあり、多きをもつて少きに勝ち、短時間に日人を消滅せしめることである。指揮は巧妙なるを要し、動作は敏捷なるを要し、常に不意に出で、日人を打撃する。かやうな「民命革命戦略」を運用する山西の新軍にして、初めて戦闘中に強大となつて、「自己保存」「日人の消滅」の目的へ到達し得るのである。(以下に山西新軍の成功と題して、一、山西新軍は日人後方の抗戦新秩序を建立する重要な支柱であるの他四項が述べられてゐるが、殆ど前と同じなのでこゝでは略す)

右に掲げた山西新軍は、多分に八路軍系の影響をうけ、八路軍の遊撃隊に漸次吸収せられて行つたのである。

これに對して國民黨の立場においても、前述の如く「建國には必ず建軍すべし」のスローガンの下に幾多の新軍が編成せられた。その正規軍の他に特異なものとして、浙江第三行政區にみられる青年營、婦女營、少年營の如きものがあり、青年の戦争への動員は、陳誠の軍委會政治部をはじめ廣汎に行はれ、廣西軍閥すら學生軍を組織し、亦戦地服務團として活動した、その一例として廣東の國立中山大學戦地服務團は工作第一年といふ報告を出してゐる。

註

1、沈鐘 辛亥革命前夕之我國之陸軍及其軍費(社會科學二の二)。

2、東亞同文會 第二回支那年鑑 四四二頁。

- 3、文公直 最近三十年中國軍事史參照。
- 4、民國廿二年、申報年鑑、W四四頁。
- 5、Carlson, The Chinese Army, pp. 13—21.
- 6、民廿二 申報年鑑、L四一五頁。
- 7、七七二頁。
- 8、民廿三 申報年鑑四〇二—四頁。
- 9、ア・コーラン 支那に於ける政治情勢中の支那軍の技術的裝備及び改組(反共叢書十八輯)。
- 10、昭和十五・六・十五東朝。
- 11、昭和十五・七・九東朝。
- 12、昭和十五・十一・十九東朝。
- 13、昭和十六・五・廿六東朝。
- 14、オルガ・ラング 支那軍隊の素質解明記(世界知識十二の五)。
- 15、大塚令三 支那共產黨史上卷 四八頁。
- 16、新四軍の年齢別統計が東朝(十五年十二月末)に載つてゐるが、二十代が七十二%、三十代が十八%、四十代が十二%となつてゐて、數字に少しまちがひがあるが、大體の傾向は察知されよう。
- 17、前掲 ア・コーランの支那軍の技術的裝備及び改組。
- 18、民三〇・三・十七申報。
- 19、黨軍の政治工作(東亞十三の三)。

- 20、民廿八・二・五並に廿八・十二・廿七立報。
 - 21、民廿九・十・三十中美日報。
 - 22、前掲 中國軍政概況 六〇—一頁。
 - 23、民國廿二年市報年鑑 外因貿易M二〇六頁、進口貨數量及價額。
 - 24、東亞研究所資料、支那の武器彈藥輸入額調査（昭和十五年一月印刷）。
 - 25、河野恒吉氏 事變後の支那軍（支那三〇の七）。
 - 26、The Chinese Army p. 63.
 - 27、小椋廣勝 ビルマ・ルート（國際經濟週報二一の四六）。
 - 28、昭和十五・十一・三東朝。
 - 29、これは後に毛澤東等著 相持段階中的形勢和任務（民國廿九年三月進歩出版社）、一一九—一二八頁に所載されてゐる。
 - 30、蔣委員長著 抗戰與建國の國防建設の條。
 - 31、廣西學生軍 廣西學生軍第一隊發行、民廿八年三月生活書店刊。
- 附記 こゝに軍閥の問題をとりあげなかつたが、支那軍閥史の研究は筆者の念願とするところであつて、第一部北洋軍閥の形成の草稿は既に昭和十五年末に成つたが、意に満たず未だ補筆を要する爲、その儘になつてゐる。併しこれも十八年末迄には補筆訂正の上發表したいと思つてゐる。その際軍閥の問題は改めて論ずることゝしたい。

第五章 國 共 關 係

第一節 第二次國共合作

第一次國共合作の分裂後、江西瑞金に中華ソヴィエト共和國を樹立して支那赤化を企圖してゐた中國共產黨は、蔣介石數次の討伐によつて敗北西遷を餘儀なくされるに至つた。こゝにコンミンテルン、中共も軍事依存主義の不可を悟つて戦術の轉換を計り、一九三五年夏コンミンテルン七全大會は「中國に於てはソヴィエト運動の擴大と紅軍戦闘力の強化は、反帝人民運動の展開と結びつけられねばならぬ。この運動は帝國主義的壓迫者、何よりも先づ……とその中國人走狗に對する武装人民の民族革命戦争といふスローガンの下に實施されねばならぬ。中國ソヴィエトは中國民族の解放闘争に對する團結の中心とならねばならぬ」と決議した。コンミンテルンの指令に基いて中共は階級闘争から民族闘争へ轉換し、八・一宣言を發して抗日救國政策の實施を提唱し、一九三七年六月迄に廣汎な抗日人民戦線は一應形成せられた。その間一九三五年（民廿四）十一月國民黨五全大會に於て汪精衛は狙撃せられ、冀東防共政府成立後十二月北京學生の大デモあり、翌年二月廿一日、中共は「即刻全國抗日救國代表大會を召集し、正式に國防政府と抗日聯軍を組織し、抗日戦争を實行する具體的工作を開始せよ」と通電した。六月西南問題、七月、二中全

會において安内政策の一部は修正せられ、蒋介石は「中央の根本方針は領土主權の完全なる保持にあり、如何なる國家と雖も國家主權を侵害するものあらば絶対に容認せず、且領土主權を侵害する協定は如何なるものと雖も絶対に締結せず、之を具體的に云へば、例へば滿洲國を承認するが如き協定を迫り來る國ある時こそ吾人が犠牲を拂ふ時である、……茲に國防會議を組織し地方軍事當局者をして中央の各種決議辦法に參照せしめ、一旦事變發生の場合は一致團結して外侮の防禦に當らしめんとするにあり」と論じた。同月、人民戦線派により團結禦侮意見書が出るや、これに應じて八月廿五日、中共は「即刻内戦を停止して全國の抗日統一戦線を組織して神聖なる民族自衛戦争を發動せよ。……孫中山先生の革命的三民主義精神を恢復して孫中山先生の聯俄聯共と工農の三大政策をおこせ……國共合作の關鍵は現在これ貴黨の手中にあり」との通電を公開し、九月十七日に統一民主共和國建立の決議を宣布した。十月綏遠作戦あり、この時張學良は「抗戰求統一」を蔣に勸告したが、蒋介石は「統一求抗戰」で答へたと云ひ、統一救國理論と抗日救國理論又は防共統一戦線と抗日民族統一戦線が相對峙してゐたのであつた。中央軍の西北の紅軍討伐が開始せられるや、中共は「給蔣總司令及國民革命軍西北各將領書」を發し、十一月救國會七君子は逮捕せられ、抗日救國運動は鎮壓されうるかの如くに見えた時、突如十二月十二日西安事變が起つた。かくして「張・楊八要求」が舊南京政權にうけ入れられ、やがて日本自ら人民戦線と對峙することとなつたのであるが、中共によれば西安事變は「蔣氏個人を擔保として内戦を發生せしめず和平解決を成就せしめ」た「劃期的なものであり、永久に止まないと思はれた劃共戦争を停止し、却つて中國史上抗日民族統一戦線の旗幟を展開せしめた」ものである。こゝにおいて

蒋介石による統一化それは蒋介石一派の南京政權と西西北を結集し、對日壘壘を築かんとする英米派の最後の努力と、かゝる力と滿洲國、翼東、翼察との妥協（蔣の親日政策）の上に築かれてゐた——の基底には救國民族統一戦線による農民、労働者、大衆の特殊な民族的統一が準備せられてゐたことが明かとなつた。

翌一九三七年（昭和十二年）二月の三中全會に對し中共は五項の要求を提出したが、國民黨は赤化根絶案——統一の破壞・赤化宣傳・武装暴動・階級闘争の四項の停止を最低限度の辦法とする——の形式をもつて中共の要求を容れて國共妥協なり、三月になるや周恩来は奉化の蒋介石を訪ねて國共の談判が開始され、四月十五日中共中央は「告全黨同志書」において「現段階の任務は已に獲得した國內和平を鞏固にし、民主權利を爭取して對日抗戰を實現するにあり」と云ひ、五月、延安にソ區黨、政、軍代表大會が召集せられ、毛澤東は次の如き政治報告を行つたのである。

「全民族の求める所は民主と抗戰であり、然して讓歩には限度がある。ソ區と紅軍問題においては共產黨が領導を保持し、國共兩黨關係にあつては共產黨の獨立と批評の自由を保持す。これが讓歩の最大限度である。この限度の超過は許し難い。讓歩はこれ兩黨の讓歩であり、國民黨は内戦、獨裁、と不抵抗政策を拋棄す、共產黨は兩政權の對立的政策を拋棄す、われ／＼は後者を以て前者に換へ、第二次合作をなして禦侮救亡のために奮闘せん。……中國資産階級は政治上、經濟上の軟弱性によつてある種の環境において動搖變節することは、中國の歴史において既に證明されてゐる。これによつて中國の反帝、反封建ブルジョア（資産階級）民主革命の任務は、無産階級の領導を経てはじめて目的を到達し得るのである（中國抗日民族統一戦線の現段階の任務）」

右によつて國共合作に對する中國共產黨の基本的態度は明かであるが、更に中共の理論家王明の言を聞かう。彼は「支那革命の現段階は、帝國主義的勢力の打倒、封建制の殘存物の廢絶を基本目標とするブルジョア民主主義革命の段階である。この段階の内容を成すものは、民主主義的孫逸仙の三原則（民族、民権、民主）をイデオロギーとする國共合作に基く民族統一戦線に依る「帝國主義」日本に對する支那國民の武装闘争である。現在支那共產黨はブルジョア民主主義の獲得のために閉つてゐるのであるが、將來に於けるプロレタリア革命の遂行を忘却するのではない。又現在に於ける支那共產黨は、民主主義的な孫逸仙の三原則の實現のために闘争してゐるのであるが、斷じて將來に於ける共產主義思想の實現と言ふ原則的立場を抛棄したのではないのである。」（一九三六年一月、反帝國主義統一戦線組織のための闘争と黨當面の任務）と云つてゐる。

滿洲事變以來悪化する日支の關係は、更に北支特殊化——冀東、察北、特務機關問題をめぐつて好轉をみず、支那側では「國難以來、領土數省を喪ひ、我が國民悲壯の叫び聲の量を充たすは抗日の二字に過ぎず」と云ひ、六月二十九日の津滬大公報は「中日國交の前途」なる論説において

「近時最も醜れる論は、東報のいはゆる北支中央化に對する紛擾である。彼のいはゆる北支は、日本有史以前中國の土地にして吾族その土に聚居し、少くとも百數十代を経てゐる。中央政府は國家組織中の當然なればならぬ最高機關であり、その政令を領土内で施行するのは政府が當然なさねばならぬ事である。今乃ち彷彿として北支中央化を謂へば即ち抗日と謂ひ、甚しきに至つては侮日侮日であると謂ふ。これは誠に太だ中國を蔑視する誤つた論調

であつて中國國民の深く憤慨を感ずる所以である。」……

と述べてゐる。實に日支の國交は「是れ畢竟南京政府のみならず、地方軍閥に至る迄、多年自己政權強化の爲に排日抗日の氣風を煽動し、民心を激化するのみならず、進んでは赤化分子と苟合して、悪化せしめた結果に外ならない」のであつた。而して廣汎な抗日民族統一戦線の素地はほゞ形成せられたのであつた。

七月七日蘆溝橋事件勃發するや、翌八日、中共は全國民衆に抗戰宣言を號召し、十五日ソヴェート政府を取消して陝甘寧邊区政府と改めること、紅軍の整備、抗日動員令、邊區の民主選舉の實施を發表し、廿二日には二次宣言を發した。蔣介石は十七日、廿九日に談話を發表し、八月十三日上海に戰火擴大するや、翌十四日國民政府は宣言を發表し、これに應じて中共は抗日救國十大綱領を十五日發表し、廿二日國府は紅軍を八路軍に改編することとし、九月廿二日中國共產黨の宣言に對して蔣は「國內のいかなる派別に對してもたゞ誠意救國を求む、願くば國民革命、抗敵禦侮の旗幟の下にあつて共同奮闘せん」と答へ、中共の戰略である國共合作による抗日民族統一戦線は、こゝに成立するに至つたのである。かゝる國共合作を成立せしめた要因として（一）中國ブルジョア自身の必要。（二）英米資本主義の對日政策。（三）蔣介石の統一に對する地方軍閥勢力の抗日運動利用による自己勢力の維持又は中央政治への割込運動。（四）ソ聯及び中國共產黨の政策と活動等があげられる。

第二節 憲政問題と國共の對立

「支那事變がソ聯の世界政策を背景とし、その指令に基く支那共產黨の暗躍から激發し、その結果、抗日戰の推進と操作とに、共產黨が始終一貫指導的役割を演じつゝあることは、既に天下周知の通りである」と東朝の社説（昭和十四年十月十五日）は喝破してゐるが、國共合作以後、中國共產黨は赤色支那の再建をめざし、政治的にも軍事的にも著しく勢力を増大してきたのである。今こゝに國共關係の推移を政治理論の面——それは憲政問題に凝集せられる——と、政治軍事上の實際行動の面——いはゆる國共の摩擦の内の軍事衝突、その最大のものである新四軍事件——とに分つて考察することとする。

「憲政運動は中國現代民主運動の最も中心的内容であり、又中國現代革命運動の最も主要な課題である」と云はれてゐる。然らば支那に於ける憲政運動は從來いかなるものであつたか。これについて村上貞吉氏はその著「支那ニ於ケル立憲工作ト憲法草案初稿」の卷頭言に次の如く論じてゐる。

「支那ニ於ケル立憲工作ノ沿革ヲ草シテ今更ノ如ク痛切ニ感ジタルハ破壊ノ易ク建設ノ難キノ一事トス、孫文ハ知難行易ノ學說ヲ立テタリト雖モ、行ノ中ニ在リテモ破ハ易ク建ハ難中ノ難タルコトハ彼自ラ體驗的體験ヲ爲シタリ、民國元年三月彼ハ南京ニ於テ臨時大總統トシテ其ノ指呼下ニ參議院ヲシテ臨時約法ヲ作ラシム、曰ク本約法施行後十個月内ニ國會ヲ召集シ、此國會ヲシテ憲法ヲ制定セシムト、サレハ當時彼ノ胸中ニ於テハ民國元年内

若クハ翌二年ノ始ニ在リテハ憲法ヲ制定シ直ニ之カ實施ヲ期待セシナラン、サレトモ斯ノ如キハ實ニ彼ノ理想ニ非スシテ夢想ナリシノミ、當時四十七歳ノ彼ハ二十七年、年二十歳ニシテ支那革命ノ大志ヲ立テタル當初ノ未熟無經驗ノ計畫ヲ二十七年ノ後ニ於テ其儘ニ之ヲ實行セントシタリ、コレ破壊ニ急ナリシカ爲メ建設ノ難ハ當時彼ノ未タ豫見セサリシトコロナリシナリ。

爾來北方ノ軍壓ニ壓迫セラレ、又國民黨内部ノ異分子ニ虐待セラレテ國內外ヲ流浪シツツアル間ニ心機ヲ一轉シ、民國十三年國民黨ヲ改組シテ容共聯俄ノ政策ヲ立テ、建國大綱ヲ草シテ之ニ自序スルヤ曰ク「辛亥ノ役起ルヤ波々乎トシテ臨時約法ヲ制定シタルハ之ニ依リテ民國ノ基礎ヲ定メントシタルカ故ナリ、而モ計ラサリキ結果ハ却テ反對ニ出テタリ」ト又曰ク「國人ハ之（臨時約法）ヲ破ル者（北方軍閥）アルモ敢テ怒ラス、之ヲ衛護スル者（孫文ヲ中心トセル國民黨）アルモ敢テ喜ハス」ト、コレ支那全般ノ國民カ支那カ立憲共和ノ新政ヲ布クト否トハ敢テ其關知スルトコロニ非サルヲ自覺シタル嘆聲ニシテ、辛亥革命以來十三年ヲ經過シ彼カ始メテ支那國民ノ政治ニ對スル心情ノ冷熱如何ヲ理解シタルヲ示スモノナリ、何ソ其理想ニ專ラニシテ實情ニ迂ナルノ甚シキヤ、彼ハ又曰ク「病根ハ國民カ未ク軍政及ヒ訓政ノ兩時期ヲ經サルニ拘ラス一舉ニシテ憲政ニ入ラントシタルニ在ル」ト、知ラス何人カ民國元年直ニ憲法政治ヲ行ハントシテ之ヲ臨時約法中ニ規定シタリシヤ、又清朝カ光緒三十四年ヲ起點トシテ爾後九個年ヲ期シテ憲政實施ノ籌備ヲ完フセンコトヲ宣布シ、繼テ三年後ノ宣統二年末ニ到リテ更ニ此期間ヲ短縮シテ六個年トシ、當時ヲ距ル僅ニ三個年後ノ宣統五年ヲ期シテ憲政ノ實施ヲ爲スヘキヲ宣布シタルニ對シ、

依然トシテ革命手段ニ依リテ一舉ニシテ立憲政治ヲ實施セントシタル者ハ何人ナリシヤ、抑モ又國民ハ革命民國ノ憲法タル臨時約法ノ尊フヘキヲ知ラス、又之ヲ破毀セル北方軍閥ノ惡ムヘキヲ知ラストセハ、支那ノ革命ナルモノハ果シテ何人ノ意志ニ出テタルモノナリヤ、支那國民ハ革命以來十三年ヲ經過セルモ革命ト憲法政治ノ意義ヲ解セサルカ故ニ一時之ニ對シテ政治訓練ヲ與ヘンカ爲メニ訓政時期ナルモノヲ劃シ、此時期ヲ經過シタル後ニ非サレハ憲法政治ノ實現ハ到底不可能ナリトノ結論ニ到達シタルコトハ此ノ十三年ノ辛酸苦悶ノ歲月カ孫文ニ與ヘタル貴重ノ教訓ナリシナリ、茲ニ於テカ支那ノ立憲政治ナルモノハ所謂欽定憲法ニ依ルモノニ非ス又君民協定ノ憲法ニ依ルモノニ非スシテ實ニ越南二十歳ノ革命兒孫文ノ胸中ニ製造セラレタルモノトイフヘキナリ。(三一六頁)

要するに憲政を要求する近代的民族資産階級の未成熟とその弱さを物語るものである。
北伐完成後國民黨は「以黨治國」を指導原理として獨裁政治の確立を期して來たが、軍政、訓政期を経て憲政期に入ることは國民に公約したところであるし、又國際的信用の獲得のためにも憲法の制定の必要を認めて、孫文の「三民主義五權憲法」に基いて民國廿三年「中華民國憲法草案初稿」なり、ついで修正せられて民國廿五年五月五日「中華民國憲法(確定)草案」が公布され、同年十一月國民大會を招集し、その承認を経て正式憲法となり、こゝに憲政時期が開始され、國民政府は政權を國民に返へすこととなつた。併し國民大會は延期せられ、五五憲草は翌二十六年五月十八日一部修正して再公布したが、程なく事變が勃發したのである。この五五憲草は國民黨各同志の主張により中央集權へと眞の民主主權の原理よりは離反して行き、いはゞ蔣介石の獨裁の法文化ともみられるのである。これは

元來孫文の三民主義五權憲法の理論が、思想的にはヨーロッパ的、一九世紀的、民族主義的、立憲主義的思想系統に屬するものであり、そこに若干の社會主義的思想が含まれてゐても、それもワイマル憲法の社會民主主義的性格をもつもので、ボルシェヴィズムのやうな權威主義的性格を持たなかつたため、十九世紀的議會制の凋落が唱へられ、權威制の推移が論ぜられてゐる今日にあつてはその變更も止むをえないものと思はれる。

第二次國共合作の成つた事變後において、國民黨は憲政問題に對して如何なる態度を取つたかと云ふと、漢口の中國民黨臨時全國代表大會宣言の「民主主義の項において(昭和十三・四・一)「抗戰勝利の日、軍事を結束し憲政を推して民權主義の建設を完成するのが至當である」と述べ、第二次國民參政會の休會詞(廿八・二・一)において

「現在の事實より論ずると、訓政時期の工作が阻礙せられたのみならず、軍政時期に盡すべき工作をもう一度しなければならぬのである、換言すると、先づ侵略者の武力を掃蕩し、國家を破壊する漢奸傀儡を消滅し、民族的反革命勢力を打倒し、山河の恢復、國內の澄清を待つて後に始めて、訓政に到つて憲政の預備を談じ得るのである。それ故嚴格に云ふと、我々は現在再び軍政時期の中に在るのである。この時期の工作は建國大綱の第六條を按じて「一切の制度は悉く軍政の下に隸し、政府は一面兵力を用ひて國內の障礙を掃除し、一面主義を宣傳して全國の人心を開化す」べきである。但し上述してきた如く、我が國家民族は現在抗戰と建國が同時に進行することを要求してゐるのであるから、我々は必ず民意を集中し、民力を發動して、積極的に戰後の建國の完成を準備しなければな

らぬ。同時に我々は抗戦中に在つて人民の國家に對する責任觀念と三民主義の認識を向上せしめなければならぬ。故に障礙を掃蕩する軍政時期にあつて、然かも訓政工作を同時に進行させなければならぬのである。革命の偉業を迅速に完成させるために、軍政を防礙しない範囲内で訓政を推動すると同時に、更に訓政の推行によつて軍政を補助することを希望する。故に我々は必ず抗戦が終結しない以前は、當然「軍事勝利第一」であることを明瞭に知るべきである。要するに軍政時期の工作を最とし、一面積極的に訓政工作を推行するのである、この認識に缺くる所があつてはならぬ。もし缺いたならば一切の工作は重心を失つてしまふのである。我々が建設せんとするのは徹底的民主政治ではないから、順序と手續を疎略にすることは出来ないと同時に、我々の國家は數千年來專制政治に慣れ、人民は心理的にも慣習的にも政治的素養と訓練を少しも持たなかつたのであるから、民主政治を施行するためには、前途の障礙が除去せられ、一切の根基がいづれも確立せられるのを待たなければならぬのである、これが又必ず革命的建設を経過しなければならぬ所以である。」

と述べて、抗戦の現在は軍政期に逆行し、軍政工作と訓政工作を併行しなければならぬと論じ、一言も憲政にはふれてゐないところに國民黨本來の態度が明瞭にうかがはれる。これが國民黨右派の主流をなしてゐる考へ方であつた。

かゝる國民黨の態度に對して共產黨はどうかといふと、事變直前五月の延安のソ區代表大會において、毛澤東は「民主共和國の口號の下にあつては、中國は即時次の二方面の民主改革を實行せねばならぬ。第一方面は、政治制

度上一黨派一階級の獨裁專制政體を各黨各派各階級合作の民主政體に變ずることである。これは國民大會の選舉と召集上に於ける民主的方法に違反するものを改めて、民主的選舉と大會の自由開會を保證することから始め、而して眞の民主憲法を制定し、眞正なる民主國會を召集し、眞正なる民主政府を選舉し、眞正なる民主政策を執行することに順次移さねばならぬ」と述べてゐて、既に國民黨獨裁政治の排除と民主化の意途を藏してゐた。この意圖は事變後發表した「抗日救國大綱」の四、行政機構の改革の條において「眞に人民を代表する國民大會を召集し、眞正の民主的憲法を通過し抗日救國方針を決定し、國防政府を選舉し、國防政府は須らく各黨各派及び人民團體の革命分子を吸收し、親日分子を驅逐す。國防政府は民主集中制を採用し、民主的であり、しかも亦集中的であらねばならぬ。國防政府は抗日救國の革命政策を執行し地方自治を實行し食官汚吏を剷除して廉潔政府を建立す」と明確に規定されるに至つた。その後毛澤東は「論持久戦」において防禦、反攻準備、反攻の三段階を論じ、一九三八年（昭和十三年）十月の中共擴大六中全會の報告演説において「所謂現在の實際的任務は三民主義である。之は「國際地位の平等を求め、政治地位の平等、經濟地位の平等を求め」現段階の基本的任務である。之こそ國共兩黨及び全國民衆の共同要求である。」と論じ、三民主義が中共側により對國民黨への理論的武器として逆用せられることゝなつたのである。云はゞ中共的三民主義の解釋によつて、國民黨の政策並に理論の缺陷をつく戰術が用ひられることゝなつたのである。汪精衛の重慶脱出によつて抗戰陣營は動搖し、一九三九年に入つてこれが強化の爲、五中全會には國防最高委員會、第三次國民參政會後には戰地黨政委員會が設けられ、又國民精神總動員第一回總會が催された。中共は二月第一回陝甘寧

邊區臨時參議會を開いて大いに氣勢をあげたが、國共關係は後述する如く次第に險惡になつてきた。七月日英會談あり、支那側は大いに苦慮したやうである。この頃から憲政問題が世に喧傳せられるに到つた。これが原因として、一國民黨の中央集權強化の諸經濟政策に行きづまりを感じつゝあつた民衆の間に政治民主化の機運が擡頭し來り、諸種の要求が提示されたこと。二、汪精衛を中心とする新政府に於て憲政實施の動きが益々濃厚となつて來たのに對して、國民黨としては民意を把握するために憲政實施の必要に迫られたこと。三、中國共產黨が國民黨との合作を形式とし乍ら内部的にはその國共合作を巧妙に利用することに依り、從來彼等が具備し得なかつた中央への政治的勢力擴大を實現し、全面的進出を具體化しようとする目的で憲政實施を提出してゐるのに對しても、亦國民黨として之を拒否することは國共合作の上で悪い結果を招來するので止むを得ず、憲政實施を問題とするに至つたこと等があげられる。猶中國トロッキスト派の見解によると、共產黨が三民主義絕對擁護を主張したことは「彼等をして自發的に一切の無産階級革命及び階級闘争の宣傳と實際運動を放棄せしめざるを得なくなつたばかりでなく、國民黨の階級闘争彈壓或は一切の三民主義及び其の政策を批判するがごとき言論の抑壓を援助するやうなことになつたのであり、結局自總自縛の結果を招來するに至つたのである。従つてこの窮境を打開するがために、共產黨は憲政運動を主張し出したのである。」

かくして歐洲大戰勃發といふ複雑な國際情勢を對外的背景として——當時「支那事變の終結をヨーロッパ戰局の終結より遅らせてはならない。」「事變の解決、眞に此秋」といふ我が國の根本方針を強く感じつゝ——、亦「抗戰陣營

内部の一部分子が動搖した爲、我々主戰派と主和派との闘争は、極めて緊迫せる局面に迄到達するに至つた」と陳紹禹を云はしめた對内的環境の下に、第四次國民參政會（廿八・九・九—十八）が開かれ、憲政問題が議題に上つて活潑な討論が行はれ、期を定めて國民大會を召集し、憲政を實行し、各抗日黨派の合法的權利を保障し、人材を集めて行政機構を改革することゝなつた。即ち同會は決議として

（甲） 治本辦法 （一）政府に請うて明かに期を定めて國民大會を召集し、憲法を制定し憲政を實行す （二）議長より參政員若干人を指定し、國民參政會憲政期成會を組織し、政府に協助し憲政を促成す。

（乙） 治標辦法 （一）政府に請うて明かに全國人民は漢奸を除くの外、法律上にあつてはその政治地位が一律平等ならんことを宣布せしむ （二）戰時の需要に因應するため政府の行政機構を充實改良し、全國各方の人才を集出し、抗戰建國に従事せしめ最後の勝利を獲得す。

等を規定發表した。

中共は「參政會第四次大會ノ成果ト意義」の内において、憲法制定、憲政實施の主要意義を

一、國民黨一黨專政の時は結束すべきで、之に代つて開始すべきは民主政治である。

二、人民に民主的權利のない時期は過去とならねばならぬ。之に代つて發生すべきは眞に民權主義を實行する政治である。

三、人民が代表を選擧し民意機關を組織しない時期は過去とならねばならぬ。今後最高民意機關は全人民が普通選

舉によつて選出した國民代表大會でなければならぬ。

四、各抗日黨派の權利（政治の局に當つてゐる國民黨以外）の合法性の保證のない時代は過ぎ去らねばならぬ。之に代つて開始さるべきは、各抗日黨派の國家に於ける政治的地位の一律平等である時代でなければならぬ。

と解釋し、さしづめその臨時對策として二條をあげてゐる。

第一條 政府は各抗戰黨派の政治的地位の一律平等たるべきことを承認し如何なる抗戰黨派をも所謂「異黨」とみなしてはならない。所謂「異黨活動禁止辦法」の實施を嚴禁し、抗戰各黨派間の摩擦を減少し、民族集中團結の力量を増加しなければならぬ。

第二條 現行行政機構は抗戰の需要に適應し得ず、抗戰の需要に適應するためには行政機構に必ず改革を加へなければならぬ。(一) 國民黨獨裁をやめ、(二) 抗日各黨各派の合法的權利を保障する、(三) 黨派を分たず人材を集中し、抗戰建國工作に参加せしむ、(四) 戰時行政機構を改革する。

以上によつて中共の憲政問題に對する態度が如何なるものであるかは明瞭であらう。

十月、中共の朱徳・周恩來は歐洲大戰勃發後と日ソ・ノモンハン停戰協定後に於けるソ聯の新極東政策につき重要協議を遂げ、更に國共關係の今後につき第三インクローの指令を仰ぐためにモスクワに飛び、イギリスの援蔣消極化と共にソ聯の援蔣は積極化し、新彊に駐兵權を要求するに至つた。毛澤東は十月十九日附の在重慶共產黨機關紙新華日報紙上に「中國共產黨政策の長期抗戰新段階」と題する社説を掲げた。これは「現下の重大危機に直面して國共合作

の問題は分裂への可能性と結合への可能性とを共に内包するもので要は兩黨の態度如何に懸つてゐる」との爆彈宣言であるが、この中に「民主共和國の問題に關しては可及的速かに國民大會を招集し、以て純正デモクラシーを實施すべきである」と述べて民主化を要求した。十一月これに應じて蔣も強硬表明をしたが、ソ聯の威壓に屈することゝなつた。六中全會（廿八・十一・十二）開會に際して、香港の星島日報は國民黨六中全會開幕といふ社論（民國廿八・十一・十三）において、「國民黨は今日全國同胞の擁護する所の政黨であり、抗戰現在の主要な指導的勢力である。併し中國に一黨專政の獨裁政治を實行することは出来ないし、ファシスト國家の獨裁或は共產主義國家の獨裁は勿論全く不可能である。故に現在我々は全國の團結を要求する、團結は三民主義を實行することを國策とするものであつて、國民黨の領導を擁護して中心的民族統一戰線とし、かやうな民族統一戰線を積極的に推進せしめて、眞の全國的團結を鞏固にしなければならぬ。最近の國民參政會に提出した所の憲政實施の決議案は、國民黨の賢明な領袖が切に注意しなければならぬものであり、よく詳細に討論せられた後速かに實現せられんことを期するものである。健全なる憲政の下にあつては一切の摩擦は皆自然に消滅して眞の民族の團結が更に強化されるであらう」と論じて、憲政問題の採決を要望してゐるのである。かゝる空氣の下に開かれた六中全會は「黨の政策をソ聯のそれに一致せしめらる」との宣言を發して國共關係の調整をはかると共に、毛澤東の「可速的速かに國民大會を召集して純正デモクラシーを實施すべし」の論に従つて明「民國廿九年十二月十二日國民大會を招集し憲法を發布して立憲政府を成立すべし」と決議した。これは國民黨が專政獨裁強化を本心としながら、一は共產黨の執拗なる要請への姿勢と、一は汪政

権との對抗意識の必要からの、已むを得ざる工作であつた。同六中全会の宣言には「全國同胞は、總理の革命目的を認識し、民有民治民享國家の建設のため、三民主義と建國大綱の二要點を眼目とする將來の民國を創設すべく、此の國民大會を速かに招集せんとするの時に臨む」、「之に由り憲政を實施せば、國本を鞏固ならしむることは元より、五十餘年來に互る本黨革命先烈と全國同胞の民國建設の犠牲的争闘を無にすることなからしめ、國家人民久遠の福利亦必然之を端緒として齎らされるであらう」とある。次に憲法に對する國共兩黨の態度をうかがふこととする。

國民黨は憲政實施に對して「(一)事變前ノ國民大會組織法國民代表選舉法ニ依テ選出セラレタル代表ハ汪派ニ走ツクモノヲ除キ全部有效ナルコト、(二)今次ノ國民大會ノ任務ハ組織法第一條ノ規定ニ依リ憲法ノ制定ト共ノ施行期日ノ決定デアツテ完全ニ憲法制定機關デアル。憲法ヲ執行スル上ニ於テ與ヘラレトコロノ權限ハ憲法ノ規定ニヨリ選出サレク國民大會ニ待ツ、組織法ハ今次ノ國民大會ガ憲法執行上附與サレル權限ヲ規定出來ナイ」との指令を發し、要するに五五憲草の上提と國民代表は事變前に選出された代表を有效とし、且つ國民大會は憲法制定機關であるといふ意見を持して居り、國民黨獨裁制の把持の立場から憲政尙早論が主流をなして居り、國防第一主義の立場から憲政を論ずる見解は黃埔藍衣系の武官派のところであり、文治派は地方自治の實施完成後、憲政の實施といふ漸進論を唱へ、いづれも現在は憲政忌避の立場をとつてゐる。

今國防第一主義の立場よりする憲政論は軍委會の機關紙掃蕩報にみられるところであるが、第五次國民參政會に於

ける蔣介石の開幕の辭においても、孫文が嘗て民國十年に國防十年計畫の立案に着手し、その中の第六節國防と憲法なる一編を草せられるところ成らなかつたのが残念であると云つてゐる。今黨報社論委員會の憲政問題に對する特別社論は左の如くである。

(第一) 憲政を促成するには、多方面より具體的建設事業に着手すべきであつて、決して座談會を舉行し、議論を爲し、文章を書いて任務を達成すべきものではないのである。例へば教育の普及、自治の完成、經濟の開發、民生の富裕等の事は、何れも憲政を實行する前提でない一件はないし、亦人民が憲法を擁護する先決條件である。孫總理は第一次全國代表大會宣言に於いて「憲法をよく效力を有つ所以は、全く民衆の擁護を恃むがためである」と説いてゐる。事實われらが眞に憲法を成就せんとするならば、所謂「全民政治」としなければならず、少數人の政争の具としてはならぬ。必ず先づ全國の國民大多數が最低限度の文章を識り、國民の受くべき基本教育をうけるにはその四權を運用する政治訓練が最も必要である。故に現在の憲政運動を談ずる人は、共に坐して請談するよりは、民衆教育運動に二倍努力するに如くはなく、國家のために兵役、工役と共に智役に服すべきである。

(第二) 憲法は本來、常に處するの法であつて、變に處するの法ではなく、百年の根本法であつて、一時の急を救ふ妙藥ではないのである。正に對外戦争の緊急期にあつて、最も重要なことは如何に敵人に戰勝するかの問題である。凡そ戦争に参加した國は共和君主を論ぜず、皆一律に憲法を停止し、軍隊を動員し、さきの人民の行動の自由、言論の自由は皆之を剝奪した。甚しきに至つては飲食營業も政府の管理に歸し、然かも舉國異義なく、且つそ

の身命を國家に捧げて犠牲となつたのである。その目的は戦勝して存を圖るにあるのである」と。これは總理が前の歐洲大戰の状態を指して言つたものであるが、今次は如何にしてさうでないのか。「戦勝して存を圖る」の道は、即ち我が精神總動員の共同目標である國家至上、民族至上、軍事第一、勝利第一である。我等は毫も顧慮せず、意志と力量を集中し、抗戦最後の勝利を爭取して國家民族の生存を保全すべきである。然る後に憲法は命を托す慕となり、憲政の促進は軌道に乗ることとなる、これがものゝ順序である。我々は速かに憲法を公布せられんことを希望するが、憲政實行の前提として如何を論ぜず、先づ日本を打撃し、日軍を驅逐して、憲政の大道上の唯一の障礙である暴日の我國に對する侵略を一掃しなければならぬ。即ち張君勱先生（國家社會黨々首）が參政會の席上で「憲政（法）是一片の紙ではなく、亦各黨派がこれによつて自由に活動すべきことを説いたものでもなく、且又一般の解釋の如く自由争取の具とすることも出来ぬ。憲政（法）はこれによつて團結に到るを得、更に和衷共濟して人民と憲政に關係を生ぜしめるものである」と説いたのに他ならぬのである。現在憲政を鼓吹してもよいが、唯憲政の鼓吹のみを顧みて現に日軍が國境内にあることを忘れてゐる、必ず精誠團結し抗戦最後の重大任務を爭取すべきを忘れてゐる、これは最も危険な状態である³⁶。

と論じてゐる。猶國民黨中央黨部の機關紙、重慶の中央日報（民廿八・十二・八）は「憲政の步驟と準備」なる論説において

「遠く二十餘年前總理は上海張園の政見演説會で「自治制度を建設の礎石とす」と講じ、建屋を以つて建國に喩へ

「吾人の事をなすに當つては、志を最上の處に立つ、但し必ず最低の處を基礎とす、最低の處が即ちいはゆる根本である。」最も低い處の基礎はいかなるものであるか、建國について言ふと地方自治であることは云ふまでもない。「地方自治は國の礎石であり、……今後まさに全力を地方自治に注ぐべきである。」必ず人民が自治を能くして後に眞正の民権の言ふべきものがある。「三千縣の民権は猶三千塊の礎石であり、礎が固いと五十層の高樓を建立するの難しくない、建屋は猝かになし得ないが、建國も亦さうである、極めて堅毅の精神を有し非常な忍耐力をもつて行ひ、五十年の力を竭くして民國のためにこの三千の礎石を築くと必ず成るのである」と。これが中國革命建國の最も重要な指導原理である。總理の遺教のすべてはこの原理を環繞並に把握して發揮されたものであり、地方自治實行開始法及び建國大綱等の要典はこの原理に依據して制定され、國民政府の内政上の歴年の努力は、この原理を遵奉して訓政建國の方針としないものはないのである。本年（昭十四、民廿八）九月に至つて縣各級組織綱要が頒布せられて、この原理は遂に完全に具體化されて種々の實施をみたのである。故に今次の六中全會は「此の一法案は憲政を實行する眞實の保障であることを認め、亦中國が近代國家となるに必ず通らねばならぬ道である」、「定期國民大會の召開と縣政建設の促成強化との兩者は實に密切な關係があり、共に建國工作の必須のものである。」としてゐる。……」³⁷

と論じてゐる。がこゝに國民黨の憲政に對する根本的態度がうかがはれる。

上述の如く憲政問題の提起は、中國共產黨のイニシアティブによるところが大きいのであるが、中共が憲政問題を

提唱するに當つてその理由とするところは、「國民黨は一九三七年末（民廿六）を以て訓政期を終り憲政へ移行すべきことを公約してゐた。それが支那事變で一時延期されることに決定したのである。中共側ではこれを巧みに把へて、斯くの如き全國の人士を政治に參與せしめる憲政期を、いつ迄も無期延期することは孫文の革命的三民主義に忠實である所以でもなく、又國家最緊急の抗戦に利する所以でもない」といふにあつて「即時民主化によつて發生するであらう幾つかの障碍等は、それより得る利益に比すれば問題でないと宣傳し、更に晩年の孫文は憲政實施に要する三時期に言及してゐないとも公言する」に至つたのである。かくの如く中共側は巧みに理由を捉へて憲政運動を各地に展開し、昨昭和十五年（民國廿九年、一九四〇年）二月二十日共產黨員を主體とする延安各界憲政促進會が成立し、國民大會組織法並びに選舉法に關する修正案を作成し、國民政府宛正式に次の如き宣言の要旨を提出したのであつた。

一、民國建國以來廿九年ニ至ルモ民國トハ名ノミニシテソノ政治ハ民意ヲ離レ、國民黨執政以後モ民國十三年ノ國民黨第一次全國代表大會ノ宣言ニ「近世各國ノ所謂民權制度ハ往々資産階級ニヨリ專有セラレ民衆壓迫ノ工具ト化セリ、蓋シ國民黨ノ民權主義ハ一般人民ノ共有スルトコロニシテ少數人ノ以テ私スルトコロニ非ズ」ト妙理名言ガ掲ゲラレタガ、ソレハ遂ニ高閣ニ束ネラレ、之ニ代ツテ專政ガ行ハレ今日ニ於テハ民權ノ言アルモ民權ナシ。

二、抗戦前ニ選舉セル國民代表中ニハ公正ノ士ナキニ非ザルモ其ノ中ニハ漢奸、土豪劣紳、汚吏等ガ多數包含サレテ居リ、此等ノ代表ヲ以テ憲法ヲ制定スレバ必ずヤ何等ノ用途ナキ官僚文章ガ出來、從前ト何等異ルトコロナキ

一黨專政ノ憲政ナルモノガ生起スル恐レアリ。故ニ國民大會代表モ必ず選舉ニヨルベキナリ。

三、抗戦需要ニ適合セザル國民大會組織法ニ對シテハ飽クマデ同意スルヲ得ズ、徹底的ニ之ヲ修正スベク同時ニ國民大會ハ國家ノ國家權機關タルベキモノニシテ其ノ條件ニ四アリ。

第一、國民大會ハ憲法制定ニ於テ憲政施行期日ヲ決定スル外當然憲法執行ノ機關タルベキコト

第二、國民大會ニハ内政外交基本方針決定ノ權アルベキコト

第三、國民大會ハ政府ヲ選舉シ、政府ヲ監督シ、並ニ政府人員ヲ罷免スルノ權アルベキコト

第四、國民大會ハ國家法律制定ノ權アルベキコト

第五、國民大會ハ駐會機關ヲ設ケ、大會閉會期中ノ職務ヲ執行スベキコト

四、人民ニハ憲政討論ノ自由（言論集會、結社ノ自由）ト國民代表選舉ノ自由ヲ與ヘ、各抗日黨派ニハ合法的存在ノ權利ト國民大會參加代表選出ノ自由ヲ與ヘヨ

以上ノ四項ハ延安憲法促進會ノ主張ナルト共ニ全國人民ノ公意デアルカラ政府ニ於テハ採納實行セラレタシ、又各界人士ニ於テモ本宣言ノ主旨ニ賛同シ之ガ促進方ヲ協力セラレ以テ真正ノ民主政治ヲ實現スベク努力セラレタシト。更に中共は「陥落區内に於ける選舉の方法」を決定し、上海に憲政運動を展開せしめて、「上海憲政促進會」が成立するに至つた。

さてかくの如き中共の憲政運動への熱意は何を物語るか。中共の企圖するところは何か。毛澤東は二月一日延安各

界反汪擁護蔣大會の席上において「相持する段階の形勢と任務」と題する演説を行つて、汪精衛の反共政策の打倒、國共の摩擦消滅による國共合作の擁護、憲政運動の開展と民主政治の樹立を叫んで現下共產黨の十大任務を説き、中共中央は目前の時局と黨の任務に關する決定をなし、二月七日、王明また「力めて時局の好轉を争つて時局の逆轉を克服す」の論稿において、十大任務について説明を加へたが、中共のめざすところは民主化である、即ち漸くかねての方略である民主争取の段階に立到つたのである。理論的に明確にこれを述べたのは同年（一九四〇）一月十五日に毛澤東が稿した「新民主主義的政治與新民主主義的文化（新民主主義論）」である。今これによつて中共の企圖するところを紹介することとする。

支那社會の現段階を「中國は已に漸次一植民地・半植民地半封建的社會となつた。現在の中國は、淪陷區にあつては植民地社會であり、非淪陷區にあつては基本的には一植民地社會であり、淪陷區と非淪陷區とを論ぜず、すべて封建度の優勢を占めてゐる社會である、これが現在の中國社會の性質であると同時に現在の中國の國情である。」と規定し、中國革命の對象となるのはかゝる植民地・半植民地・半封建的政治、經濟、文化であり、これらを除き去して中華民族の新政治、新經濟と新文化を建設しなければならぬと論じ、次に中國革命の歴史的過程は兩段階に分れると云ひ、「第一段階は民主主義革命であり、第二段階は社會主義革命である、これは性質の違ふ二つの革命過程である、而して現在の所謂民主主義は舊範疇の民主主義でも舊民主主義でもなく、新範疇の民主主義であり、新民主主義である、即ち中國革命の現段階は新民主主義である」と断じてゐる。即ち毛澤東の言ふ新民主主義とは世界革命の一環た

る中國革命を達成する——即ち中國社會主義社會を建設する前段階なのであり、現在はこの段階にあると解してゐるのである。而してこの新民主主義とは「中國各革命階級聯合專政の新民主主義社會を建設するにある」、「今日建設せんとする中華民主共和國は、各黨各派聯合專政の民主共和國であり、これ即ち新民主主義の共和國、眞正革命の（聯蘇・聯共・勞農）三大政策による新三民主義共和國である」、「國體は各革命階級の聯合專政であり、政體は民主集中政であること、これが新民主主義の政治であり、これが新民主主義の共和國であり、これが抗日統一戦線の共和國であり、これが三大政策による新三民主義の共和國であり、これが名實ともに備はる中華民國である。」而して彼の云ふ「三民主義は孫中山が國民黨第一次全國代表大會宣言の中において新しく解釋したそれであり」、「國共關係について『共產黨は現在の綱領と將來の綱領とを有し、最低の綱領と最高の綱領とを有するものである。それは現在において新民主主義、將來においては社會主義である。これは有機的構成の二部分であつて、全共產主義思想體系の指導するところである。しかしして共產黨の最低綱領と三民主義の政治原則とは基本的に同じであるが故に、共產主義を引つ込めよと騒ぐことは、實に誤謬も甚だしい。共產黨員としては、三民主義の政治原則と自らの最低綱領とに基本的に同じ點があるため、『三民主義が抗日統一戦線の政治的基礎であることを承認するを得、また『三民主義は中國の今日必要とするところであつて、我黨はその徹底實現のため奮闘せん』といふことを承認し得るのである。然らざれば承認は不可能である。これが共產主義と三民主義の民主革命の段階における統一戦線である』と論じて、はつきりと共產黨の自主性を明言して國民黨の頑固派（反共分子）を排撃してゐるのである。

こゝに國共合作以來二年有半にして、中共ははつきりと自己の主張と立場を聲明した。勿論これは抗戰期間に養つた武力と地盤を背景としてある。かゝる中共の進出に驚いた國民黨は中共の領導による憲政運動を断絶するに至り、國共關係は理論闘争の段階より漸次武力闘争の形態へ移行してゆく。その中間を区切るものは國共兩黨相互の公開文書による非難である。即ち三月國民黨は天水行營政治部の「中共不法行爲及破壞抗戰事實紀要」を發表し、これに酬むべく共產黨は、十八集團軍政治部の「摩擦從何而來」を發表した。かゝる相列は一時的妥協によつて表面を糊塗しつゝあつたが、九月以降江南新四軍の移駐問題を契機として國共關係は悪化するに至り、國民黨は前年確約した國民大會の召集延期を發表し、僅かに十月國民大會籌備委員會を成立せしめ、又國民參政會の職權擴大をもつて瞞着するに至つた。

蔣政權治下に於ける憲政問題について大陸新聞は「憲政問題が何故に重慶苦悶の最大痛となつてゐるか、それはいふまでもなく國共相列の激化と共に同問題が中共側の國民黨に對する好簡な攻道具として大いに役立つてゐるからである。何といつても憲政實施問題は理論的にはこれを反駁すべき根拠が皆無であり、實際的にも現在の重慶においてはこれを阻止すべき有力な客觀的理由を發見すること困難である。而も重慶國民黨にとつては、憲政の實施はそのまま直に一黨專制を放棄し自黨勢力の後退を約束するものであり、中共にとつては重慶政權への飛躍的進出を豫約するものである。従つて憲政問題を繞る國共の利害がこゝに正面衝突する譯であり、この點に關する適當な緩和策が發見されぬ限り、憲政問題を迫上にとり上げることが重慶にとつて最大の危険であり、或は自殺行爲に等しいと云へる」

(十五年九月廿一日社説)と論じてゐる。實に憲政問題は國共の分裂、和平と抗戰の契機を胚胎するものであり、武力衝突によつて一時背景に退いても再び出てくる支那政治の主要問題である。

註

- 1、波多野乾一 中國共產黨史 抗日運動史 アジア問題講座第一卷、翁コミンテルンについては本報告と相關ある山本秀夫「コミンテルン對支政策の史的考察」(東亞新秩序とコミンテルン)——東亞研究所資料——を参照せられよ。
- 2、以下國共關係の敘述は主として馬健著 論國共合作(一九四一年五月 上海北社印行)に據る。
- 3、外務省 國際事情四九六、五全大會、一中及二中全會。十九頁。
- 4、大塚令三 支那共產黨史 下卷二二七頁。
- 5、魏登 抗日民族統一戰線教程(翻譯)一〇二頁(東亞研究所 支那輿地建設資料 政治第二號)。
- 6、略
- 7、前掲 馬健著 四五頁。
- 8、最近支那政治の三段階と國民黨軍閥の動向(滿鐵調査月報十六の五)。支那社會の基礎的結構と「統一化」との交渉(滿鐵十七の八)。
- 9、能勢寅次 抗日民族統一戰線の史的考察(中間報告)一五一—二頁。(東亞研究所資料)
- 10、國聞週報十四の廿六。
- 11、第七十二回帝國議會に於ける廣田外務大臣演説(週報四九號 附十二・九・八 三九頁)。
- 12、今次の國共合作について外務省側の見解は左のものゝ如くである。

「三中全会前後ニ於ケル國共妥協力漸ク初步的段階ニ在リタルコトハ既述ノ通ナル處、七月七日、日支事變勃發後兩黨ノ關係ハ速ニ緊密ヲ加ヘ妥協合作ハ著々具體化ヲ見ルニ至レリ。右ハ共產黨カ日支事變ヲ以テ對國民黨接近ノ絶好ノ機會トシ、之カ實現ニ萬全ノ努力ヲ傾注セル以外、一方國民黨モ既ニ對外戰爭遂行ノ重壓下ニ共產黨問題ヲ顧ル途無キニ至レルノミナラズ、寧ロ進ンテ共產黨ト提携シ、其ノ武裝勢力タル紅軍ヲ直接抗日戦線ニ出動参加セシムルト共ニ之ヲ結果トシテ蘇聯邦ノ歡心ヲ買ヒ、其ノ援助ヲ受クルヲ得ベ一石二鳥ノ得策ナリトノ功利的歡心ニ基キ、積極的ニ容共政策ヲ採ルニ至レルニ依ルモノト認メラル。」(支那及滿洲ニ於ケル共產運動 一六頁)。

13、野竹茶 事變と中國共產黨(週報一三〇號新東亞讀本二、昭和十四年四月十二日)。發中國共產黨が抗日民族統一戦線を確立するに至つた基本條件と前提は、玉明によれば次の四つである。

- 1、全支那國民の抗日運動が日毎に高まりつゝあること。
 - 2、獨自的な支那革命發展の特殊性。
 - 3、支那紅軍並びにソヴィエトの増大する力とその脆弱性。
 - 4、理論と實際に關はれた誤謬を正し、ソヴィエト區域並びに非ソヴィエト區域における吾人の工作の缺陷を矯正すべき必要がある。(前掲、能勢)
- 又凱豐の抗日民族統一戦線教程では抗日民族統一戦線の根柢とする最も基本的にして重要な條件と前提は
- 1、日本帝國主義の中國侵略の堅強、即ち中國を變じて彼の獨占的植民地化せんとすること。
 - 2、中國革命の現段階は、基本には尙中國革命の二大潮流——反封建と反帝運動を總合して成つてゐること。
 - 3、中國國民黨と共產黨との關係の變動とそれ自身の弱點があるからである。
 - 4、國際環境の變動は先づ侵略陣營の瘋狂と和平陣營の建設とである。(阿精譯 東亞研究所 支那輿地建設資料 政治第二

號 一六二—一八四頁)。

- 14、大塚令三 支那共產黨史 下卷二四八頁。
- 15、中國憲政運動の發展と最近の動向 一頁 東亞研究所輿地建設資料・政治第一號(邵翰齊 中國憲政運動的回顧)。
- 16、興亞院華中連絡部 中國ニ於ケル憲法問題概説 十一頁。
- 17、宮澤俊義 田中二郎共著 立憲主義と三民主義・五權憲法の原理 七頁 これは又國民黨の憲政に對する態度と方針にもなる。
- 18、貝聿主編 蔣委員長著 抗戰與革命 一〇五頁 一九三八年十二月上海出版。
- 19、民財主編 蔣委員長著 抗戰與建國 七〇—一頁 一九三九年四月香港出版。
- 20、外務省情報部 歐洲戰爭と抗日支那 一二五頁。
- 21、日森虎雄 支那の政黨 一六六頁。
- 22、東亞 十二の二。
- 23、前掲 中國ニ於ケル憲法問題概説 二三頁。
- 24、中保與作 國共相剋の概観と其の主張(東亞問題研究、二一二頁) 邵翰齊は第三次國民參政會閉以幕來民主憲政運動の起つた原因として、(一)日本の政治攻勢である和平運動の進展に對抗するため民族の團結を鞏固にする必要 (二)軍民合作と民衆動員の必要 (三)孫先生の遺教の遵守より實施へ (四)抗戰と建國は不可分であり、眞の全面的自治の獲得のため (五)民主政治は事實上各地に生長してゐる (六)各黨各派合作の情勢より (七)國共摩擦の減少のため等をあげてゐる。(前掲 憲政運動の發展と最近の動向、八二—八六頁)。
- 25、昭和十四年九月十六日、東朝社説。

- 26、目前の国内外情勢と参政會第四次大會の成果（東亞研究所上海支所資料第一號、國民參政會第四次大會關係資料）。
- 27、前掲馬健著 論國共合作は第四次國民參政會前後の狀勢を以下の如く述べてゐる。
一九三九年八月、上海に六次大會を召集し「偽國民黨」中央を成立せしめ、反共和平建國を號召したことは、汪精衛と大賚産階級が暗々裏にうつた芝居であり、日本の誘降と國際陰謀によつて起つたものである故に、目前の投降現象と倒退現象とは、表産階級の動搖份子が投降を準備したためである、これによつて亡國の危險を避免し、反攻の實力を準備する目的を達せんがためには、「我が後方にあつて必ず投降份子の肅清、反共現象の打撃、倒退現象の停止、政治改革の實行を迅速になすべきことを認識し、一黨專政を結束し、真正に民意を代表する權力を有する國民大會を召集して、憲法を制定し、憲政を實施せねばならぬ」と。
- 28、昭和十四・十五、讀賣新聞（香港特電）。
- 29、昭和十四・十・二十四、東京朝日新聞（香港廿三日發回題）。
- 30、六中全會の方向 東亞情報三四九（昭和十四・十二・五）。
- 31、東亞協會調査部 支那憲政問題 一一頁。
- 32、東亞情報 三五〇 六中全會の宣言。
- 33、前掲 中國ニ於ケル憲法問題概説 二四頁。
- 34、五權憲法的基本精神（民廿九・六・三一四、中美日報轉載）、再論國防與憲法（民廿九・七・廿二中美日報轉載）。
- 35、香港大公報 民國廿九・四・二一三。
- 36、憲政研究會編、憲法手冊 三一—二頁（一九四〇年七月 上海新聞民書店刊）。
- 37、同 三三—四頁 縣政並に地方自治については第二章參照。

- 38、前掲 歐洲大戰と抗日支那 一二七頁。
- 39、前掲 中國ニ於ケル憲法問題概説 二八一—九頁。
- 40、毛澤東等著 相持階段中的形勢與任務（民國廿九年三月 進步社出版）。
- 41、中國文化、創刊號 民國廿九年二月十五日發行、この一部の翻譯は東亞研究所支那輿地建設資料 社會第二號 新民主主義論にある。
- 42、申報、民國廿九・九・廿六、嶺南京國民政府においても國民大會の召集、憲政の實施は一時延期せられた。南京・重慶・延安の憲政運動について「現代支那に於ける支配力が他の多くの近代國家に於けると同じく、概して民衆の信頼と支持に根據をもたねばならないことは今や贅言を要しないところである」（東亞十三の八 支那憲政運動の現況）といふことも云はれるがかかる民主化の要望と並行して獨裁化が事實上強化されてゐることを見のがしてはならぬ。

第三節 國共の摩擦—特に新四軍事件について

抗日民族統一戦線の結成を通じて第二次合作をなした國共關係が、當初より円滑でなかつたことは、前節に述べた憲政問題を中心とする國共の相剋によつてもうかゞはれるところである。然らば合作以來國共間に如何なる摩擦が起つたかを、波多野乾一氏の調査並に中外を震驚せる「皖南慘變」の面面觀によつて列記すると左の如くである。

- （民廿六）
（九三七）
（民廿七）
（九三八）
一。——。武漢新華日報襲撃事件（中共機關紙に對する壓迫）

第五章 國共關係

重慶政權の政情

一七二

- 二・一。延安快報發禁事件(同上)
- 二・二。國民黨内に於ける反共小組の成立(國民黨側の防共措施)
- 三・一。陳獨秀漢奸問題(國民黨の中國トロッキースト利用とそれに對する中共の反感)
- 四・一七。張國燾除名(國民黨の中共内部斬断)
- 四・二九。邢台事件(軍事衝突發生)
- 五・一。中共系出版物の發禁。
- 六・一。武漢防衛問題に關する兩黨の見解對立、並びに中共の民衆把握、軍隊政治工作強化の意圖。
- 七・一。中共領袖徐特立の支那赤化意圖露説(湖南黨部幹部會議發表、一九三九年一月第三インタの中國赤化指令と符合し、國民黨の防共措施積極化する)
- 八・二〇。中共系民衆團體の解散。
- 八・一。新華日報數日停刊事件(中共機關紙に對する壓迫)
- 二・一六。張蔭梧事件(軍事衝突)
- 二・一。修武事件
- 二・一。新河事件
- 二・一。東鹿事件
- 二・一八。汪精衛氏反共和平建國の爲め重慶脱出(國民黨の分裂)
- 一九三九。(民廿八)(昭一四)
- 二・一。國民黨「異黨活動防止辣法」制定

- 二・一。秦啓榮事件(軍事衝突)
- 四・二九。任縣事件(同上)
- 五・五。回民事件
- 六・二。平江事件
- 六・二。北馬莊事件
- 八・一。國民黨「異黨活動處理辦法」制定(防共措施)
- 九・二。毛澤東の爆烈聲明(人我を犯さざれば、我も人を犯さず、人若し我を犯せば、我も必ず人を犯す)中共の反國民黨言説)
- 一〇・一。國民黨「異黨處理問題實施方案」制定(防共措施)
- 一〇・一。蔣鼎文の陝北掃蕩豫言、並びに張群の中共存在否認(國民黨の反共言説)
- 一〇・一〇。中共延安決議、實際に言及
- 一一・八。朱家驊中共の存在否定(國民黨側の反共言説)
- 一一・二一。河南竹溝事件(軍事衝突)
- 二・一。隨東事件(同上)
- 二・一。陝甘寧邊區黨二全大會に於ける實際事實の暴露。
- 一九四〇(民廿九)(昭一五)
- 一・一。陳誠の韶關に於ける反共言説(國民黨側の反共言説)
- 一・一。河北民軍の武裝解除(軍事衝突)

第五章 國共關係

一七三

- 一。山東保安隊の武装解除(同上)
- 二。山西新軍事件(同上)
- 三。中共決議、摩擦を警戒。
- 四。一。討汪擁蔣大會に於いて毛澤東摩擦觀を披露
- 五。一。周恩來、蘇聯誌上で摩擦を警戒
- 六。一。國民黨天行營政治部小冊「中共不法行爲及抗戰破壞事實紀要」發表(國民黨側の反共言説)
- 七。一。中共第十八集團軍政部小冊「摩擦從何而來」發表(中共側の反國民黨言説)
- 八。一。衛立煌等反共通電(國民黨側の反共言説)
- 九。一。中共時局宣言

以上の表によつて見られる如く國共關係は、既に合作第二年目から地盤争ひに基く軍事衝突が発生してゐる。これは第一次國共合作に見られない現象である。無産階級と中國人民の路線を主張する中共は、人民戦争、持久戦争を呼ぶのに對して、國民黨は一黨專政を堅持し、戦争は政府と軍隊に依つて推行せらるべきことを主張する。即ち國民黨の軍事統一路線と中共の軍事平衡路線との戦術的對立である。特に山西省に於ける新舊軍——國共軍の衝突は世に喧傳せられたが、漸次國共の軍事衝突は全戦線に波及、擴大するに至り、國共兩側より相互に摩擦の存在を暴露し、責任を相手に轉嫁せしめんとするに至つたのである。

國民黨の弾壓が加はるにつれ、中共側には漸次増大して來た勢力を背景として、一舉にクーデタを行つて共產黨独自の共產主義革命運動に進むべしとの論も擡頭して來たのである。併しこの所論は、一、西蘭(西安蘭州間)鐵道の未完成、二、甘肅、新疆の兵器庫は戰團の用にたらず、三、西北共產社會組織はまだ強固ならず、四、經濟上の基礎條件はなほ考慮を要するものありとの物質的基礎の薄弱さに規定せられ、又、一、現在重慶クーデタを行つて政權を奪取しても、現下の歐洲情勢よりみて重慶赤色政權樹立は不利であること、二、抗日戦線が混亂に陥り、南京國民政府の和平建國軍の乗するところとなり、遊撃戦が崩壊する危険があるとの政治的條件によつて實現不可能とせられた。要するにクーデタに對しては時期尙早論が優勢を占め、當分國共合作保持の方針を探りつゝ、今後二、三年を以て徐々に共產黨建設を進め、國共合作の解消を遂行するに意見一致したと云はれる。

かく國共關係の緊迫に伴つて香港大公報は、民廿九年(昭十五年)三月廿六日「所謂國共問題の説明」と題する左の如き社評を掲載するに至つた。

昨日本報の掲載した桂林電に於て、白崇禧主任の本月二十三日行營の記念週に於ける現段階の政治軍事の報告の中に、過去に於て黨派間に誤解を生じたのは已むを得ないことであつたが、現在八路軍の作戰については既に範圍を劃定し、任務を限定したから、摩擦事件は再び發生することはない。吾黨は共產黨に對して君師の態度を以て監督することとした。各黨派は三民主義の原則の下にあつて團結努力し、力量を集中し、對外に進出すべきである」といふ一節がある、これは所謂「國共問題の説明」として、非常に注目し値するものである。吾等は今この事に就て再述し、本問題に關心を有する内外各方面の人士に告げることとする。

第一に吾等の觀察に依ると、この事件が現在最大の問題にならないのは、抗戰の勝利の最後の五分間の時が到來せんとして

る爲である。中央は極度に寛容な態度をもつて抗戦を領導してゐる。その他の何人任せても皆敢て黨派を以て私を行ふことは出来ない。直情徑行し、分裂を惹起し抗戦を破壊すれば、國內及び國際上の中國を愛護する者から唾棄せられるに至るのである。このため日閥は機會を狙つて銳意流言蜚語をつくり、中國の國共問題が如何に堅固してゐるかを喧傳してゐるが、實際はすべて信するに足らぬものである。併し中國に共產黨が存在してゐることは否認することは出来ぬ事實である。更に共產黨が武裝的組織を有つてゐることも抹殺し得ないのである。亦政黨といふ點から共產黨の性質をみると、彼等は政權の要求と闘争の性質を具へてゐるのである。但し「抗戦は一切より高し」、「國家至上、民族至上」の状況の下に於ては、自ら「共に國難に赴く」との宣言に違反し、武力を以て政權を爭奪する態度を放棄することは出来ない。併し彼等は軍隊を擴充し、一時局部的地方に於て過つて他の軍隊と摩擦事件を若干發生した。がこれは公然たる行動ではなく、これらの事件にはそれ／＼皆相當の理由が存したのである。最近八路軍の任務と範圍に就ては既に最高領袖の指示に基いて適當に劃分したが、餉糧の支給、兵員の徴補には明確な規定を與へ、所謂邊區行政にも適當な辦法を制定する必要がある。吾等はこれらの規定が近き將來に於て必ず關係各方面に公開せられ、國共問題の主要な障害が一掃せられるものと信じてゐる。従つて吾等は、領袖の發達な大度とを欽佩し、その忠誠仁厚の徳意を望み、心理的にも謂はれない障害を融解せしめなければならぬ。而して共產黨と共産軍はこの意をくんで誠信を誓ひ、「共に國難に赴く」の初志に基いて領袖を擁護し、抗戦に徹底すべきである。各方面の傳へる山西軍内部の問題に至つては、最近中共の態度が甚だ嚴正である爲、思想衝突のため異議を挟んだ晋軍の一部は、既に領袖に服従する意志を表示し、擁護抗日の口號を掲出するに至り、糾紛は冰釋し目下整軍中である由を聞知した故、諸氏は安んじられてよ

第二に、吾等の考へによると、國共問題の解決は現在急を要するのみならず、中國の抗戰建國とも密切不離な關係にある爲、元來抗戦には精誠團結が必要であり、各方面の領袖人材が缺乏すると、政治上幾多の施政をなすことも甚だ困難となり、ひ

ては建國にも支障を來してゐるのである。吾等が今後建國の大業を把握するには、黨派を超越した工作をしなければならぬ。吾等は深慮してよく全國の優秀分子を集中しなければ、短期間に吾國近代化の困難な任務を完成することは出来ないのである。故に吾等は政府當局者が大公至正の態度を以て、仁愛なる胸襟をひらき、人才を求め、廣く言論を開かれんことを切望するものである。而して人を試みるには事を以てし、人を勸むるには功を以てせられ、必ずしも理論の異同と思想の相違に拘泥せられないやうに願ひたい。

最近領袖が人に云つたといふことを聞いたのであるが、憲政問題に關しては公開討論を歓迎し、自ら「特に定見を主張しないし、且定見はない」と云つてゐる由、實にこゝに中國の治亂の鍵がある。もし政府が誠心誠意憲政を施行し、各政治團體に法律上の地位を與へて責任を荷擔せしめられたらば、共產黨も合法化してこれを正軌に引入れることが出来よう。今後は經濟建設に於て固有の大國營政策を若干確立し、買辦式私人資本主義を強化せしめないことを保證すべきである。又抗戦成功以後は更に軍制を劃一し、國家をして専ら國防を司り、政治上の黨派關係を廢除せしめられたらば、少くとも政治・經濟・軍事三方面にわたつて、國共問題を根本的に解消し得るのである。國共問題と抗戰建國の遠大な希望を比較すると、前者は問題とするに足りないものである。

これはまさに「右の問題とするに足りない」といふところの國共問題を重慶側機關紙が社説に取上げた事が逆説的乍ら一番問題となるし、且事實上蔣介石の一番の頭痛の種である事は謂ふ迄もない。」といふことになるのである。

四月の第五次國民參政會に於ては、河北、山西、綏遠、察哈爾地方軍閥將領より共產黨制裁辦法が提出せられる一方、宋慶齡、孫科、馮玉祥等の聯ソ容共派より國共關係の再調整案が提出せられ、兩者の間に立つて重慶國民黨要人

等は、國共の調整を國共調停特別委員會に附託してこれが解決に當つた。廿一日重慶國民日報は「現在祖國が當面する三大問題」として憲法問題、經濟問題と共に統一問題を掲げ、次の如く中共の専横を指摘した。

國共軋轢問題の核心は、第一に陝北邊區の非合法的存在、第二に第十八集團軍共產黨の勝手な活動にある。陝甘寧邊區は何等合法性を有してゐない。中共側は、同地區が重慶行政院の指導下にあることを認めながら、事實は重慶政府は同地區に對し何等の權限を有せず、中共側は何等の報告も提出してゐない、かゝる邊區の獨立狀態が國共紛争の中心點となつてゐる。一方第十八集團軍及び新四軍の兩共產系軍隊は、積極的に彼等の特殊性を強化すべく勝手な行動に及ばんとし、従つて北支における衝突は、決して偶然な事件とは見られない。さきの國民參政會には調停辦法を得べく特別委員會の組織を決定し、同特別委員會の組織を決定し、同特別委員會は既に第一回會議を開き、軍隊の指揮系統につき、二項目の決議をなし、次いで陝北問題の討議に入り、なほ現在同問題の討議中である、しかして特別委員會は陝甘寧邊區を行政督察專員區となし、總べての行政は重慶政府の決定せる法令に基いて行はしめ、たゞ專員兼縣長は十八集團軍の推薦した者を重慶政權が任命するやう規定せんとしてゐる。

かゝる狀況の下にあつて國共調停委員會は、國共調停暫行辦法として、飽まで共產黨が國民黨の主義綱領を尊重し、その一元的支配統制に服すべき原則を採用し、最高國防委員會は、一、あらゆる軍隊は最高司令の命令に服従すること。二、眞正の統一を實現する見地から地方各省の行政及び權限に關しては、公布前重慶當局の許可及び修正を受くべきこと。三、總ての大衆運動は絶対に抗戰建國の綱領によつて行ふべきことを決議條項とし、具體辦法として

一、陝西、甘肅、寧夏邊區の行政權を回復するため同地方に新行政制度を實施すること。
二、各行政區に分割されてゐる山西、河北、察哈爾の邊區地方における軍事及び行政特別機關は、本來の所屬地たるそれらの省政府に復歸することとする。
三、八路軍を改編してその警備區域を新たに劃定し、且つ連絡將校を派遣し、また軍事委員會政治部から發行した宣傳綱領に則つた政治的訓練を施すこと。
四、種々の口實の下に成立してゐる共產黨の特殊組織を一様に解消し、且つ國民黨の政策と背馳する各種の宣傳を封じ、共產思想の普及及び共產黨の決議宣言の頒布を禁ずること。
の諸項を決定した。

併し中共側はかゝる國民黨の一方的決議案を中共領袖會議に於て全面的に拒否し、新華日報によると共產黨の今後の運動方針を次の如く決定した。

一、漢奸排撃宣傳を廣め、投降及び内部的分裂の陰謀を暴露し、反共運動こそ投降主義の萌芽なることを明かにする。
二、自衛の原則よりして投降主義者並に反共主義者よりの總ゆる攻撃に對し斷乎對抗する。
三、全國的に黨、軍、政治家、民衆、學者の統一戰線強化に全能力を傾注する。
四、大規模に抗日大衆運動を強化し、投降主義者、反共主義者撲滅のため抗日全知識階級を統一する。

- 一、陝西、甘肅、寧夏の三省並に山西、河北、察哈爾の三省邊區の如き抗日據點を強化し、同地區に完全なるデモクラシーを樹立、抗日據點破壊の總ゆる陰謀に對し斷乎たる處置を執る。
 - 一、第八路軍、新四軍の如き進歩的軍隊を擴大する。
 - 一、共產黨の組織を鞏固にし、かつ共產黨なき地方、或は共產勢力微弱な地方において共產黨組織を擴大する。
 - 一、抗日文化運動に大々的に乗り出す。
- ついで五月には山東、蘇北に於て國共軍の衝突が起つたが、國共雙方より妥協工作が続けられた。共產黨の六月提案として
- 一、各抗日黨派存在の合法權を保證すること。
 - 二、拘禁せる共產黨員を釋放し、共產黨出版物に對する禁止を解除すること。
 - 三、遊撃地區の地方行政權を解放すること。
 - 四、遊撃地區内にて發行せる地方紙幣を承認すること。
 - 五、陝西、甘肅、寧夏地區の廿三縣に邊區政府を設立し、行政院に直屬せしめ、同時に現任邊區主席林祖涵を政府主席に任命すること。
 - 六、第十八集團軍（八路軍）を擴大編成して三軍九師とし、その所屬の遊撃隊には、各戰區所屬の遊撃隊と同様な待遇を與ふべきこと。

- 七、新四軍を増編して七支隊とすること。
 - 八、共產軍と重慶軍との作戰境界を設定すること。
 - 九、共產軍に供給する武器、彈藥、糧食は重慶軍と同様の待遇をとるべきこと。
- が重慶側に手交され、これに對抗して國民黨側は七月二日第一案として、
- 一、黨派の問題は憲法公布の時期を待つて再び論ずべし。
 - 二、陝、甘、寧の邊區中十五縣を劃して陝北行政區とし、陝北行政公署を設け、行政機關として暫く行政院に屬せしめるも、省政府をして指導せしめる。行政區の詳細なる組織は、中央政府より別に之を定む。區内の政令は概ね政府の現行法令に依據し、區内の主任及び各縣々長の人選は、第十八集團軍より推薦し、中央政府より之を任命す。
 - 三、十八集團軍駐防部隊は、概ね新設の陝北行政區内に撤退すべく、該地區内に於ては其他の例を引くを得ず。區内に於ては紙幣の發行を禁止す。
 - 四、共產軍作戰區域問題。
- 第一案 十八集團軍及び新四軍全部を河北省に移駐し、且つ新四軍を冀察邊區戰團序列の中に入れること。
 - 第二案 十八集團軍の大部分、及び新四軍全部を河北省内に移駐せしむる以外に、同時に十八集團軍の殘部を山西北部に移駐して第二戰區の序列に入れること。

- 五、共産軍は命令接受後、一ヶ月以内に必ず河北省に移駐すべきこと。
 - 六、冀察邊區の軍隊は、地方の政治及び黨務に干渉するを得ず、更に任意に紙幣を發行するを許さず。兩省政府の主席は均しく中央より之を任命すること。
 - 七、十八集團軍は現在の三軍陸師、三補充團の外、二補充團を増加すること。(師團の組織は二個旅團、四個聯隊の整理、師團に編成すること)
 - 八、新四軍は分つて二個師團とす(師團の組織は上述の整理師團の如し)。
 - 九、共産軍は絶対に中央の軍令に服従し、同時に一律に期間を定めて一切の遊撃隊を解放すること
を手交した。恰かも開會中の七中全會に於て再び國共問題が取上げられたが、聯ソ聯共派の國共關係調整案は否決せられ、三青の共産黨問題處理辦法が採擇せられるといふ情勢であつて、勢ひ重慶側の態度は強硬となつた。
- 七月十六日、中央は最後決定をなし、國民黨は七月提案を通告したが、第一案と異なるのは左の點であつた。
- 一、陝北行政區は原案の十五縣を擴大して十八縣とすること。
 - 二、作戰地區問題に關しては、原二案を保留し、冀察戰區を取消し、冀察兩省(河北、察哈爾)及び山東省黃河以北を以て第二戰區に編入し、司令長官關錫山の下に、衛立煌及び朱徳の兩副司令を設置し、冀察兩省及び山東省北部、山西省北部を経て朱徳の責任區域とし、共産軍は一ヶ月の期限を以て全部朱徳の責任區域内に撤退すべし。

かゝる交渉中にも國共の對立は激化し、北支に於ける國共對立のみならず、江南に於ても五月十七日より六月七日まで陳毅の新四軍及びその工作員は、國民黨の反共掃蕩によつてかなりの損害をうけた。次いで七月には第三戰區の顧祝同傘下の江蘇第三遊撃區第一遊撃分區指揮官翁達軍は竹鎮五集、半塔集、西高廟古城等の新四軍を進攻した。國共關係は惡化した。中共(延安)の八月對案は左の三案であつた。

- 一、冀察兩省政府を改組し、兩省主席は共産黨側より推薦すること。
- 二、共産軍と重慶軍との作戰境界線を劃定する事に同意するも、但し、この原則を實行する前に、重慶側は抗日各黨派の合法權、人民の遊撃權、並に共産軍の作戰權を承認することを要求すること。
- 三、共産軍の作戰權に關して華北五省を以て、十八集團軍及び新四軍の作戰地區とす。當該地區内に於ける重慶軍との作戰境界線は別に規定すべし。又共産軍の待遇給養に就いては重慶軍と同様なるべく、擴大編成の際には、彈藥器材を共産軍に給付して作戰遂行に便宜を與ふべきこと。

これを國民黨の延安駐在代表張冲に手交したが、張冲が反對したため各地の重慶軍と共産軍は再び衝突することとなつた。當時ビルマ・佛印ルートの遮斷、親獨和平派の擡頭といふ情勢にあつて、内部崩壞の危機を警告してゐた中共は、新四軍移駐問題に就いては多少讓歩をなさんとしたものゝ如くである。併し九月に入つて國共合作の石太、同蒲鐵道襲撃計畫が、重慶軍の裏切により畫餅を喫し、我が軍に中共の襲撃部隊が殲滅せられるや、憤激の極抗議を發すると共に、西北邊區擴大案を提出するに至つた。これは

- 一、西北邊區を擴大し、軍政機關を改革し、中共の要求を容認すること。
- 二、新疆省に於ける對外關係を速かに改革し、之をソ聯の指揮下に置くこと。
- 三、八路軍並に共產軍の指揮部隊を蘭州に移すこと。
- 四、ソ聯よりの武器購入は今後中共の同意を経ること。
- 五、西北地區にある重慶側軍政各機關は期限付きで撤退すること。
- 六、重慶側は中央とソ聯との直接交渉に干渉せざる事。
- 七、重慶政權内の和平分子を捜査處分し抗戰徹底を期する事。

の七項であると云はれる。これは勿論四千萬ルーブルのソ支新借款成立によるソ聯代表の中共支持の態度を反映したものと云はれる。かくして周恩来は重慶へ左の三項を提議した。

- 一、第二戰區（即ち十八集團軍の作戰區域）を擴大し、山東省全省及び綏遠の一部とすること。

- 二、十八集團軍、新四軍及び各地遊撃隊全部に軍費を支給すること。

- 三、各遊撃隊は各々劃定せられた戰闘の作戰間に留つて分轄作戰をなすこと。

さうかうする内に江南新四軍問題は悪化し、十月七日、八路軍の東進挺身隊は、新四軍と合體して興化の中央軍八九軍を襲撃して前日の仇を酬むたのである。これがため江北の地盤争奪は激化し、十一月には國民黨系が東遷するに至つた。十一月十五日、第十五集團軍總司令朱德、副司令、彭德懷、新四軍葉挺、同副軍長項英等四人の連名

で、共產軍の江北への移駐は承認するが、黄河以北への移駐反對の陳情書を重慶側に提出した。この頃中國共產黨は事變を通じて恐るべき膨脹を示し、北支全勢力を糾合して百萬近くになつた。東日北京特派員瀧野修氏は「中共は山東より江蘇南部へと南下の形勢にあり、さきに北上を要求し重慶側より一蹴された安徽、江蘇、浙江、湖北、湖南、福建の中支一帯に蟻踞する新編第四軍と完全に縦斷的連絡を完成するに至り、新黄河縦斷運河等をその兵站動脈とし、赤色縦斷面の結成に蠢動、從來虎視眈々として西北に蟻踞、北支に邊區政府を設け赤化の貯水池とした中共が公然と政治的に開放せられ中支を縦斷し、北外蒙赤色路線の再建を狙ひ赤色丁字型地區を完成、しかも十月初旬から十四日間にわたり、北支某所に於て北方局と共產八路軍第一回合同大會を開き、前述の大綱に従ひ、細目の暗躍を計るなど、北支非占領地區は實に歴史的重大なる危局に直面するに至つた」と報告してゐる。

十二月九日俄然重慶側は新四軍北上移駐命令を發し、新四軍は十二月卅日まで全軍江北へ移駐し、一月卅日まで黄河以北に移駐することとなつたが、新四軍は容易に移駐を肯んぜず、こゝに國共兩軍は相對峙して隨處に軍事衝突を起すこととなつた。廿一日最高國防委員會は軍政部長何應欽、參謀長白崇禧の連署をもつて共產軍に對し全面的移駐命令を發し、最惡の事態が突發するやうなことがあつても、斷乎移駐を實行する決意を表明した。蔣介石は自重論を唱へて強硬派をおさへたため、武力解決については最後の決定に至らなかつた。一方中共側も十二月二十七日より三日間に亘り中央執行委員會を開催し、一月十日より重慶に開かれる國共調整委員會に對し、提出すべき最後の要求條項を決定、三十一日周恩来、葉劍英兩名は之を携行重慶に赴いた。右最後の要求條項の中心は

一、重慶は共産軍五十萬の北支蒙占に於ける獨立駐屯権を承認し、且つ軍費として五百七十九萬元を支出する事。
一、現在西安以北にある重慶側の黨・政機關を全部西安以南に移す事。
一、北支における共産黨側銀行の存置を承認する事。
等であり、共産黨側はその代償として新四軍を三月末迄に黄河以北に撤退せしめ、爾後政治軍事上一切の重慶の命令に服従せしめるといふに在る。¹⁸
かゝる國共關係の悪化について、支那共産軍に精通してゐるエドガー・スノー氏は

「蔣政權と支那共産軍との抗争激化は、過去數ヶ月に亘り蔣政權が成就した外交的諸工作、即ち米國の對支借款、英國のビルマ・ルート再開、またはソ聯との軍需品と農産物とを交換する經濟的協定の締結などによるものであり、蔣政權はかくの如き自己に有利なる情勢の擡頭を背景に支那共産軍が久しく要求してゐる次の諸提案を拒否したことに胚胎する。
一、八路軍をして現下の荒涼たる山西、陝西兩省の共産地區より揚子江沿岸または南支那より豐饒なる地域への移轉を承認すること。
二、この地區變更に際して共産軍をしてその黨員の家族は勿論大學その他の學校、訓練所、新聞政府各機關、銀行等の移轉を行はしめること。

即ち支那共産黨は蔣政權に對して西北地區より中央支那に出で、そこに純獨立の共産國家を建設することを承認せしむべく要求してゐるのであるが、更にまた共産黨は一月中に國民大會を開催してこれを決定することを要求したのである。その理由は同會議がかく急速に召集されば、日本軍占領地域に居住する支那側要人が多數會議に出席し得ず、從つて會議が共産黨側に有利に展開するとの下心によるものであるが、既に述べた諸情勢が最近共産黨に對する蔣政權の地位が著るしく向上し、その結果蔣介石は八路軍のかゝる要求を拒否したのみならず、更に進んで從來強要されて居た重慶政府地域内に於ける共産黨の新聞雜誌の發行または映畫による共産主義の宣傳を突如禁止するに到り、共産主義の研究すら不法とするに到つたのである」と述べてゐる。¹⁹

かゝる交渉最中に於て、江北皖南の太平茂林附近にて新四軍と第三戰區顧祝同麾下の韓德勤軍とが衝突し、一月四日より十二日に至るまで國民黨は七萬の衆を以て新四軍を掃滅し、軍長葉挺は逮捕せられた。所謂これが新四軍事件であり、國民黨の中共に對するクデークでもある、中共側から云へば皖南の惨案である。こゝに於て魯南の八路軍は徐向前を南下せしめて救援に向はしめこゝに國民黨系の王敬久麾下の第五十九師との間に激戦が展開せられ、江北の新四軍に對しても國民黨の壓迫が加つた。こゝに於て中共側は、十三日左の通電を以て抗議をなし、制止せんことを請求した。

至急報、重慶蔣委員長、國民政府林主席、各院院長、各部部长、各戰區司令長官、各省主席、八路軍各地辦事處、各新聞社各團體御中

江南新四軍軍部及部隊一萬餘人は、命令を奉じ北上移駐せんとして、葉挺等の引率により、太平北方茂林地區に到着せる時、突如國軍七萬餘によつて嚴重に包圍せられ、六日より十二日に至るまで血戰七晝夜、死傷頗る多く、彈丸は盡き糧食絶えたり。挺等部隊を引率、命令に違ひ北上移駐に先立ち、顧祝同長官より通過經路を指定せられ、蘇南を経て轉じて北上移駐することゝなれり。固らずも、幸くこれ我軍を誘ひて殲滅するの計なり。包圍せられたる軍の消息に據れば、此次殲滅の計畫は

久しく以前より企圖せられ、布置周密にして、全く我が不備に乗じ、我を誘ひて包圍せるものにして、その上官より受けたる命令に「一網打盡に、葉挺を生翳りにせよ」等の語あり。德等は遠く華北にあり、未だ移駐命令の凡てを知らず。今に至りて始めて集合殲滅の計畫を知る。今は相手の行動如何を論せず、唯我に對しては殲滅なること疑なし。何、白兩總長の十九電、八日電に云ふ所の仁義道徳とは何處にありや？ 所謂、抗戦を破壊し團結を破壊する者は何人であるか？ 所謂、電命、軍令軍紀を何處に適用するのか？ この天に滔る罪人は、斷じて責行を行ふべし。同時に全國に亘り正に多數の逮捕、多數の殺人と八路軍各辦事處を襲撃せんと準備しつゝあり。西北に於ては萬里の長城たる封鎖線を構築し、華中にありては二十餘箇師の正規軍を派遣し、大舉進行を實行し、國內の局面は頗る當處を改めたり。吾が八路軍、新四軍は前には日寇の掃蕩を受け、後には國家の攻撃を受け、命を奉じて移駐せんとすれば、集中殲滅に遇ひ、敵を殺さんと努力する者は屠殺せらる。かくて忍ぶべくんば、何をか忍ぶべからざらん。特に電報を以て通達し、同時に中央が即刻皖南大軍の包圍を解き、挺等の北上の道路を解放し、華中の剿共軍を撤退し西北の封鎖線を破壊し、全國の屠殺を停止し、暗黒の傾向を制止して危局を挽回し、以て國本を完うせんことを促す。諸公正義に立脚して主張をなし、援助を與へられんことを懇請す。打電せんとして悲憤に堪へず、言はんと欲する所を盡さず、朱德・彭德懷・葉挺・項英及び全體將士。拜具十三日。

一月十七日軍事委員會は軍紀の整飭を嚴厲し新編第四軍全部の解散命令を發した。今神州日報所載の重慶十七日電によつてその通令と談話を録すると次の如くである。

通 令

第三戰區司令官顧祝同の十五日亥時の電に據ると次の如くである。「國民革命軍新編第四軍は命令に違抗して移駐に應ぜず、上月以來より江南地區に全軍を集中し、戰局を擾亂せんとする意を蓄へ、抗日戰線を破壞せんとする不軌なる陰謀は今日に始つたものではない。本月初涇縣より潯かに南に移行し、遂に四日には明かに我が前方の抗日軍隊の陣地を進攻し、民族を侮辱し、骨ぬきにしてしまはうとするのは、全く狂氣の沙汰である。遂に我前方各部隊は襲撃を被つた。若し痛を忍んで不法な叛變に反撃しなければ前線の國軍將士は自衛し得ざるのみならず、抗戰國策のすべてが破壞せられるであらう、徹底的な破壊を被ることゝならう。遂かに前途を念つて痛憤已むなく、危急に對處し綱紀を伸張せんがため職務上から緊急處置をとらないわけにゆかなかつた。該軍の叛變の陰謀全部に關しては、既に昨日該軍參謀總長を拿獲したとの公電があつたことをこゝで披露申上げる。こゝに新編第四軍全部の解散並に編遣はもはや全く畢つたのである。該軍の軍長葉挺は當日現地に於て擄獲せられ、該軍の副軍長項英は逃亡して未だ捕まらぬが、目下嚴重搜索中である。以上いはゆる新四軍の叛變處置の經過を取りあげ申上げた次第である。これに據つて該新編第四軍が、命に抗して叛變した遺跡は明かである。もしこれを嚴重に懲罰しなければ、國民革命軍抗戰の使命を完成することは出来ないのである。こゝに國民革命軍新編第四軍の番號は即時撤銷し、該軍々長葉挺は職を剝奪して軍法會議に交付し、法に依つて處罰し、副軍長項英は各軍に通令して嚴重に搜索せしめることゝす。かくして初めて軍紀を伸張し抗戰に利するところがあるのである。こゝに此の通令を發す。

談 話 (軍委會發表)

(移駐命令に遵はなかつたため番號は既に撤銷した)

本事件は完全に軍紀整飭の問題である。即ち前方の抗戰各部隊を襲撃し、叛變を實行した結果、中央より軍團の部署を次の如く調整することゝし廿九年十二月九日正午、新四軍全部は去年十二月廿一日以前長江以北地區に移駐し、三十年一月卅一日を期限と

し、それ以前に黄河以北地区に到つて作戦し、併せて銅陵一帯に行動するやうに指令した。が該軍はその北移の路徑をとるに當り命令に遵つて行動しないのみならず、口實を設けては延期を企圖してゐた。顧長官は軍令の尊嚴を維持せんが爲め、再び該軍の原地より該軍を北渡せしめやうとしたが、該軍は悍然として顧みず、擅しに自ら行動し、北向して江を渡らなければかりか、涇縣より太平區に向つて南進し、上官總司令部の壘を企圖したのである。適々四十師が蘇南より換防して後方に至つて整調するに當り、新四軍は早に其行軍する道路を詳悉して居り、該師が本月一日三溪に到達するや、四日の晩全軍を潜かに茂林（涇縣南約八十里）に集結し、兵を左・中・右路に分つて該師を襲撃した。該師は突然襲撃せられて抵抗し得ず、僅かに自衛するのみであつた。こゝに第三戰區司令長官は紀綱を整飭せんがため制裁の令を下した。十二日に至つて該軍は全部解散せられ、該軍々長葉挺は捕へられ、現在軍法會議に交付して審判中であり、該軍の番號は既に命令を以て撤廢した。以上該軍が軍令に違反して制裁せられた経過である。

（地盤の擴充を企圖し、擅しに自ら友軍を襲撃した）

今次新四軍の違令叛變は、偶然發生したのではなく、實に該軍の一貫した陰謀であつて、顧長官の十三日夜時の電の轉報に據ると、捕へられた該新四軍參謀長趙凌波の談によつて真相は明白である。該人の供詞は下の如くである。

- 一、葉挺等は自ら令を奉じて移動を開始した時、北調の令に遵はずと決意し、早に蘇南に移行するの計を定めた。先づ金壇、丹陽、句容、溧陽、溧陽等の縣に盤踞し、東南の政治分府を擴充し、機構を強化し、短期内に京滬杭三角地區を掌握して根據地を建立せんとした。
- 二、先づ政工人員、幹部官佐武装士兵を陸續として蘇南に赴かしめ、金・丹・句・朝・溧五縣の間に勢力を擴充し全部の到達を待つて後反抗を展開し、併せて第×遊擊區内の抗戰國軍を併吞し、再び蘇北・黃橋の局勢にならうて太湖・浙西に向つて擴展せんとした。

三、移駐費及び彈藥五十萬を携帶し、全部の兵力を涇縣に集中して一帯に行動せんとした。

四、ついで命令に従つて皖南の原地より江を渡つて頗る失望し、唯彈藥の到着を請ふばかりで、再び日艦の封鎖を口實に蘇南より南の渡江を拒否して蘇南盤據の目的を貫徹せやうとした。

五、第四十師が蘇南より換防せられ、後方に至つて整調せんとするに當り、新四軍はその行軍の道路を詳悉し、次いで該師が一日午後三溪——楊橋橋間に到達したのを認めるや、四十師襲撃の唯一の機會とし、遂に三日謀を定め、四日夜全軍潜かに茂林に赴き、兵を左、中、右三路に分ち、先づ人を制する手段を發して目的を到達せんことを期した。

（幸に軍民ともに力を發せ、よく短時日間に平定した）

其計畫は第四十師撤滅後、その左支隊は丁王廠叛變一帯に於て一〇八師を牽制し、中右兩支隊は胡樂司申路東岸に急行し、倉庫被服、糧彈を奪取し、直ちに×地上總司令部を襲ひ、然る後に左支隊と分れ郎溪・溧陽に趨いて蘇南部隊と合同し、再び冷欣部及び郎溪一帶の抗戰中の國軍を挾撃して紛亂の局を擴大し、中央をして應對に窮せしめ、中央を脅迫してその要求を容れしめんとした。

葉項等は五日辰分發した各電の詞が柔和であつたため攻撃を緩めたが、しかもその中に「無意に挑撥を表示して禍を國家に嫁さんとす」等の語があつた。

これによつても該軍の叛變の陰謀は明々白々である。第四十師は倉卒として應戰自衛し、顧長官が該軍に對して機を逸せず處置し、全部掃蕩したのは、實に軍紀を維持する上の必要な措置であつた。全國一致團結して抗戰する現在、かくの如き叛變を發生したのは、實に痛心すべきことである。中央は軍令を必ず貫徹し、綱紀は必ず維持して、抗戰最後の勝利の爭取に到達しなければならぬ。故に斷然該軍の番號を取消すと共に、叛軍の官長は別に軍法會議に交付して審判し嚴重處罰を行ふこととする。此次の事變は幸に前方の將士が力を發せて命に従ひ、當地の民衆が明かに忠奸を辨じたため、協力して滅獲した。而して新四軍官兵中の大半

は深く大義を識つて敵に附くことに甘んぜず、紛々として投降し、以てよく中國の内亂を平定したことは、顧長官が變に應じて之を肯定した比ではないのである。

かゝる重慶側の發言に對し、十八日中共側は皖南事變に對する談話を發表し、重慶側の新四軍への責任の轉嫁を駁し、本事件は國民黨側より惹起したものであると次の如く主張した。

(一) 新四軍皖南部隊消滅の陰謀をした罪魁禍首を嚴懲すること。(二) 捕はれた新四軍將士全部の釋放、並に葉軍長等軍政幹部の生命の安全を保障すること。(三) 新四軍皖南部隊死傷將士及其家屬の撫卹。(四) 華中數十萬大軍の剿共戦争の停止。(五) 西北反共封鎖線の折毀。(六) 全國各地に於ける共產黨員及愛國人士の逮捕殘殺等の犯罪舉動の停止並に一切の愛國的政治犯の釋放。(七) 何應欽等一切の親日分子の肅清。(八) 一切の抗戦を破壊し、團結を破壊する陰謀の企圖に反對す。(九) 抗日陣容を嚴整し抗戦到底を堅持すること等の八項を要求した。又周恩來も新華日報紙上に於て苦衷を訴へるところがあつた。

次いで翌十九日中共は「新四軍皖南部隊慘被圍殲真象」と題する新四軍事件の真相を、江淮日報紙上に發表した。一、所謂新四軍の命令に違反抵抗し指揮に従はずといふこと 二、新四軍の渡江路線の問題 三、新四軍の移動時間のこと 四、所謂「口實を設けて要求した」こと 五、結局何人が何人を打つたかと云ふこと 六、所謂江南にて根據地を建設せんとしたこと 七、葉項正副軍長と新四軍部隊 八、番號の取消しと軍長を裁判すること等に分つて

述べ、この中に於て新四軍の給料は昨年九月から支給を停止せられて居り、葉項正副軍長の幾回かの請求によつて始めて十二月分が補給せられたが、但し本年正月分はまだ支給されてゐないこと、新四軍の彈藥は去年三月から現在まで五萬發の支給を獲た以外に一發も補給を受けないこと等を力説し、友軍が計畫的に新四軍を消滅せんとしたのであると斷言した。

パニッシキン・ソ聯大使も十八・九兩日に互り、ジョンソン・カー英大使を訪問、外交部長王寵惠に對しソ聯政府は今回の事變に關して重大な關心を有すとの申入をなした。廿日より重慶側は最高國防委員會を開催して對共態度をねると共に葉挺・超涼波の軍法會議が開かれた。一方中共は新四軍再建のため新に陳毅を軍長に、張雲逸を參謀長に任命し、周恩來に引揚命令を發すると共に、中央軍の突破北上を命ずるに至つた。この事件の影響をうけて國共の軍事衝突は安徽北部・蘭州附近にも發生をみるに至つた。

廿七日蔣介石は國府擴大記念週に於て「新四軍に關する演説」を行つた。今その訓詞の要點のみをあげると左の如くである。

(一) 本年當初諸氏は、過去一年間の工作の成績を検討し、今後一年内の事業の進展を策畫せよ。

(二) 最近の國際情勢は、更に我國の作戦に有利である。

(三) 日人の最近の謠言を駁斥し、並に新四軍事件の性質及び經過を説明する。

(四) 新四軍解散の原因を講明し、中國の抗戦は只軍紀を整飭する問題であつて、絶対に内亂となる理由はないの

である。内亂のため分裂するといふ言辭を弄して視聽を搖惑する者は、之を流藉に附庸してその所屬を掩護するものである。

(五) 紀律は一切より重し、軍紀を整飭するのは、作戰の勝利の唯一の問題である。

(六) 作戰革命の成功は、全く革命の主義、精神と紀律にかゝつて居る、國民政府は、必ず先づ法紀を森嚴にし、よく險惡な環境を克服して使命を完成した。

(七) 反叛を制裁し軍紀を嚴整する意義は、一、相手の災を幸にし禍を樂しむ心理を打撃すると共に、その造邊挑發の伎倆を粉碎せんとするものである。二、全國軍隊の團結を鞏固にして、作戰の力量を増加せんとするものである。

(八) 政府が過去に新四軍の維護に苦心した事實と、今次嚴格に紀律を執行した精神とを次に説明する。

(九) 諸氏は、新四軍事件は革命史上の最も悲痛な一頁であることを認識し、今後は絶対に一致團結して軍令と軍紀を貫徹せられよ。

(十) 作戰は既に最後の勝利の關頭に到つて居り、全國軍民の法を守つて職を盡くし、努力奮勇して國民革命の大業を完成せられよ。

この内で蔣介石は「新四軍は國民革命軍の一部であり、自分は常に國民革命軍の統帥である。自分は常にわが革命軍は一大家庭であると説いてゐる故、自己の部下をみることは家長のその子弟をみるが如くである。子弟が良好であ

れば、これは家長の榮幸であるが、もし子弟が不良であれば、これは家長の恥辱である。これがため新四軍は、過去に種々の罪惡があつても、自分は統帥の責任のために自己の責任をよく盡くさんとし、自己の部下を愛護し、我は只不斷に警告し、隨時督責した。全體として彼等が覺悟を自ら新たにし、よく革命成功の軌道に乗つて、眞に國家民衆のために努力することを希望し、彼等の罪惡を暴露し、彼等の反省の道を絶たしめるのを願はなかつたのである。これは自分の忍びざるところであるが、これらの苦心も彼等を感じせしめえず、却つて中央は柔弱無能であるとし、甚しきに至つては自分が彼等を忌憚してゐると思ひ、遂に國際視聽に影響する分裂内戰を宣傳し、更に國人にも吾等の内部の弱點を知らしめるのを惜しまなかつた。かくの如き手段を以て相威脅し、一部の行動の放肆跋扈、荒謬絕倫にしてその用心の惡劣なことを取り來つて、國人に本軍の弱點を暴露し、上官を恫嚇するに至つた。かくの如きさかしまの行爲に對してはもはや寛容の餘地なく、遂に隱忍姑息し得ずして斷然制裁を與ふるに決したのである。」と中共の新四軍事件の暴露に酬むたのである。

二月に入るや、中共は黨員の肅清工作に着手し、反共肅正委員會ならびに監視處を設け、十五日迄に一八〇〇名の犠牲者を見るに至つた。而して圍を突いて逃れた新四軍の一部は、江北の鹽城・東臺附近に集結するに至つた。國共間の交渉が行はれる一方、わが東臺攻略部隊の押収した文書によると、中共の新四軍への指令の根本的態度は、一、重慶の命令に對して一應順應の態度を示すが、黨軍の軍事的攻勢に對しては斷乎應戰せよ。二、蘇北の赤軍根據地の確保、韓德勳を打倒せよ。三、西進して蕪湖兩岸地區に策動し黨軍の政治經濟組織を破壊せよ。等であつた。

今新四軍に關する上海に於ける一部の見解を、チャイナ・デイリー・ニュースの刊行者への投書欄から紹介すると、次の如くである。

「前略」報道が眞實であるにせよ、ないにせよ。この不幸な事件は抵抗力を減少し、大規模な内亂の端緒となるかもしれないといふ點に於て、支那にとつて損失である。その結果日本はヒットラーの英國攻撃と關連して支那事變を自由に處理し、南進を推行し得ることとなるであらう。それ故、本問題は支那人民のみならず、あらゆる民主國の人民——特に東亞に居住する英米人に關係があるのである。もし阻止されなければ大内亂の端緒となるのである。シャンハイ・ガーデイアンの論文に據ると、新四軍の軍長葉挺は、その軍隊の一部（新四軍の十分の一の一萬）が日本軍に掃蕩せられるのを欲しなかつたので、顧祝同に哀訴したと云ふことである。従つて本問題は軍紀問題のみならず、反共・親日の表れであると思ふ。重要な點は、日本の南進を阻止することである。民主國はヒットラー・ムッソリーニー・近衛の聯合に對抗して、チャチル・蔣介石並に彼等の背後にあつて支持する偉大なルーズヴェルトの如き顯著な指導者を持つことは、實に幸福である。……」

かゝる一部の空氣が存在してゐたことは疑ひなからう。従つて國共の全面的衝突は回避せられ、交渉が續けられたのである。

二月十五日、毛澤東は左の如き「善後辦法十二條」を重慶國民參政會秘書處に電請した。

- 一、排黨の制止。
- 二、一月十七日の命令を取消すること。
- 三、皖南事變の禍首である何應欽・顧祝同・上官雲相三人を懲辦すること。

四、葉挺の自由を恢復し繼續して軍長に當てること。

五、新四軍の人槍全部の交還。

六、皖南新四軍傷亡將士全部を撫卹すること。

七、華中の剿共軍を撤退せしめること。

八、西北の封鎖線を平毀すること。

九、全國一切の捕はれた愛國政治犯を釋放すること。

十、一黨專政の廢止、民主政治の實行。

十一、三民主義の實行。

十二、各親日派首領を逮捕して國法審判に交付すること。

（右）政府の採納を請ふ、政府がまだ裁奪を與へない前には、澤東等は出席し難いのである。特にこれを通知す。敬
饒希察、毛澤東、陳紹禹、秦邦憲、林祖涵、吳玉章、董必武、鄧穎超、副印。

猶共產黨は三月の國民參政會には、中共側の七參政員は出席し難いことを言明すると共に、三月二日中共代表董必武、鄧穎超は、臨時解決辦法十二條を國民參政會に提出し、重慶側が之を採納し身邊を保證すれば、武、鄧は必ず參政會に出席すると表明した。「臨時解決辦法十二條」は左の如くである。

（一）即時全國の中共に對する軍事進攻を停止すること。

- (二) 即時全國の政治壓迫を停止して中共及各黨派の合法地位を承認し、西安・重慶・貴陽及び各地の捕へられた人員を釋放し、各地の封せられた書店を啓封し、各地に扣寄せる作戰書報の禁令を解除すること。
 - (三) 即時新華日報に對する一切の壓迫を停止すること。
 - (四) 陝甘寧邊區の合法的地位を承認すること。
 - (五) 敵後の抗日民主政權を承認すること。
 - (六) 華北・華中・及び西北防地は均しく現狀を維持すること。
 - (七) 十八集團軍の外に再び一集團軍を成立せしめ、兩集團軍は共に六ヶ軍を轄有せしむべきこと。
 - (八) 葉挺を釋放して軍職に任ずること。
 - (九) 皖南に於て捕はれた全幹部を釋放し、難に死した家屬を撥款撫卹すること。
 - (十) 皖南に於て捕獲した人槍を退還すること。
 - (十一) 各黨派の聯合委員會を成立せしめ、每黨每派一人を出席せしめ、國民黨代表が主席となり、中共代表は之に副せしむること。
 - (十二) 中共代表は參政會主席團に加入せしむること。
- かかる要求をなす一方、中共側では二月廿五日「八路軍および新四軍軍政委員會條例」を制定し、遊撃戰の本質と部隊の分散配置の現狀においては、一定限定の集團領域と一定限度の集中指揮の必要を認め、軍、師、旅、團、縱、

枝隊、軍區、軍分區各級の軍政委員會を組織した。³⁰⁾ 二月下旬より晋察冀邊區行政委員長兼邊區軍司令蔣榮臻の下に對重慶國民黨暗殺團員の養成に着手した。³¹⁾

一方三月に入るや、第二期第一次國民參政會(三・一十)が開催せられるに至つた。が中共側は上記の辦法を提出したのみで参加せず、蔣介石は六日第六次會議に於て中央の對共黨態度を説明した。かなり長文のものではあるが、國共摩擦事件に於ける歴史的文献と思はれるので、八日重慶電神州日報より必要な部分を譯載することとする。³²⁾

第二期第一次國民參政會に於ける蔣介石の對中共態度に關する演説

主席 各位參政員、今日中正は政府を代表し、中國共產黨參政員が貴會に向つて提出した各種の條件に對する態度を表明する。報告に先立つて説明を要する點は、政府は本來中國共產黨問題に關する報告を公開するのは欲しないのであるが、今次中共參政員は我が全國民意機關である國民參政會に對して、既に正式に兩電を以て條件を提出した。これは平時の各種の言論、行動とは性質を異にするものである。こゝに國家、民族、作戦より建國の前途の爲に、我が政府は國民參政會に於て正式の意思表示をしなければならぬ。一の國家が對外的に殊死戰を行つてゐる時、全民族の命脈の寄託するところを懸へるのは、綱紀と法令であり、只紀綱が違反せられず、法令が貫徹せられることが必要なのである。勿論その國家が如何なる危険と困難に遭遇しても、危きを轉じて安きとなし、最後の勝利を獲得しなければならぬ。之に反して若し紀綱が敗壞すれば、一切の軍令は貫徹せられず、かやうな國家はいかに強大であつても必ず失敗に歸し、最後には必ず國家を滅亡に陥らしめるものである。現在わが全國軍民は、正に全民族の力量を拵せてXX軍閥と作戦し、この千鈞一髮の時に處して、我々は特に國家の紀綱と法令に注意しなければならぬのである。凡そ事は只國家の紀綱と法令に抵觸したり妨礙しなければ、政治、社會、或は黨派問題も、皆誠を開き公を布して合理的解決を求め得

るのである。政府は中立の事情に對しても、必ずその方針と態度を採取し、終に委曲全を求め、團結禦侮を期し我が抗戰最後の成功の目的を到達しなければならぬのである。

但し參政會秘書處の接した共產黨參政員の函電に依れば、中共は前後二回に亘つて、(一)善後辦法 (二)臨時解決辦法各十二條を提出した。これらの條件は、先に重慶にある各位參政員の多くが接倒したものであるが、政府方面は勿論、機關と個人及び本席自身もかやうな條件をかつて接倒したことはない。現在われらは參政會中に於て、この兩次の條件を見るに至つた。勿論其の題目或は内容より説き來ると、皆非常に驚いたのである。中國共產黨は同じく中華民國の國民であるのに、計らずもこの對日抗戰の時遂に吾が本國に向つてかやうな條件を提出し、且吾が全國民意機關である國民參政會に對して、其の案件を提出したことは、明かに吾が本國政府と國民參政會に對して敵對的地位に立つものである。彼等が提出した條件に對して、自分は多言するを欲しないし又必ずしも論駁するわけでもない、只其の内容と意義の所在を以下概括説明することとする。

兩次の條件の内容を綜觀すると、軍事、政治、黨派の三部分に大別することが出来る。第一次の「善後辦法」中の第一條より第八條に至る各條と、第二次「臨時解決辦法」中の第一及び第六より第十に至る各條は、皆軍事の範圍に包括し得る。第一次條件中の第九、第十二の兩條及び第二次條件中の第三より第五に至る各條は、皆政治の範圍内に包括し得る。其餘の第一次條件中の第十一、及び第二次條件中の第十一、第十二各條は皆黨派の範圍に入れ得る。この三部分の意義の所在と抗戰に對する影響について、概略の説明を加へる。

第一、軍事の部分について云へば、其の意義は、令に違つて命に抗した叛變の軍隊に對して制裁を命令し得ないばかりか、軍事當局を懲罰し、叛軍の損失を賠償すべきことを政府に要求するものである。

第二、政治の部分について云へば、其の意義は、即ち、國民政府の行政系統以外に特殊の區域を劃定し、其特殊の政治體制を承認すべきことを要求し、かつ政府が公私團體並に個人の不法行為を法によつて取締ることが出来る。第一次の「善後辦法」中の第一條より第八條に至る各條と、第二次「臨時解決辦法」中の第一及び第六より第十に至る各條は、皆軍事の範圍に包括し得る。第一次條件中の第九、第十二の兩條及び第二次條件中の第三より第五に至る各條は、皆政治の範圍内に包括し得る。其餘の第一次條件中の第十一、及び第二次條件中の第十一、第十二各條は皆黨派の範圍に入れ得る。この三部分の意義の所在と抗戰に對する影響について、概略の説明を加へる。

第三、黨派の部分について云へば、其意義は只中國共產黨が國民參政會に於て特殊の地位と特殊の權利をもち、政府が參政會中の各黨派及び無黨派の參政員に對して、中共と一律平等の待遇をなし得ざることを要求し、然らざれば中共は出席を拒絶するといふのである。彼等の兩次の條件の内容の眞意は解剖すると實にかくの如きものである。

彼等がその條件を提出した時のことを考へてみると、一部の者はその性質がかくの如く嚴格なものであることは知らなかつたのである。政府が若し彼等の要求條件をそのまま接受してしまつた場合には、我が中國は一國家として、又我が國民參政會は一の民意機關として存し得るかどうかを試問したい。現在自分は再びこの三部分に對する政府の意見と方針を貴會に對して以下明白に聲明する。

先づ軍隊の部分について云へば、政府の一致した精神は軍隊の國家化を求めることである。換言すると、國民政府の統轄の下には只一系統の國家軍隊があるのみであつて、決して私黨私人の二系統の軍隊が存してはならぬのである。國民革命軍の一部を共產黨一黨の軍隊と認めることはできないのである。我が軍令は只一個あるのみであつて、二個の軍令のあるを許さない。然らずして何故自ら別に密かに併軍事委員會を組織するのであるか、これは國民政府が容認しないばかりでなく、全國國民の深く痛絶するところであり、忠を抗進に致す中國共產黨が何故かゝることを要求するのであるか。

次に政治の部分について云へば、政府は全國の政治の民主化を期してある。凡そ國家の法律と政令の下にあつては、個人或は團體を論せず、只各々紀律を守り、責任を負ひ、義務を盡し、權利を享受すれば、人はみな自由を得るであらう。さりながら政權は只一個有るのみであつて、一國の内に二つの政權があつてはならぬのである。然るに國民政府の外に別に一政權を成立せしめる

ことを要求するが如き、例へば今次の條件の内にはゆる敵後民主政權の類の如きは、國家の政權を分裂するものであつて、敵人扶植下の併組織、各種の叛逆的政權と異なるものではないのである。これは政府が容れないのみならず、全國國民の痛恨する所であり、誓つて之に同意し得ないのである。

黨派について言へば、現在國內にある黨派は歴史的發展の結果として、事實上執政黨と在野黨の別あり、各黨の大小、歴史の深淺を異にするも、其精神は皆一律に堅硬であり、最も民意機關である國民參政會の内に於ては、該人は皆平等であり、たと國民的立場があるのみで黨派的立場はなく、決して如何なる一黨或は個人といへども、會内において特殊的地位と權利を要求して、なほ萌芽のうちにある民主政治の根基をたつがごときことは、斷じて許さない。以上によつて政府の軍事・政治と黨派に對する一貫した方針と態度は、明白に表示されたと思ふが、參政會諸君の一致諒察を希望する。……(以下略)

かく論じ來つて蒋介石は、中共が民國廿六年九月の宣言を遵守せんことを希望し、中共の「排蒙の制止」(華中剿共軍の撤退)即時全國の我に對する軍事進攻を停止すること」の要求を政府を蔑視した惡意の宣傳であると論駁し、最後に一致抗建の使命を達成せねばならぬと結んでゐる。

以上の如き強硬決意を示すと共に、同六日中央軍各部隊に對し、斷乎共產黨に對し武力抗争を通牒し、中共系の色彩の濃厚な桂林の救亡日報は發行停止を命ぜられ、郵翰暨その他の人民戰線並に親ソ派の連中沈雁冰、田漢、洪深等も重慶に居た、まれない情勢となり、重慶側は最惡の事態に立ち到れば、何應欽を剿共の最高司令官として甘肅天水に出動せしめ、三十萬の大軍を以て一舉に延安を衝かんとする形勢を示し、「中共過激黨徒活動制裁條件十二ヶ條」を制

定施行するに至つた。

これに對抗して、中共も亦九日延安に於て朱德指揮下で大閱兵式を舉行し、將兵を前にして參政大會に於ける蒋介石の演説を駁し、十六日附の強硬要求を重慶に送つた。中共の政治攻勢は先に發表した新民主主義に基くものであつて、「今や重慶政權をもつて英米資本主義に依存するド・ゴール政權になぞらへ、民族革命の資格なしと斷じ、中共を中心となす國內外の廣大な民衆を糾合して新たな民族統一戰線を結成し、其基礎の上に新生の抗日政權を樹立せんとを公然主張する」に至つたのである。かくして事變以後國共の抗争は重大危機に瀕するに至つたのである。

ブラッタは新四軍事件を狭量な黨の偏見とけなし、ニューヨーク・タイムスは「アメリカは支那の内亂の何れにも荷擔援助しはしない。もし支那が日本及び敵國の支配から救はれやうとするのなら、主義の相違を忘れて現下の紛争を平和的に解決すべきである」と論じ、劉共派と中共派の中間に立つ蒋介石その他中立派は、ソ聯政府に調停を依頼したと喧傳せらるゝに至つた。兎に角かゝる列國の支援の下に抗戦を続ける重慶は列國の意圖を無視し得ず、八中全會中(三・廿四―四・二)國共調整委員會を設置し、反共集團の鎮撫に奔走し、重慶側は一應折れて國共妥協への歩みよりがなされたやうである。

四月に入り日ソ中立條約が十三日に締結せられるや、重慶の驚愕は多大であつた。翌日王外交部長不承認を聲明し、ソ聯に説明を要求したが、新華日報は沈黙を守つてゐた。が廿二日中共は國共合作要求のステートメントを發表した。日ソ中立條約締結後の國際情勢の變化、並びに日本の積極的軍事行動に焦慮した重慶側は、中共に大譲歩をな

して妥協を計り、二十八日何應欽は西安に於て毛澤東と會見妥協が一應成立したとは云はれるが、五月には我が四作戦の一つ晋南豫北作戦に於て、國共の聯携ならずして大損害をうけ相互に非難罵倒し、重慶側が中共彈壓を指令すれば、中共は緊急辦法を設け、延安附近に於て國共の軍事衝突が発生した。六月には安徽・江西の國境石門街に於て中央軍と新四軍の對立あり、廿二日獨ソ開戦、廿三日、近衛・汪日華共同聲明が行はれ、七月一日獨伊は南京國民政府を承認するに至り、かゝる國際情勢の變化と共に、國共妥協の空氣が醸成された。

中共は英・米・ソ・蔣四國の提携を力説し、自ら國共妥協に働きかけたが、重慶側は合作の前提として

- 一、中共は絶對的に軍政令を問はず中央に服従する。
 - 二、革命軍事委員會および中共独自の機構一切の解消。
 - 三、すべての反動的活動ならびに宣傳の停止。
 - 四、紅軍は指定防區に移動し抗日に努力すること。
 - 五、中央軍に敵對するが如き態度の撤廢。
 - 六、國共團結、共同抗戰宣言中の任務の履行。
 - 七、朱德、毛澤東など自ら來渝合作問題を商議すること。
- 等の條件を提出し、これに對して中共は第十八集團軍副司令彭德懷を重慶に派遣し
- 一、國共兩代表よりなる作戰、境界設定委員會を設ける、なほ中共の作戰地域は綏遠、察哈爾、山西北部冀晉邊區

河北省東部地區とす。

- 一、中共の綏遠、察哈爾兩省の支配を默認する。
 - 一、中共は八月十五日までに中支各地において活動中の遊撃隊および中共外廓團體を撤退する。
 - 一、七月末までに重慶側は共產軍に對する未拂軍費を支拂ひ、九月分よりは月額二百二十萬元を定時支給し、さらに三個(師)分の近代的武器、機械化兵器を支給すること。
 - 一、西北地區に重慶大本營の出張所をおき、また天水行營を再開し、いづれも國共兩者の連絡機關とす。
 - 一、中共遊撃隊政治部に重慶より派遣員をおき訓練を監視せしめる。
 - 一、第十八集團軍の兵員数を十四萬とし中共系遊撃隊の兵員を十二萬とする。
 - 一、ソ聯空軍の援助による中共赤色空軍を設置する、たゞし飛行機は二百臺を越えない。
- との調整案を提出し、大體軍事は中共に、政治は重慶にとの方針による妥協が進められ、大公報その他の新聞も合作の必要を力説した。が北支に於ては滿城、掖縣、碭山等に國共の軍事衝突が起つた。八月上旬ソ蔣チタ會談が開催され、重慶とソ聯は正式に軍事事項を議したとも云はれてゐる。

要するに今次の獨ソ戰爭に於て英米が一致してソ聯を援助しつつあり、太平洋上にはA・B・C・D陣營の結成をみたる現下の世界情勢の下に於て、米英の屬國と化した重慶とソ聯を背景とする中共は、幾多の矛盾を胚胎しつつも未だ決裂するに至らず、世界情勢の轉移にその運命をゆだねつゝある。今日支那に於ける彼我の戦は漸次討伐戦に移

行しつゝあり、重慶は僅かに印度、ビルマを背後とする西南に根據をもち、中共又ソ聯に近き北支に赤色丁字型地區の形成を夢みて漸次集結政策をとりつゝあり、國共は我が討伐の間隙をぬうて地盤爭奪の軍事衝突を相不變諸所にくりかへすであらう。

註

- 1、國共相剋問題の光明 大陸 昭和十六年一月號。
- 2、同書 七一九頁。
- 3、王稼青 抗戰中の兩條軍事路線與反對投降降派反共派的鬭爭（毛澤東等著 相持階段中の形勢和任務 六四頁）。
- 4、昭和十五・三・十六東朝。
- 5、昭和十五・四・十六東朝。
- 6、昭和十五・四・十七大陸新報。
- 7、昭和十五・四・廿二東朝。
- 8、昭和十五・四・廿一東朝。
- 9、昭和十五・四・三〇東朝。
- 10、昭和十五・五・二東朝。
- 11、震驚中外的「皖南慘變」面面觀（民國三〇年三月世界出版社印行）この翻譯 東亞資料丙第二二〇號 中外を震驚せる皖南慘案 一六一—二二頁。
- 12、昭和十五・八・廿大陸新報。

- 13、昭和十五・九・十東朝。
- 14、昭和十五・九・六大陸新聞。
- 15、昭和十五・九・六東朝。
- 16、昭和十六・一・六東朝。
- 17、昭和十五・十一・十三東日。
- 18、昭和十六・一・四東朝。
- 19、ニューヨーク特電九日發（昭和十六・一・十一東朝）
- 20、前掲、中外を震驚せる皖南慘案八八—八九頁。（東研、東地資料彙報）
- 21、民三〇・一・十八 神州日報（申報も同じ）。
- 22、昭和十六・一・廿東日。
- 23、前掲「皖南慘變」面面觀 七〇頁。
- 24、昭和十六・一・廿東朝。
- 25、東朝昭和十六・一・十六。十九。廿。廿一。廿五。廿六。
- 26、民三〇・一・廿九—卅一、神州日報。
- 27、東朝、十六・二・廿五。
- 28、The China Weekly Review, Feb 15, 1941.
- 29、この二つの辦法は三月九日參政會席上に於て暴辭せられたのである。民三〇・一・十申報所載に據る。
- 30、昭和十六・三・廿四東朝。

- 31、昭和十六・三・十九東日。
- 32、民三〇・三・十一—十二、神州日報。
- 33、昭和十六・三・三〇、三・三十一。三・十九東朝。昭和十六・三・廿六東日。
- 34、昭和十六・三・十三東朝。
- 35、The China Weekly Review, Feb 15, 1941, p. 304
- 36、New York Times, Feb 15, 1941, p. 66
- 37、昭和十六・三・十八東朝。
- 38、昭和十六・三・廿九東朝。
- 39、昭和十六・五・十三東朝。
- 40、昭和十六・六・十東朝。
- 41、昭和十六・六・十五東朝。
- 42、昭和十六・七・十五東朝。
- 43、昭和十六・七・十八東朝。
- 44、昭和十六・七・廿六東朝。

第六章 東亞新秩序と抗日政權

東亞新秩序の建設は第一次近衛聲明(昭十三・十一・三)及び第二次近衛聲明(十三・十一・廿二)によつて中外に宣明せられた支那事變處理の究極目標であると共に、我が國不動の國策であることは第二次近衛内閣の基本國策要綱にも「皇國の國是は八紘を一字とする肇國の大精神に基き世界平和の確立を招來することを以て根本とし、先づ皇國を核心とし、日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序を建設するに在り」(昭十五・八・二東朝)とあるに依つても明かである。

十三年秋の漢口、廣東の二大會戰以後、我が軍事行動は蔣政權の反攻を擊碎し、その遊撃隊を掃蕩するは勿論、主として授蔣ルート即ち重慶政權の對外輸血路の遮斷に集中された。香港ルートの遮斷並に北海、南寧作戰ついで佛印への平和進駐(十五・九・二三)による佛印ルートの遮斷がなされた。この間第二次歐洲大戰は進展してオランダ、フランスの敗北となり、蘭佛兩國の屬領である蘭印、佛印は授蔣國と我が國との間にあつて經濟的、戰略的重要性をともに増大し來り、佛印、蘭印の歸趨が支那事變處理と不可分の關係を有することは、有田前外相の東亞自主宣言(十五・六・廿九)ついで松岡外相の大東亞共榮國の樹立聲明(十五・八・二)によつて明かである。こゝに支那事變そのものが極東的規模でなく歐洲大戰を繞る世界の變革過程とならば關聯なしには解決しえないといふ必然性が認

識せられ、日獨伊三國同盟の締結（十五・九・廿七）をみるに至つた。近衛首相の日獨伊三國同盟條約締結に関する演説において「究極するに日支の紛争は世界舊體制の重壓の下に起れる東亞の變態的内亂であつて、之が解決は世界舊秩序の根柢に横たはる矛盾に一大斧鉞を加ふることによつてのみ達成せられるのであります。即ち日本は眼前の支那事變を解決すると同時に全世界の紀元を更新すべき絶大の偉業に参畫し、その重要な役割を分擔せねばならなくなつたのであります」と述べられてゐる。

蔣政権の外交部長王寵惠は、中國は日獨伊同盟に對して如何なる態度をとるかとの中外の記者の質問に對して「日獨伊三國は既に九月廿七日ベルリンに於て同盟締結の調印をなし、日本は獨伊兩國の「歐洲新秩序」建設の指導的地位を承認し、獨伊は日本の所謂「大東亞新秩序」建設の指導的地位を承認するといふことである。かゝる規定は歐亞兩洲に於ける其他各國の合法的地位と權益及び歐亞兩洲以外國家の歐亞に於ける合法的地位並に權益を完全に無視し、その破壊を企圖しつゝあることは明らかである。元來中國政府の目的は、合法的國際秩序を擁護し、世界各國が平等的地位を以て友好相處するにあり「新秩序」に藉口して世界の合法的秩序を侵略破壊せんとする者に對しては、中國政府は過去一貫せる政策によつて強硬に反對するものである。中國政府と人民は世界の合法的秩序のための努力奮闘を繼續するに決定した。中國政府は決して所謂「大東亞新秩序」を承認せず。殊に日本が所謂大東亞につき調印せる條約を承認することは出来ない。しかも中國の法律上の地位或は權益に影響するものでなく、又中國政府の態度と政策に絲毫も影響する能はざるものである（九月卅日重慶電、中美日報）と答へて舊態依然たる抗戰態度を示した

のである。

汪兆銘は近衛聲明に呼應して抗戰陣營を離脱して和平聲明を發してより（十三・十二・廿九）主和派を糾合して和平救國運動を展開し、和平反共コースによつて純正國民黨を組織すると共に、南京に新中央政府たる國民政府が成立し（十五・三・卅）、局部和平より全面和平が提唱せられた。重慶政権においても歐洲大戰勃發後蔣列強の消極化に相伴うて和平論が擡頭し、王寵惠の米の和平調停希望聲明（十四・九・二八）カ大使の調停工作（十四・一〇・二二）張群らの汪勢力牽制の直接和平説、顏慶惠の和平主張（十五・四・十）英米佛三國大使の蔣介石、王寵惠への和平勸告（昭十五・民廿九・四・十二）が傳へられ、五月には日本と重慶との直接和平説が流布され、六月以降獨伊の和平論が喧傳せらるゝに至つた。いかに和平論が抬頭して居つたかは、中國共產黨の「國民黨が日本に投降する空前の危機が迫つて居る」（七・七時局宣言）、共產インク紙の「支那の抗日統一戦線に重大なる分裂の危機が差迫つてゐることを指摘せざるを得ないのである」（九月號）によつても、亦妥協傾向なる新造語によつても明かであつた。

これに對してわが事變處理方針としての對重慶工作は、第七十五議會に於ける米内前首相の「新政府が出来上つて差當り重慶政府と對立關係となるといふことは已むを得ないものと考へて居りますが、重慶政府が願意解體して新政府の傘下に入ることを期待するものであります」との答辯における如き方向に進められたことは、今次第七十六議會において一月三十日、中山福藏、井上貞次兩氏の支那事變處理と和平問題に關する質問に對して松岡外相がなした左の如き答辯によつて明かとなつた。

「記憶がはつきりしてゐないが、近衛聲明は國民政府を相手とせずといふことであつて、確かその年の十一月頃だつたかと記憶してゐるが、國民政府と雖も顯然改めて、日本の方針に共鳴し來るなら相手とするといふやうに變更されてゐる。その變更された方針によつて重慶政権ともいへる。現内閣ができる前において既に民間においてもその運動があつた。現内閣の方針はやはり變更された方針に基いて彼の反省を求めてきた。その反省の眼目は、主として汪精衛氏を首班としてゐる南京政府と合流せんか、さうして考を變へてこの合流された基礎の上にわが政府と全面和平を遂げんかといふやうな考で試みてきたのである。」(十六・一・卅一東朝)

と外相は語つてゐる。こゝで顧みなければならぬことは重慶政権の外交は、一切の日本帝國主義侵略に反對する勢力と聯合して日本の侵略を制止する(抗戰建國綱領、外交)を本質として、歐洲大戰勃發後英佛より米ソ依存の傾向をとり、獨逸の壓倒的勝利によつて親獨派の抬頭をみたが、三國同盟締結による英のビルマ・ルートの再開、ルーズヴェルトの大統領三選、米國の反日深化といふ國際情勢において親獨派は退場して(聯ソ)對米(英)依存といふ外交路線を辿ることゝなつた。又重慶においていかに和平論が抬頭しても、それは偽裝和平であるか、さもなくば第三國の仲介による和平、或は日本との直接和平の欲求であつて南京の汪政権への合流解體を容易に肯んじなかつた。かくして重慶政権においては抗戰論(抗戰民族主義)が依然として大勢を指導したのである。

こゝに十一月三十日、重慶政権が「なか／＼反省しないので、たうとうその反省を待つてゐられないから實は南京政府を支那の中央政府として基本條約の締結を見る(松岡外相前掲答辯の續き)に至つたのである。日滿華共同宣言

を通じて國民政府の承認と同時に滿支兩國の相互承認を見、日滿支三國は打つて一體となり、東亞新秩序の共同目標に向つて邁進することゝなつた。實に日本は抗日諸勢力に對して決然たる永久打倒の方針を宣言すると同時に「國民一致して中華民國の唯一の正統政府たる國民政府に對し全力を擧げて援助協力を爲す決意を固めたのである」(十六・十一・卅、南京阿部大使談)

重慶抗日政権は國民政府の承認、日華基本條約の調印に對して如何なる態度をとつたかと云ふに、王寵惠外交部長は左の如き聲明を發した。(昭和十六・民國三〇年十一月三十日發表)

「日本は既に南京政府と所謂條約を締結した。日本はこれによつて中國及び太平洋に於ける一切の法律と秩序を破壊せんとしてゐるのである。日本はその侵略行動を繼續する一步の段階として機構を造り、以てその欲望を遂げんとしてゐる。今回締結された條約はその制覇と侵略政策を助成せんとするもので、實にこの種の機構は東京政府の一部が中國領土の上に移植されたものであり、日本軍の政策實行の工具たるに過ぎぬ。中央政府(重慶)は既に汪政府に對する態度を表明してゐるがこゝに重ねて聲明する。即ち汪兆銘は中國の罪魁であり、その機關は全く非法的存在である。無論その行動に關しては對内的對外的に無効であり、その締結せる條約も非法無効である。又如何なる國家も汪政府を承認することは中國に對する、最も不友誼的行爲であつて該國とは通常關係を斷絶せざるを得ない。日本が中國及び太平洋に於て如何なることを企圖するとも、中國は抗戰し以て最後の勝利を得る決心であり、自ら必勝を信じてゐる。蓋し自由と法律と正義は必ず戰勝を齎すであらう。」(重慶十一月三十日發表)

猶十二月二日朝擴大記念週の後蔣介石は新聞記者と會見、今次日本の南京政府承認と新條約調印に就て、各友邦との關係を如何に見るかとの質問に對して「太平洋に關係を有する友邦の歐洲戰爭に對する見解と利害は、今日極東に於ける立場、目的、利害と完全に一致するものであつて、各國は誠意を以て共同合作し、迅速に有效の行動をとつて、以て日本に對抗すべきである。これ余が十ヶ月前の希望であつて現在既に開始されつゝある事を信するものであるが、更に今回「日汪條約」の締結を機として速かに實現さるべきことを希望するものである」(重慶十二月二日發電)と答へてゐる。

重慶大公報は「斥日汪條約」なる社説の結論において「日本が中ソ英米の共同敵人であることは確定して居る故、ソ聯、英米は必ず中國抗戰の重要なことを認識して積極的援助を加へなければならぬのである。華を助くるは就ち己を助けるものである」(民廿九・十二・十六、神州日報每週文摘)と述べてゐる。以上をもつて重慶政権の立場と態度がいかなるものであるかは明瞭となつたであらう。

これはアメリカのハル國務長官の「南京政権は傀儡政権であつてアメリカ合衆國は重慶の蔣介石政権承認を依然として繼續する」との聲明と「支那の敵への壓力を繼續増大せしめる」(十二月二日、ニューヨーク・タイムス紙)敵對國の最後の敗北に利害關係を有するアメリカ合衆國並にアメリカ人の大多數は、與へられる軍需品、獲得しうるアメリカ非並に支那の利益のために何處でも使用しうるアメリカ非等の缺乏のために、支那の日本への抵抗を弱体化せしめることは出来ない」(ニューヨーク・ヘラルド・トリビュン紙、十二月二日)との理由による授蔣一億弗の新借款、及

び「蔣介石の重慶政権のみを支那における合法的政府として認める」との英の聲明と授蔣一千萬磅借款に依つて勇氣づけられたのである。こゝにおいて重慶の抗戰態度は一段と昂揚したもので、如く神州日報十二月三十日所載の重慶大公報の「充滿樂觀」なる論説の大意は左の如くである。

中國の抗戰は已に約三年半になるが現在が最も樂觀すべき時である。第一に中日大勢より説くと、三年前にあつてはわれらの抗戰は極めて悲惨な状態の下に進行した。全國家民族の運命をかけて亡びざることを求めたのである。當時にあつては最高統帥の眞正な見識を除く外、何人も皆中國が必ず敗亡せざることを求めたのである。國父孫先生生前嘗つて「日本は三日にして中國を亡す可し」と警告し、日本は確かに三ヶ月にして中國を必ず亡す自信があつたのであるが、現在われらはこの種の憂慮と危険は全く存在してゐない。三年餘の大戦によつて中國は必ず敗亡せずとの確信を得たことは、これ最大の樂觀すべきことである。中國の敗亡すべからざるを根據づける一前提は、日本の一切の危運がこゝに始つてゐるのである。近衛の東亞新秩序は中國を滅亡せしめんとし、後彼は東亞新秩序に防共を強加し、更に南洋諸邦を吞滅せんとした。もと日本が退しうることが出来た歐戰の神風は、中國を滅亡せしめることが出来ぬために、いはゆる南進は畫餅となるを免れなかつた。われらはかつてその滅華、仇蘇南進を説いた。彼はすべてを成さんとしたがすべて成らず、しかも萬事成らざるのみならず、これによつてまさに自己崩潰に到らんとしてゐるのである。現在日本の状態は既に十分に危険な境地に到つてゐる。彼は「大な野心をもつてゐるが、その野心を實現する力が絶対にない。最も主要なものは經濟的に支持することができぬことである。」

……今次の外交の失敗は三國同盟を紙上の老虎とし、已に戮せられて通天漏洞し、日本は明かに上次の時對米開戦の危険を負ひ、獨逸は毫も予ふる所なし、三國同盟より日汪條約に至つてソ聯を顧慮せしめ、米英を硬化させ獨逸は黙して助をなさず、外交の失敗は徹底してゐる。再今次の政治的紊亂は最も危険な一點である。……第二。外交の大勢より説くに、九一八事變起つてよりこの十年來われらは外交の逆境に處し、現在に到つて世界の連日烽火の中にあつて却つて外交の黄金時代を出現した。

第一。ソ聯。中ソ日はもとこれ東方の三鼎足である。……九一八事變爆發するに至つて、ソ聯は事實上防禍避衝の政策を採取し、當然援華制日に至らず、我が抗戦の軍起つてよりソ聯は立ちどころにわれらと不侵犯協定を締結し、これより特に精神と物質兩方面にあつて我に對して一貫して援助するのみならず、張鼓峰、ノモンハン兩役は直接日本に打撃をあたへた。日本は縦横閉塞せしめられてゐる國際情勢の下にあつて、中ソ關係を離間せしめんと妄想し、ソ聯は東京にあつて對華政策は決して變更せずとの聲明を發出した、がこの聲明の前後ソ聯のわれらに對する物質的援助は更に積極的となつた。

第二。米國。米國の外交原則は徒に空言を尙ぶのを通弊とすることは、萬人の認めるところである。まさしく九一八事變以來、米國の迭次の發言は無力なるに非ずして、日本の猖狂を促進せしめた。更に現在の情形は異つて、米國は、口を動かさずして手を動かすのである。米國の對日廢約、禁運、對華借款售物、自らに對しては増費軍擴等皆これ實際的行動であつて鐵拳を握り、隨時南進の敵人を打撃せんと準備してゐる。一般人は皆米國の輿論の鈍

感にして政府の時を擧するに足らざるを憂ひたが、試みに看よ。現在米國の輿論は、既に巍然として一致して政府の後盾とならないものはない。われらは夢寐にも、米國の實際的援助を求めたのであるが、現在それは一步／＼求めずして來るのである。

第三。英國。英國の妥協政策を列擧すると、誰か疾首痛心せざらんや、歐洲の多くの小國はその妥協政策の犠牲となり、わが中國も亦こゝになつて彼等に幾多の禮を取られたのである。英國との朋友は、まことに交り難いものである。日本が一度獨伊と盟するや、英國は硬化してビルマ路を開放した。日汪が一たび約を調印するや、英國は一千萬磅の借款をあたへた。英國は平時にあつて日本を恐れること三分であるが、現在歐洲生死の大戦の際にあつて、竟によく東方にあつて強硬政策を取つて日本を恐れず、東亞の大勢が既に變つたのを見るべきである。われらの外交は英米佛蘇に注目し、現在佛は失敗したから除いて、ソ英米のかくの如き積極的にして有效なのは、近十年來にないことであると云はねばならぬ。外交の大勢は完全にわが手中に掌られてゐるのであつて當然樂觀すべきである。

以上兩點を綜合してわれらの抗戦の前途は、絶対に樂觀して毫も差支へないものである。(下略)

これによつてもわかる如く重慶政権の抗戦の繼續は、アメリカを主とする援蔣國依存と我が國力の過少評價にかゝつてゐる。その後英米支軍事合作が秘密裡に進行し、蔣軍のビルマ進駐が行はれ、彼等の提唱せる太平洋集團體制は遂に對日包圍陣としてA・B・C・D陣營の名稱の下に形成せられ、重慶はその一翼として我に抗しつゝある。

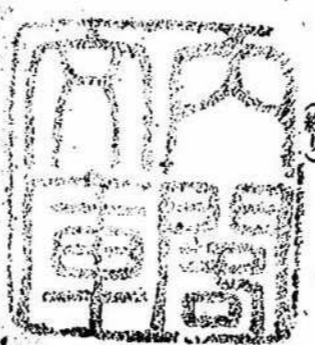
こゝに重慶政權は英米その他第三國を背景として、云はゞ日獨伊の極軸國家群に對立する國家群の支援の下に抗日を續けるといふ立場より現状維持國家群の一翼として抗戦を繼續するといふ形勢を馴致し、全く英米陣營に投じて自らをアメリカの植民地化さんとしつゝある。支那事變は従前にも増して本格的な長期戦の形態をおびると共に、事變の關係は國際的關聯なくしては解決せられないこととなり「東亞に於ける全面的平和の日は近き將來速かに之を豫期し得ざるものがあるのである」(一月二十二日、帝國議會に於ける東條陸相の報告)。

(昭和十六年十月廿八日稿了)

附 註

十六年末大東亞戰爭の勃發によつて、本第六章はやゝ古きに失するが、大戦勃發前の重慶の態度をうかゞふ一助となるかと思ひ、敢て舊稿のまま載せた次第である。

(終り)



附 録

- 一、概 括 年 表
- 二、掲載圖表一覽表
- 三、事變直前に於ける國民黨黨員總數表

一、概括年表

詳しくはやがて公開される「重慶政権施策年表」を参照せられたし

年	日	支	那(重慶政権)	國
昭和民國 西曆	日	支	那(重慶政権)	國
六二〇一九三一	五・一五事件	二中全会(三)	九・一八事件	ルーズベ ルト大統 領トナル
七二二一九三二	上海事件(一三)	三中全会(十二)	上海事件	
八二二一九三三	滿洲國獨立(三)	四中全会(一)	葉衣社成立(七)	
九二二一九三四	聯軍退(三)	五中全会(十二)	塘沽協定(五)	日・獨聯盟退 ヒツトラ總統トナル
十二四一九三五	ワシントン條約廢棄通告(十二)	六中全会(十一)	新生活運動開始(二)	
十一二五一九三六	北支問題紛争	一中全会(十二)	幣制改革 將獨裁漸次強化 中共八・一宣言	ザール獨領復歸(三) ニチオビア戦争(十) コンミンテルン七全 大會
	二・二六事件	二中全会(七)	西南派トノ妥協ナル(九)	スペイン革命(七)
十二二六一九三七	第一次近衛内閣(六)	西安事件(十二) 三中全会(二)		

附 録

十三二七一九三八	維新政府成立(三) 蘇俄事件(七) 武漢陷落(十) 日支國交調整方針決定(十一) 汪重慶脫出(十二)	第二次國共合作(九) 重慶遷都宣言(十一) 中共時局宣言(十二) 抗戰建國綱領制定 三民主義青年團章程(六)	廬山談話會(七)	ソ支不可倭條約(八)
十四二八一九三九平沼内閣(一)	南昌占據(三) 南粵作戰(十一) 新中央政府成立(三) 宜昌作戰(七) 佛印進駐(九)	第三次國民參政會(十一) 第四次國民參政會(九) 六中全會(十一) 第五次國民參政會(四) 七中全會(七)	國民大會延期(九) 新四軍事件發生(十二) 戰時三年建設計畫ナル(三) 田賦ノ中央移管決定(六) 民衆動員ノ強化決定(十)	中共六中全會(十一) 日英會談(七) 第二次歐洲大戰勃發(九) チャチル内閣ナル 佛軍獨探和(六)
十五二九一九四〇米内閣(一)	第二次近衛内閣(七)	第二次國民參政會(三) 八中全會(三)	國民大會延期(九) 新四軍事件發生(十二) 戰時三年建設計畫ナル(三) 田賦ノ中央移管決定(六) 民衆動員ノ強化決定(十)	第二次世界大戰

一、掲載圖表一覽表

十六三〇一九四一	第三次近衛内閣(七) 東條内閣(十)	日獨伊三國同盟ナル(九) 日華基本條約締結(十一) 東亞聯盟(二) 近衛・汪共同聲明(六) 大東亞戰爭勃發(十二)	第二次國民參政會(三) 八中全會(三)	國民大會延期(九) 新四軍事件發生(十二) 戰時三年建設計畫ナル(三) 田賦ノ中央移管決定(六) 民衆動員ノ強化決定(十)	ビルマ・ルート禁絶 獨・ソ國境劃定(七) 日・ソ中立條約(四) 日米會談(六一〇)
----------	-----------------------	---	------------------------	---	--

I 國民黨

- 1 黨員職別別表(民一五)..... 四頁
- 2 省市黨部(黨員)職別別表(民二〇一二三)..... 五頁
- 3 省市黨部と軍隊黨部との比較表(民二二二五)..... 六頁
- 4 黨員の地域別表(民二二)..... 八頁

附錄

- 5 西南地區黨員分布表(民二二)..... 六頁
- 6 事變後國民黨の勢力表(民二八)..... 二頁
- 7 黨部(區分部)の事變前との比較表..... 二頁
- 8 徵募新黨員表(民二八)..... 二頁
- 9 三青團員の職別別表(廣東省)..... 二頁

II 政治機構

1 戰時經濟機構表 九頁

(1) 財政金融行政系統表 九頁

(2) 農林漁業水利事業行政系統表 四二頁

(3) 工商業行政系統表 四三頁

(4) 交通事業行政系統表 四四頁

2 地方行政幹部訓練概況表(民二八—三〇) 四六頁

3 安徽省行政軍事幹部訓練表(民二八) 四七頁

4 浙江省行政軍事幹部訓練表(民二八) 四八頁

5 浙縣政機構圖 四九頁

III 民衆動員

1 事變當初に於ける民衆團體表 五〇頁

2 事變當初に於ける民衆團體地域別表 五二頁

3 事變當初に於ける地域別百分率表 五三頁

4 各省に於ける民衆動員組織の概況圖 五四頁

5 第一戰區の民衆動員組織圖 五五頁

IV 軍事狀態

6 浙江省の民衆動員組織圖 五九頁

1 一支那軍兵士の出身職業別表 二〇頁

2 農民出身兵士の土地所有別表 二二頁

3 紅軍兵士の出身職業別表 二七頁

(1) 一九三〇年(民一九)に於ける 二七頁

(2) 一九三四年(民二三)に於ける 二七頁

4 一九三四年出身地別表 二七頁

5 事變後に於ける兵卒の出身職業別表 二八頁

6 軍事行政機構圖 二九頁

7 事變後に於ける各因の武器彈藥の對支輸出額表 三〇頁

8 支那軍裝備の事變前後比較表 三一頁

9 軍需品供給組織圖 三一頁

V 國共關係

1 國共關係事件概括表 三一—四頁

三、事變直前に於ける國民黨員總數表

中央統計處製——民國廿六年一月の中國國民黨統計簡表に據る。

區 分	省市黨部	海外黨部	軍隊黨部	總 計
黨員發出黨證	三七四、七二五	九三、八一〇	四九七、五五八	九六六、〇九三
預備黨員發出證書	一九六、四一三	一七、一〇一	五七〇、一七七	七八三、六九一
黨員註銷	六、二三八	二、八四七	九、〇八五	九、〇八五
預備黨員黨證註銷	三八、〇〇九	六、八八七	四四、八九六	四四、八九六
黨員死亡	六、九八一	二五五	七、二三六	七、二三六
預備黨員死亡	六九五	二六	七二一	七二一

猶右表の黨員豫備黨員、總數中註銷、死亡黨員を除くと

黨員	九四九、七七二	五六、二%
預備黨員	七三八、〇七四	四三、八%
總 計	一、六八七、八四六	一〇〇、〇%

の如くなる、即ち黨員は約九五萬、豫備黨員を加へると約一七〇萬を數へたのである。亦、黨員總數に於ける省市黨部、海外黨部と軍隊黨部との百分率は左の如くである。

區 分	黨員	預備黨員	黨員總數
省市黨部	三八・七	三二・八	七一・五
海外黨部	九・八	六・二	一六・〇
軍隊黨部	五一・五	六一・〇	一一二・五

(發出黨證に據る)

昭和十八年四月二十日印刷
昭和十八年四月廿五日發行

東京市神田區駿河臺二丁目一番地ノ一
東亞研究所内

發行者 伊藤 斌

印刷者 渡邊 丑之助

印刷所 東京市芝區愛宕町二丁目一四番地
愛宕印刷株式會社
(東京二三三)

發行所 東京市神田區駿河臺二丁目一番地ノ一
財團法人 東亞研究所